

# 市町に対する国県支出金等の調べ

兵庫県 企画県民部 企画財政局 市町振興課 編

## 目

## 次

## 企画県民部所管

[知事室、政策創生部長 <sup>※</sup> 関係]	4
<sup>※</sup> ビジョン局、地域創生局、県民生活局、女性青年局、科学情報局	
[政策調整局、企画財政局、管理局関係]	8
[防災企画局、災害対策局関係]	11

## 健康福祉部所管

[社会福祉局、少子高齢局（高齢対策課、介護保険課）、障害福祉局関係]	14
[少子高齢局（こども政策課、児童課）関係]	25
[健康局関係]	38

## 産業労働部所管

[政策労働局、産業振興局、国際局・観光関係]	44
------------------------	----

## 農政環境部所管

[農政企画局関係]	45
[農林水産局関係]	53
[環境創造局、環境管理局関係]	71

## 県土整備部所管

[県土企画局、土木局関係]	79
[まちづくり局、住宅建築局関係]	82

## 教育委員会所管

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	91
--------------------------	----

## 1 作成の趣旨

この小冊子は、市町に対し交付されている補助金の種類、対象事務・事業の内容、負担割合、交付の方法並びに地方負担額に対する財政措置(地方債)の概要を明らかにし、「地方財政状況調査」及び国・県支出金制度の概要把握に際し、参考にさせていただくことを目的として作成した。

## 2 調査対象

国・県補助金等のうち、市町を対象とするもので、平成29年度以前から継続しているもの及び平成30年度に新たに措置されたもの、制度改正があったものを対象とした。

## 3 調査票の見方(留意事項)

### (1) 補助金等の名称

国又は県の予算による名称等を記載した。

### (2) 交付の方法

「交付の方法」の欄は、次の分類で表した。

ア 国の補助金等のうち県の予算を通さず直接市町に交付されるもの(直接補助金)

- ① 県が追加交付しないもの ○印
- ② 県が法令の規定に基づき追加交付するもの ☆印
- ③ 県が任意に追加交付するもの ◇印

イ 国の補助金等のうち県の予算を通して市町に交付されるもの(間接補助金)

- ① 県が追加交付しないもの及び法令の規定に基づき追加交付するもの △印
- ② 県が任意に追加交付するもの □印

ウ 国の補助金等を財源に県が基金を造成し、基金から市町へ交付するもの ▲印

エ 県の補助金等のうち県が単独で交付するもの ×印

### (3) 主 管 課

平成30年度の県の取扱い主管(部局)課名とし、平成30年度の主管課は( )書きとした。

### (4) 地方負担額に対する財政措置

平成30年度の地方債措置を対象とし、従たるものは( )書きとした。

なお、ここに記述した地方債は、制度的に対象になりうることを示す。

### (5) 備考欄(地方財政状況調査参考事項)

ア 歳出目的別分類

原則として地方自治法施行規則別記予算調整の様式により分類し、一部、平成30年度地方財政状況調査要領の歳出目的分類に従って分類した。

イ 経常・臨時、一般・特定の別

区分はアに同じく平成30年度地方財政状況調査要領により分類した。

(別表)

歳出の目的別分類

款	項	項	項	項	項	項	項
一 議会費							
二 総務費	1 総務管理費	2 徴税費	3 戸籍・住民基本台帳費	4 選挙費	5 統計調査費	6 監査委員費	
三 民生費	1 社会福祉費	2※老人福祉費	3 児童福祉費	4 生活保護費	5 災害救助費		
四 衛生費	1 保健衛生費	2※結核対策費	3※保健所費	4 清掃費			
五 労働費	1 失業対策費	2 労働諸費					
六 農林水産業費	1 農業費	2※畜産業費	3※農地費	4 林業費	5 水産業費		
七 商工費							
八 土木費	1 土木管理費	2 道路橋りょう費	3 河川費	4 港湾費	5 都市計画費	6 住宅費	7※空港費
九 消防費							
十 教育費	1 教育総務費	2 小学校費	3 中学校費	4 高等学校費	5※特別支援学校費	6 幼稚園費	7 社会教育費
	8 保健体育費	9※大学費					
十一 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	2※公共土木施設災害復旧費	3※その他				
十二 公債費							
十三 諸支出金	1 普通財産取得費	2 公営企業費	3 市町村たばこ税都道府県交付金				
十四 前年度繰上充用金							

(注) ※印は地方自治法施行規則別表によらず、決算統計の分類に従ったもの。

〔企画県民部所管〕 〔知事室、広報戦略室長、政策創生部長、女性生活部長関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別分類(款)(項)	經常臨時一般特定の別
電源立地地域対策事業費補助金 (電源立地地域対策事業交付金)	公共用施設整備などの住民の利便性向上のための事業や地域の活性化を目的とした事業の実施	運転が開始されてから15年以上経過し、評価出力の合計が1,000kw以上でかつ、評価発電電力量の合計が500万kwh以上の水力発電施設または、当該発電施設の減水区間が存する市町におけるもの	10/10				△	電源立地地域対策交付金交付規則 平成31年度兵庫県企画県民部補助金交付要綱(電源立地地域対策事業費補助金)	ビジョン課	—	各該当項目	臨時一般
離島航路事業の支援 (兵庫県市町振興支援交付金)	離島航路運行確保費補助事業	市が離島航路事業者に対して行う補助額の20%		1/2 (H22 までは 2/3)	1/2 (H22 までは 1/3)		×	平成30年度兵庫県市町振興支援交付金交付要綱	地域振興課 市町振興課	—	総務費 総務管理費	臨時一般
ふるさと創生推進事業		制度要綱による		10/10			×		地域創生課	—	各該当項目	臨時特定
市町別毎月人口推計調査委託料	市町別毎月人口推計調査(県及び市町の毎月における人口移動状況調査)	均一割、人口割		10/10			×	委託契約 市町別毎月人口推計調査実施要領	統計課	—	総務費 統計調査費	經常特定
統計調査員確保対策事業委託費	統計調査員確保対策事業	均一割、調査員登録基準数割	10/10				△	統計調査員確保対策事業委託要綱	統計課	—	総務費 統計調査費	經常特定
平成31年度教育統計調査市町交付金	学校基本調査	均一割、学校数割	10/10				△	基幹統計調査事務市町交付金取扱要綱 統計法、同法施行令 学校基本調査規則	統計課	—	総務費 統計調査費	經常特定
2019年工業統計調査市町交付金	工業統計調査	均一割 指導員・調査員数割 事業所数割	10/10				△	基幹統計調査事務市町交付金取扱要綱 統計法、同法施行令 工業統計調査規則	統計課	—	総務費 統計調査費	經常特定
経済センサス調査区管理経費市町交付金	経済センサス基礎調査・活動調査	均一割 調査区数割	10/10				△	基幹統計調査事務市町交付金取扱要綱 統計法、同法施行令 経済センサス基礎調査規則 経済センサス活動調査規則	統計課	—	総務費 統計調査費	經常特定
2020年国勢調査準備経費市町交付金	国勢調査	均一割 調査区割 会議出席旅費	10/10				△	基幹統計調査事務市町交付金取扱要綱 統計法、国勢調査令 国勢調査施行規則	統計課 <b>周期調査</b>	—	総務費 統計調査費	臨時特定
金融広報活動事業市町交付金	市町の実施する金融に関する講習会等の啓発事業 11市町	均 等 割 1市町 63,000円以内	定 額				△	平成31年度金融広報活動事業市町交付金事業交付要綱	消費生活課	—	総務費 総務管理費	臨時特定

(企画県民部所管) [知事室、広報戦略室長、政策創生部長、女性生活部長関係]

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別分類(款)(項)	經常臨時一般特定の別
消費者行政推進・強化事業補助金	消費生活相談窓口の強化及び重要な消費者政策の推進等に係る事業(消費生活相談員養成事業を除く)	消費者庁の定める「地方消費者行政推進事業実施要領」、「地方消費者行政活性化基金管理運営要領」及び「地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領」に定める経費	10/10  10/10 1/2 または 1/3		1/2 または 2/3		△ ▲ △	地方消費者行政推進事業実施要領 地方消費者行政活性化基金管理運営要領 地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領 平成31年度企画県民部補助金交付要綱	消費生活課	—	商 工 費	臨 時 特 定
携帯電話等エリア整備事業	携帯電話等エリア整備事業	・過疎地域等 ・事業者が1社も参入していない ・市町からの要望がある ・国の補助事業が活用できる ・事業者が後年度維持管理費の負担に同意している	10/15	2/15	3/15		□	平成31年度企画県民部補助金交付要綱	情報企画課		総 務 費 総務管理費	臨 時 特 定
外国人登録事務委託費	外国人登録事務	旅費(中央研修出席及び法務大臣表彰出席旅費額) 取扱件数割 調整用台紙送料	10/10				○	外国人登録法 地方財政法第10条の4	—	—	総 務 費 戸籍・住民 基本台帳費	經 常 特 定
中長期在留者居住地届出等事務委託費	外国人登録事務	旅費、需用費	10/10				○	外国人登録法	—	—	総 務 費 戸籍・住民 基本台帳費	經 常 特 定
防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金	飛行場、演習場等により周辺住民のくらしに影響を及ぼす場合に、公園、道路、体育館、公民館、ごみ・し尿処理施設等の生活環境施設や農業施設、漁業施設等の事業経営の安定に寄与する施設の整備に対する助成	全体計画調査費 工事費	10/10				○	防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金交付要綱	—	—	各該当項目	臨 時 特 定

(企画県民部所管) [知事室、広報戦略室長、政策創生部長、女性生活部長関係]

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 の別 特定
社会保障・税番号制度システム整備費補助金	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律による社会保障・税番号制度の導入に係る地方公共団体の情報システムの整備に要する経費について補助	中間サーバー 企画・開発費、設備費	10/10				○	社会保障・税番号制度システム整備費補助金交付要綱	情報企画課	—	各該当項目	臨 時 特 定
集約都市形成支援事業費補助金	拡散した都市機能を集約させ、生活圏の再構築を進めていくため、医療等の生活に必要な都市機能の中心拠点への移転に際し、旧建物の除却処分費用等へ助成を行う。	1. 計画策定支援 2. コーディネート支援 3. 施設の移転促進 4. 建築物跡地等の適正管理支援	1/2		1/2		○	集約都市形成支援事業費補助金交付要綱	—	—	総 務 費 総務管理費	臨 時 特 定
母親クラブ(地域組織)育成費補助事業	家庭児童の健全な育成を図るために活動する地域組織への助成	基 準 額 1クラブ 137,000円		1/2	1/2		×	平成30年度企画県民部補助金交付要綱	男女家庭課	—	民 生 費 児童福祉費	臨 時 特 定
地域女性活躍推進交付金	地域の実情に応じて行う女性の活躍推進に資する取組	交付要綱別表に定める経費	1/2		1/2		△	地域女性活躍推進交付金交付要綱	男女家庭課	—	民 生 費 社会福祉費	臨 時 特 定
インターネット利用基作成遵守支援事業	小学校及び中学校に通学する児童・生徒がインターネットの利用に関する基準の作成や遵守を行うことを支援するための事業	1校あたり30千円以内を上限		1/2	1/2		×	2019年度(平成31年度)企画県民部補助金交付要綱	青少年課	—	民 生 費 児童福祉費	臨 時 特 定

(企画県民部所管) [政策調整局、企画財政局、管理局関係]

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に 対する財政措置	備 考	
			国	県	市 町	受 益 者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 の別 特定
県民税徴収事務費市町交付金	個人の道府県民税の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため交付	1. 納税義務者数×3,000円 2. 18年度以前課税収入額×7% 3. 還付加算金、過誤納還付金等相当額		10/10			×	地方税法第47条	税 務 課	—	総 務 費 徴 税 費	経 常 特 定
県有資産所在市町交付金	県有資産所在市町交付金の交付	交付金算定標準額×1.4/100 交付金算定標準額は次により算出した額 1. 住宅交付金台帳価格×2/5 2. 住宅用地交付金台帳価格×1/3 但し小規模住宅用地は交付金台帳価格×1/6 3. 上記以外の土地及び建物交付金台帳価格×10/10		10/10			×	国有資産等所在市町村交付金法	管 財 課	—	総 務 費 総 務 管 理 費	経 常 一 般
自衛隊員募集事務費市町交付金	自衛隊員募集事務	1. 均 等 割 2. 人 口 割 3. 会 議 参 加 割 4. 重 点 市 町 割 5. 前 年 度 入 隊 者 割	10/10				○	自衛隊法第97条	市 町 振 興 課	—	総 務 費 総 務 管 理 費	経 常 特 定
個人番号カード交付事業費補助金	個人番号カードの交付等を円滑に行うための事業費を補助する。	事業に要する経費	10/10				○	個人番号カード交付事業費補助金交付要綱	市 町 振 興 課	—	総 務 費 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	経 常 特 定
個人番号カード交付事務費補助金	個人番号カードの交付等を円滑に行うための事務費を補助する。	事業の事務に要する経費	10/10				○	個人番号カード交付事務費補助金交付要綱	市 町 振 興 課	—	総 務 費 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費 商 工 費 等	経 常 特 定
個人番号カード利用環境	マイナポイント事業を円滑に行うための事務費を補助する。	事業に要する経費	10/10				○	個人番号カード利用環境整備費補助金交付要綱	市 町 振 興 課	—	総 務 費 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費 商 工 費 等	経 常 特 定
明るい選挙推進費補助金	明るい選挙推進事業	平成31年度企画県民部補助金交付要綱 (神戸市)		1/2	1/2		×	公職選挙法	市 町 振 興 課	—	総 務 費 選 挙 費	経 常 特 定

(企画県民部所管) [政策調整局、企画財政局、管理局関係]

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に 対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 の別 特定
在外選挙人名簿登録事務費市町交付金	在外選挙人名簿登録に要する経費	1. 在外選挙人名簿の登録を申請した者 (1)最終住所地登録 1,514円/人 (2)本籍地登録 428円/人 2. 記載事項変更の届出をした者 (1)選挙人直送 2,146円/人 (2)在外公館経由 428円/人 3. 再交付の申請をした者 (1)選挙人直送 2,146円/人 (2)在外公館経由 428円/人 (3)選挙人郵送(帰国) 428円/人 4. 抹消したもの 428円/人	10/10				△	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律	市町振興課	—	総務費 選挙費	経常 臨時 一般 の別 特定
兵庫県移譲事務市町交付金	知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例により市町が処理することとされた事務 ・ 心身障害者扶養共済制度に係る事務 ・ その他の事務	・ 経常経費 (均等割+件数割) ・ 初年度経費	1/2	1/2			△	地方財政法第28条 兵庫県移譲事務市町交付金交付要綱	市町振興課	—	各該当項目	経常 臨時 一般 の別 特定
参議院議員総選挙事務交付金	市区町の選挙管理委員会が管理する参議院議員選挙の執行に要する経費	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律準用	10/10		10/10		×	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律	市町振興課	—	総務費 選挙費	臨時 一般 の別 特定
兵庫県議会議員選挙事務費市町交付金	市区町の選挙管理委員会が管理する県議会議員の選挙執行に要する経費	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律準用	10/10				×		市町振興課	—	総務費 選挙費	臨時 一般 の別 特定
地方創生推進交付金	地方公共団体が作成する地域再生計画に掲げる交付対象事業	制度要綱による	10/10				○	地方創生推進交付金交付要綱	地域創生課	一般補助施設整備等事業債	各該当項目	臨時 一般 の別 特定
地方創生拠点整備交付金	地方公共団体が作成する施設整備計画に掲げる交付対象事業	制度要綱による	10/10				○	地方創生拠点整備交付金交付要綱	地域創生課	一般補助施設整備等事業債	各該当項目	臨時 一般 の別 特定
プレミアム付商品券事業費補助金	消費税率の引上げに伴う低所得者及び子育て世帯への影響緩和を図るために実施するプレミアム付商品券事業に必要な経費	事業に必要な経費	10/10				○	平成31年度プレミアム付商品券事業費補助金交付要綱	市町振興課	—	各該当項目	臨時 一般 の別 特定
プレミアム付商品券事務費補助金	消費税率の引上げに伴う低所得者及び子育て世帯への影響緩和を図るために実施するプレミアム付商品券事業に必要な経費	事業に必要な経費	10/10				○	平成31年度プレミアム付商品券事務費補助金交付要綱	市町振興課	—	各該当項目	臨時 一般 の別 特定

(企画県民部所管) [政策調整局、企画財政局、管理局関係]

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 の別 特定
機能連携広域経営推進調査事業	市町村域を越えた圏域において、産学官民が連携し人・モノ・金等の流れを生みだし圏域の活性化を図る取組へ委託することで、他の地域が取り組むにあたって先進的かつ汎用性のある事例を構築する。	限度額800万円 先進性、汎用性、事業の継続性等により評価	10/10				○	機能連携広域経営推進調査事業募集要領	—	—	各該当項目	臨 時 特 定
ひょうご地域創生交付金	県地域創生戦略又は市町版地域創生戦略に基づく市町単独事業	制度要綱による		1/2 1/3	1/2 2/3 <small>(政令市・中核市)</small>		×	ひょうご地域創生交付金制度要綱  平成30年度企画県民部補助金交付要綱	地域創生課	—	総務費 企画費	臨 時 特 定
過疎地域等自立活性化推進交付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>過疎地域等自立活性化推進事業</li> <li>過疎地域集落再編整備事業</li> <li>過疎地域遊休施設再整備事業</li> <li>過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査費、自立活性化推進費、市町村等事務費</li> <li>移転の円滑化に要する経費、団地造成費、移転先住宅建設等助成費、生活関連施設整備費、産業基盤施設整備費、空き家改修費</li> <li>主要施設改修費、機能拡張にかかる付帯施設・設備費</li> <li>実施要綱第8に定める事業実施計画に基づく事業で、産業振興、生活の安全・安心確保対策、都市と地域の交流・移住促進対策、地域文化伝承対策、その他適当と認められるもの</li> </ul>	定額 1/2		1/2		○ ○ ○ ○	過疎地域等自立活性化推進交付金交付要綱、過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業実施要綱	地域振興課			
離島活性化交付金	離島活性化事業計画に基づき実施する定住促進事業、交流促進事業、安全安心向上事業	定住促進事業に要する経費、交流促進事業に要する経費、安全安心向上事業に要する経費 (各事業で施設整備を実施する場合は、工事費、測量設計費、事務費、機械器具費、工事雑費、指導監督費)	1/2		1/2		○	離島活性化交付金交付要綱、離島活性化交付金事業実施要綱、離島活性化交付金事業実施要領	地域振興課			

## (企画県民部所管)

## 〔防災企画局、災害対策局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	經常 臨時 一般 の別 特定
消防防災施設整備費補助金	消防防災施設整備事業	基 準 額 一般地域分 離 島 分 過 疎 分 山村振興法関連分 (財政力指数 0.44以下)  地震防災対策特別措置法 関連分	1/3 5.5/10 5.5/10 5.5/10		2/3 4.5/10 4.5/10 4.5/10		○	消防施設強化促進法 消防防災施設整備費補助金 交付要綱	消 防 課	一般補助施設整備等事業債 (過疎対策事業債) (辺地対策事業債)	消 防 費	臨 時 特 定
緊急消防援助隊設備整備費補助金	緊急消防援助隊設備整備事業	—	1/2		1/2		○	消防組織法 緊急消防援助隊に関する政令 緊急消防援助隊設備整備費補助金 交付要綱	消 防 課	一般補助施設整備等事業債 (過疎対策事業債) (辺地対策事業債)	消 防 費	臨 時 特 定
緊急消防援助隊活動費負担金	緊急消防援助隊の出動経費	消防庁長官の指示により出動した 緊急消防援助隊隊員及び施設の属 する地方公共団体又は当該緊急消 防援助隊の要請を受けてその活動 に協力した地方公共団体	10/10				○	消防組織法 緊急消防援助隊に関する政令 緊急消防援助隊活動費負担金 交付要綱	消 防 課	—	民 生 費 災害救助費	臨 時 一 般
消防団活性化支援事業補助	消防団が自主防災組織等と 連携して行う実践的な訓練 や研修	1 消防団あたり上限50千円。ただ し、補助事業の対象となる経費に 補助率を乗じた額が50千円に満 たない場合は、当該算出額。(千円 未満の端数は切り捨て)		1/2	1/2		×	2019(平成31年度)企画県民 部補助金交付要綱	消防課	—	消 防 費	臨 時 特 定
企業等連携機能別消防分団導入促進事業補助	企業の消防防災活動への協 力を推進し、地域防災力の 充実強化を図るため、企業 連携消防団の整備に要する 経費を支援	1 市町あたり500千円を上限。た だし、当該市町において補助事業 の対象となる経費の支出が500千 円に満たない場合は、当該支出 額。(千円未満の端数は切り捨 て)		1/2	1/2		×	2019(平成31年度)企画県民 部補助金交付要綱	消防課	—	消 防 費	臨 時 特 定
消防活動支援隊導入促進事業費補助	消防防災活動を支援する専 門ボランティア組織を市町 が設置・拡充する取組を支 援	1 市町あたり250千円かつ1 隊員 あたり5千円を上限。ただし、当 該市町において補助事業の対象と なる経費の支出が250千円に満 たない場合は、当該支出額。(千円 未満の端数は切り捨て)		1/2	1/2		×	2019(平成31年度)企画県民 部補助金交付要綱	消防課	—	消 防 費	臨 時 特 定
兵庫県県外航空消防応援市町負担金	兵庫県消防防災航空隊が県 外に応援出動した場合に国 等から交付される交付金の うち出動航空隊員の派遣元 に対し、要した手当について 負担する。	兵庫県消防防災航空隊が県外に応 援出動した場合に出動航空隊員の 派遣元が支払った額のうち市町村 振興協会から交付が認められた額		10/10			△	大阪府三島郡島本町林野火災 における兵庫県消防防災航空 隊出動隊員の出動経費相当額 の交付に関する協定書	消防課	—	消 防 費	臨 時 特 定

〔企画県民部所管〕 〔防災企画局、災害対策局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 の別 特定
自主防災組織体制強化推進事業	(1)(2)の事業に要する経費を支援 (1)二つ以上の自主防災組織が連携して行う防災訓練 (2)前年度に本補助事業により支援を受けた過去3年間訓練実施をしていなかった自主防災組織が行う防災訓練	(1)1件あたり40千円 なお、以下の①②いずれか又ははいずれにも該当する場合20千円を加算 ただし、40千円(加算ありの場合は60千円)を満たない場合は、当該支出額 ①三つ以上の自主防災組織が連携して行う場合 ②災害時要援護者訓練を行う場合 (2)1件あたり20千円 ただし、20千円に満たない場合は、当該支出額		定額			×	2019(平成31年度)年度企画県民部補助金交付要綱	消防課	—	消防費	臨時特定
消防団設備整備費補助金	消防団救助能力向上資機材緊急整備事業	—	1/3		2/3		○	消防団設備整備費補助金(消防団救助能力向上資機材緊急整備事業)交付要綱	消防課	—	消防費	臨時特定
石油貯蔵施設立地対策等交付金	石油貯蔵施設周辺地域の福祉向上を図るための公共用施設整備経費	石油精製業者等が保有する石油貯蔵施設の貯蔵量が10万kℓ以上ある市町 交付額の7割 上記市町に隣接する市町 交付額の2割	10/10				△	石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則	産業保安課	—	—	臨時一般
兵庫県被災者生活再建支援金事業補助金	平成30年7月豪雨災害・台風第20号災害・台風第21号災害において被災者生活再建支援法(国制度)の支給対象とならない全壊、大規模半壊、半壊、損害割合10%以上20%未満で、住宅の建設・購入又は補修を行う世帯に対し支援金を支給する。	平成30年7月豪雨災害・台風第20号災害・台風第21号災害によりその生活基盤に被害を受けた住民に対し、早期の生活の再建を支援し、被災地域の早期再生を図るため、市町が交付する支援金		2/3	1/3		×	2019(平成31年度)年度企画県民部補助金交付要綱	復興支援課	—	災害復旧費	臨時特定

## 2 健康福祉部所管(1)〔社会福祉局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別分類(款)(項)	經常臨時一般の別の別
隣保館運営費補助金	隣保館運営費等	基 準 額	1/2	1/4	1/4		△	地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金交付要綱及び令和元年度健康福祉部補助金交付要綱	人権推進課	—	民生費 社会福祉費	經常 特定
人権文化県民運動推進補助金	人権啓発に要する事業費	基 準 額		1/3	2/3		×	令和元年度健康福祉部補助金交付要綱	人権推進課	—	民生費 社会福祉費	經常 特定
人権啓発活動地方委託費	人権啓発事業委託	啓発に必要な事業費	10/10				△	人権啓発活動地方委託要綱	人権推進課	—	民生費 社会福祉費	經常 特定
社会福祉施設等施設整備費補助金 (隣保館施設整備費補助金)	施設整備費 1. 創設・改築等 2. 大規模修繕等	基 準 額	1/2	1/4	1/4		△	地方改善施設整備費補助金交付要綱及び令和元年度健康福祉部補助金交付要綱	人権推進課	一般補助施設整備等事業債	民生費 社会福祉費	臨時 特定
社会福祉施設等における防犯対策等強化整備事業	社会福祉施設等の防犯対策及び安全対策を強化するため、非常通報装置・防犯カメラの設置、外構の修復やブロック塀等の改修費用の一部を補助	基 準 額	障害者支援施設、児童養護施設、乳児院、婦人保護施設等 1/2   1/4   1/4 幼稚園型認定こども園 1/2   1/4				△	令和元年度健康福祉部補助金交付要綱	生活支援課 障害福祉課 児童課 こども政策課	一般補助施設整備等事業債	民生費 社会福祉費 児童福祉費	臨時 特定
乳幼児等医療費補助及び事務費補助金	9歳に達する日以降の最初の3月31日を経過していない乳幼児等	1. 乳幼児医療費の助成に必要な扶助費 2. 事業実施に必要な事務費		1/2	1/2		×	令和元年度健康福祉部補助金交付要綱	国保医療課	—	民生費 児童福祉費	經常 特定
母子家庭等医療給付事業費補助金	1. 18歳に達する年度の末までの児童又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母又は父及びその児童 2. 遺児(年齢は同上)	母子家庭等医療費の助成に必要な扶助費 財政力指数(3カ年平均) 1.0超 0.64超1.0以下 0.37超0.64以下 0.37以下		1/3	2/3		×	令和元年度健康福祉部補助金交付要綱	国保医療課	—	民生費 児童福祉費	經常 特定
重度障害者医療費補助及び事務費補助金	1. 重度身体障害者 身体障害者福祉法による障害程度1級及び2級 2. 重度知的障害者(児) 療育手帳A判定 3. 重度精神障害者 精神障害者福祉保健福祉手帳1級	1. 重度障害者医療費の助成に必要な扶助費 2. 事業実施に必要な事務費		1/2	1/2		×	令和元年度健康福祉部補助金交付要綱	国保医療課	—	民生費 社会福祉費 児童福祉費	經常 特定
高齢期移行助成事業補助金	65歳～69歳のもので、所得が	1. 高齢期移行者医療費の助成に		1/2	1/2		×	令和元年度健康福祉部補助金	国保医療課	—	民生費	經常 特定

## 2 健康福祉部所管(1)〔社会福祉局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の 方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に 対する財政措置	備 考		
			国	県	市 町	受 益 者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 の別 特定	
助及び事務費補助金	ないことから自立出来ない者及び一定の所得以下で身体的理由等から日常生活動作が自立出来ない特別な配慮が必要な者	1. 必要な扶助費 2. 事業実施に必要な事務費						交付要綱			老人福祉費		
高齢重度障害者医療費補助及び事務費補助金	1. 重度身体障害者 身体障害者福祉法による障害程度1級及び2級 2. 重度知的障害者(児) 療育手帳A判定 3. 重度精神障害者 精神障害者福祉保健福祉手帳1級	1. 高齢重度障害者医療費の助成に必要な扶助費 2. 事業実施に必要な事務費		1/2	1/2		×	令和元年度健康福祉部補助金 交付要綱	国保医療課	—	民 生 費 社会福祉費	経 常 特 定	
子ども医療費補助及び事務費補助金	9歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から、15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者	1. 子ども医療費の助成に必要な扶助費 2. 事業実施に必要な事務費	(入院) (通院)	10/10 1/2				×	令和元年度健康福祉部補助金 交付要綱	国保医療課	—	民 生 費 児童福祉費	経 常 特 定
保険基盤安定負担金 (県 国民健康保険 保険基盤安定 負担金)	市町が行う国民健康保険料(税)軽減相当額の国民健康保険特別会計への繰り入れ	低所得者に対する保険料(税)の軽減相当額及び軽減対象者数に応じた額	(軽減分) (支援分)	3/4 1/2	1/4 1/4			×	国民健康保険法第72条の3第2項、第72条の4第2項及び第3項 附則第24項3項 国民健康保険基盤安定負担金 交付要綱	国保医療課	—	民 生 費 社会福祉費	経 常 特 定
後期高齢者医療保険基盤安定負担金	市町が行う保険料軽減相当額の後期高齢者医療特別会計への繰り入れ	低所得者に対する保険料の軽減相当額に応じた額		3/4	1/4			×	高齢者の医療の確保に関する法律第99条第3項 兵庫県後期高齢者医療保険基盤安定負担金交付要綱	国保医療課	—	民 生 費 老人福祉費	経 常 特 定
厚生労働統計調査委託費(旧保健・旧福祉)	国民生活基礎調査、人口動態調査、社会福祉施設等調査等に要する経費	基 準 額	10/10					△	統計法、統計報告調整法等 国民生活基礎調査規則等	情報事務センター	—	総 務 費 統計調査費	経 常 特 定
社会福祉統計事務費市町交付金	地域児童福祉事業等調査	基 準 額	10/10					△	令和元年度健康福祉部補助金 交付要綱	情報事務センター	—	総 務 費 統計調査費	経 常 特 定
保健福祉調査地方公共団体委託費	社会保障制度企画調査(社会保障に関する意識調査)	基 準 額	10/10					△	統計法等	情報事務センター	—	総 務 費 統計調査費	臨 時 特 定
試験研究費	社会保障・人口問題基本調査	基 準 額	10/10					○	統計法等	情報事務センター	—	総 務 費 統計調査費	臨 時 特 定
公的扶助資料調査委託費	社会保障生計調査(家計簿調査)	基 準 額	10/10					△	統計法等	情報事務センター	—	総 務 費 統計調査費	経 常 特 定

2 健康福祉部所管(1)〔社会福祉局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 の別 特定
災害弔慰金補助金	一定規模以上の自然災害により死亡した遺族に対し市町が支給する弔慰金	基 準 額	1/2	1/4	1/4		△	災害弔慰金の支給等に関する法律 災害弔慰金補助金及び災害障害見舞金補助金交付要綱	社会福祉課	—	民 生 費 災害救助費	臨 時 特 定
民生委員・児童委員活動費用弁償費等補助金	民生委員・児童委員の活動(資質向上のための研修及び地域の実態把握のための社会調査等を含む。)費用弁償に要する経費	基 準 額 委員一人年額 59,000円  基 準 額 民生委員協議会会長に年額 11,000円		10/10			×	令和元年度健康福祉部補助金交付要綱	社会福祉課  児 童 課	—	民 生 費 社会福祉費 民 生 費 児童福祉費	経 常 特 定
民生・児童協力委員活動支援事業補助金	市町民生・児童協力委員の設置に要した経費	基 準 額 委員一人年額 500円		10/10			×	令和元年度健康福祉部補助金交付要綱	社会福祉課	—	民 生 費 社会福祉費 児童福祉費	経 常 特 定
災害援護資金償還指導事業費補助金	阪神・淡路大震災の被災者に対して貸し付けた災害援護資金について市に償還指導員を設置し、滞納者等に対する償還指導、償還能力の調査及び行方不明者の所在確認等を行うことにより貸付金の円滑な回収並びに適正な管理に努める	基 準 額		1/2	1/2		×	令和元年度健康福祉部補助金交付要綱	社会福祉課	—	民 生 費 社会福祉費	臨 時 特 定
生活保護費等国庫(県費)負担金	市が支弁した生活保護費等	基 準 額 (居住地不明分) (配偶者支援金)	3/4 3/4 4/4	1/4	1/4		○ ☆ ○	生活保護法、中国残留邦人等支援法 生活扶助費等国庫負担金、医療扶助費等国庫負担金及び介護扶助費等国庫負担金交付要綱	生活支援課	—  〔うち、中国残留邦人への生活支援給付費・配偶者支援金〕	民 生 費 生活保護費 民 生 費 社会福祉費	経 常 特 定
行旅病院及び行旅死亡人の取扱費用弁償金	行旅病人及び行旅死亡人取扱法により、市町が引取者のいないものに対して行った救護について一時繰り替えた経費	行旅病人等の救護または行旅死亡人の取扱に要した経費(行旅病人及び行旅死亡人取扱法第15条の規定により、市町費をもって一時繰り替支弁をしなければならない費用)		10/10			×	行旅病人及び行旅死亡人取扱法  行旅病人及び行旅死亡人の費用弁償等に関する規則	生活支援課	—	民 生 費 社会福祉費	臨 時 特 定
援護事務市町交付金	援護年金等、特別弔慰金及び各種給付金市町取扱事務	基 準 額		10/10			×	令和元年度健康福祉部補助金交付要綱	生活支援課	—	民 生 費 社会福祉費	経 常 特 定

2 健康福祉部所管(1)〔社会福祉局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別分類(款)(項)	経常臨時一般の別の別
生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金	1 生活困窮者自立相談支援事業 生活困窮者からの相談に対応するとともに自立に向けたプランの作成等を支援	生活困窮者自立支援法による	3/4		1/4		○	生活困窮者自立支援法	生活支援課	—	各該当項目	経常特定
	2 被保護者就労支援事業 被保護者からの相談にじ、就労支援に関する必要な状況の提供及び助言を行う	事業実施に必要な経費	3/4		1/4		○	生活保護法	生活支援課			経常特定
	3 生活困窮者住居確保給付金支給事業 離職により住宅を失う等の生活困窮者に対し、家賃を給付	生活困窮者自立支援法による	3/4		1/4		○	生活困窮者自立支援法	生活支援課	—		経常特定
生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	1 生活困窮者就労準備支援事業 一般就労に従事する準備としての基礎的能力の形成を支援	生活困窮者自立支援法による	2/3		1/3		○	生活困窮者自立支援法	生活支援課	—		経常特定
	2 生活困窮者家計改善支援事業 家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計改善に関する支援を行う	生活困窮者自立支援法による	2/3		1/3		○	生活困窮者自立支援法	生活支援課	—		経常特定
	3 被保護者就労準備支援事業 一般就労に従事する準備として、日常生活習慣改善等の支援を行う	事業実施に必要な経費	2/3		1/3		○	生活困窮者就労準備支援事業等補助金交付要綱	生活支援課	—		経常特定
	4 生活困窮者一時生活支援事業 緊急に衣食住が必要な生活困窮者に対して支援	生活困窮者自立支援法による	2/3		1/3		○	生活困窮者自立支援法	生活支援課	—		経常特定
	5 生活困窮者子どもの学習支援事業 生活に困窮する世帯の子どもや親に対し支援	生活困窮者自立支援法による	1/2		1/2		○	生活困窮者自立支援法	生活支援課	—		経常特定
	6 福祉事務所未設置町村相談事業 生活困窮者からの相談に応じ生活困窮者に身近な行政機関に	相談事業実施に必要な経費	3/4		1/4		○	生活困窮者就労準備支援事業等補助金交付要綱	生活支援課	—		経常特定

2 健康福祉部所管(1)〔社会福祉局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の 方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に 対する財政措置	備 考	
			国	県	市 町	受 益 者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 の別 特定
地域子供の未来応援交付金	おける支援体制の構築を図る 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭等の子供に対する学習支援や居場所づくりなどの支援の実効性を高めるため、地域の実情を踏まえ、地域ネットワークの形成を支援することを目的とする。	基準額 (1)①実態調査・分析 (1)②整備計画の策定 (2)体制整備 (3)研修事業	1/2 1/2 1/2 1/2		1/2 1/2 1/2 1/2		◇ ◇ ◇ ◇	地域子供の未来応援交付金交付要綱	生活支援課	—	民 生 費 社会福祉費 児童福祉費	臨 時 特 定
保健福祉調査地方公共団体委託費	ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)	基準額 企画調整委員 1日あたり @17,700円 調査員 1日あたり @7,140円 調査活動費 1日あたり @3,490円 調査諸費 200,000円の範囲内で厚生労働省支出負担行為担当官民生主管部(局)長が必要と認める額	10/10				△	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法	生活支援課	—		臨 時 特 定
年金生活者支援給付金支給準備市町村事務取扱交付金	年金生活者支援給付金の支給に係る準備経費	厚生労働大臣が必要と認めた額	10/10				○	平成29年度年金生活者支援給付金支給準備市町村事務取扱交付金交付要綱	—	—	民 生 費 社会福祉費	臨 時 特 定
国民年金市町村事務取扱交付金	市区町村が行う国民年金に関する事務(特定障害者に対する特別障害給付金に関する事務を含む。)に必要な費用	厚生労働大臣が必要と認めた額	10/10				○	国民年金法第86条	—	—	民 生 費 社会福祉費	経 常 特 定
引揚者等援護事務費委託金	支援・相談員の配置経費等		10/10				○	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律  支援・相談員の配置等に関する実施要領	—	—	民 生 費 社会福祉費	経 常 特 定

2 健康福祉部所管(2)〔障害福祉局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の 方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に 対する財政措置	備 考	
			国	県	市 町	受 益 者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 の別 特定
無年金外国籍障害者等 福祉給付金支給事業費 補助金	市町が行う無年金外国籍障 害者等に対する福祉給付金 支給事業に要する経費	基 準 額 1人月額 障害基礎年金額(1級年額)×1/12 ×1/2		1/2	1/2		×	令和元年度健康福祉部補助金 交付要綱	障害福祉課	—	民 生 費 社会福祉費	経 常 特 定
重度心身障害者(児) 介護手当費補助金	市町が実施する重度心身障 害者(児)の介護手当支給 事務に助成する 身体障害者1級~2級 又は重度知的障害者 で6ヶ月以上ねたきり の状態にある者の介 護者	基 本 額 (介護手当) 1人年額 100,000円		1/2	1/2		×	令和元年度健康福祉部補助金 交付要綱	障害福祉課	—	民 生 費 社会福祉費 児童福祉費	経 常 特 定
特別障害者手当等給付 負担金	市における特別障害者手当 等給付費	基 本 額 1人月額 特別障害者手当 27,200円 障害児福祉手当 14,790円 福祉手当 14,790円	3/4  3/4		1/4  1/4	(市のみ)  (町のみ)	○  ☆	特別児童扶養手当等の支給に 関する法律第25条	障害福祉課	—	民 生 費 社会福祉費	経 常 特 定
地域生活支援事業費等 補助金	1 地域生活支援事業 2 地域生活支援促進事業	事業費補助方式	1/2以内	1/4以内	1/4		☆	障害者総合支援法第95条第2 項第2号(国) 障害者総合支援法第94条 第2項(県) 地域生活支援事業費等補助金 及び障害者総合支援事業費補 助金交付要綱	障害福祉課	—	民 生 費 社会福祉費	経 常 特 定  臨 時 特 定
障害者自立支援給付費 等負担金	障害者自立支援給付費負 担金	基準額	1/2	1/4	1/4		☆	障害者総合支援法第95条 第1項(国) 障害者総合支援法第94条 第1項(県)	障害福祉課	—	民 生 費 社会福祉費	経 常 特 定
障害者総合支援事業費 補助金(障害者自立支 援給付審査支払等シ ステム事業)	・消費税率の引上げに伴う 報酬改定等に伴う改修 ・就学前の障害児の発達支 援の無償化に伴う改修	基準額	1/2  10/10				○  △  (上記以外の市町)	地域生活支援事業費等補助金 及び障害者総合支援事業費補 助金交付要綱	障害福祉課	—	民 生 費 社会福祉費	臨 時 特 定
障害者医療費負担金	育成医療費、更生医療費 療養介護医療及び基準該当 療養介護医療費、やむを得 ない事由による措置(療養 介護医療に係るものに限 る)費	基準額 自立支援医療費(育成医療、更 生医療)、療養介護医療費の額か ら法第7条に基づき給付を行わ ないとした額を控除して得た額	1/2	1/4	1/4		☆	障害者総合支援法第94・95条	障害福祉課	—	民 生 費 社会福祉費	経 常 特 定

2 健康福祉部所管(2)〔障害福祉局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別分類(款)(項)	經常臨時一般の別の別
軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業	軽・中度難聴児の補聴器購入費用等を助成する事業	基準額		10/10			×	令和元年度健康福祉部補助金交付要綱	障害福祉課	—	民生費 社会福祉費	經常特定
県利用者負担軽減事業等補助金	障害者グループホームの家賃を助成する事業	基準額		1/2	1/2		×	令和元年度健康福祉部補助金交付要綱	障害福祉課	—	民生費 社会福祉費	經常特定
自殺対策強化市町補助事業	自殺対策強化基金市町補助事業	事業費補助方式	10/10 1/2 2/3				△	令和元年度健康福祉部補助金交付要綱 地域自殺対策強化交付金(地域自殺対策強化事業)交付要	障害福祉課 いのち対策室	—	民生費 社会福祉費	臨時特定
在宅重症心身障害児(者)訪問看護利用支援事業	在宅の重症心身障害児(者)の在宅での生活を支援するため、訪問看護ステーションを利用した際の利用料の補助	基準額	1/4	1/4	1/2		△	令和元年度健康福祉部補助金交付要綱	障害福祉課	—	民生費 児童福祉費 社会福祉費	臨時特定
グループホーム新規開設サポート事業	グループホーム開設時の初期費用を助成する事業	基準額		1/3	1/3	1/3	×	令和元年度健康福祉部補助金交付要綱	障害福祉課	—	民生費 社会福祉費	臨時特定
障害児入所通所給付費等国庫負担	障害児入所施設、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所及び指定医療機関における児童等の入所後又は委託後の保護に必要な費用の負担及び障害児が障害児入所施設等において受けた指定入所及び指定通所支援に要する費用の負担を行うことにより障害児の福祉の向上を図る	基準額	入所 (政令市以外) 1/2   1/2 (政令市) 1/2		1/2		☆	障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱	障害福祉課	—	民生費 児童福祉費	經常特定
障害児施設措置費(給付費等)県費負担	障害児入所施設、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所及び指定医療機関における児童等の入所後又は委託後の保護に必要な費用の負担及び障害児が障害児入所施設等において受けた指定入所及び指定通所支援に要する費用の負担を行うことにより障害児の福祉の向上を図る	基準額	入所 (政令市以外) 1/2   1/2 (政令市) 1/2		1/2		△	障害児施設措置費(給付費等)県費負担金交付要綱	障害福祉課	—	民生費 児童福祉費	經常特定
障害児入所通所医療費	障害児入所施設、障害児通	基準額	入所					障害児入所給付費等国庫負担	障害福祉課	—	民生費	經常特定

2 健康福祉部所管(2)〔障害福祉局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の 方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に 対する財政措置	備 考	
			国	県	市 町	受 益 者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別
等国庫負担	所支援事業所、障害児相談 支援事業所及び指定医療機 関における児童等の入所後 又は委託後の保護に必要な 費用の負担及び障害児が障 害児入所施設等において受 けた指定入所及び指定通所 支援に要する費用の負担を 行うことにより障害児の福 祉の向上を図る		(政令市以外) 1/2   1/2 (政令市) 1/2   1/2			☆	金及び障害児入所医療費等国 庫負担金交付要綱			児童福祉費		
			通所 1/2   1/4   1/4			☆						
地域活動支援センター 基礎的事業及び 障害者小規模通所援護 事業	市町が実施する事業に要 する経費又は事業を実施 する者に対して、市町が 助成するのに要する経費	基準額		2/10	8/10	×	令和元年度健康福祉部補助金 交付要綱 地域活動支援センター基礎的 事業実施要綱 障害者小規模通所援護事業 実施要綱	ユニバーサル推進課	—	民生費 社会福祉費	経 常 特 定	

2 健康福祉部所管(3) [少子高齢局関係]

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定の別
老人クラブ活動強化推進事業費補助金	1. 子育て支援活動及び地域における見守り活動を支援 2. 健康づくり(健康体操等の実施普及促進活動を支援)	1単位老人クラブ当たり 1. 3,500円/月 2. 500円/月		1/2	1/2		×	令和元年度健康福祉部補助金 交付要綱	高齡政策課	—	民生費 老人福祉費	経常特定
老人クラブ助成事業補助金	市町が老人クラブの活動費に助成する経費	1クラブ当たり月 3,500円 1市町連合会当たり 均 等 175,000円/年 会 員 65円/人 特別事業額 厚生労働大臣が必要と認めた額	1/3	1/3	1/3		△	厚生事務次官通知	高齡政策課	—	民生費 老人福祉費	経常特定
老人クラブによる健康づくり・介護予防支援事業補助金	元気な高齢者が健康を保持し、生きがいを持って、生活することができるよう、老人クラブが行う健康づくり・介護予防活動を支援	知事が必要と認めた額	1/3	1/3	1/3		△	厚生事務次官通知 令和元年度健康福祉部補助金 交付要綱	高齡政策課	—	民生費 老人福祉費	経常特定
無年金外国籍高齢者等福祉給付金支給事業費補助金	国民年金制度上、国籍要件等があったために、国民年金の受給資格を得ることができなかった在日外国籍高齢者等に対し、給付金を支給する市町に助成	基 準 額 1人月額 16,654円		10/10			×	令和元年度健康福祉部補助金 交付要綱	高齡政策課	—	民生費 社会福祉費 老人福祉費	経常特定
老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)	高齢者の介護、介護予防、生活支援、老人保健及び健康増進等に関わる先駆的、試行的な事業に対する補助	基準額	10/10				○	老人保健事業推進費等補助金 交付要綱(老人保健健康増進等事業分)	高齡政策課	—	民生費 老人福祉費	臨時特定
高齢者の生きがい活動促進事業	高齢者の介護予防や生活支援に関するサービスを提供するために、新たに組織化するNPO法人等に対し助成	基準額 1ヶ所当たり 1,000,000円	10/10				○	「高齢者生きがい活動促進事業」実施要綱	高齡政策課 【企画】	—	民生費 社会福祉費	臨時特定

2 健康福祉部所管(3)〔少子高齢局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別分類(款)(項)	經常臨時一般特定の別
高齢者自立支援ひろば運営支援事業補助金	災害復興公営住宅等に、スタッフを常駐の上、高齢者の見守り、健康づくり機能、コミュニティづくり支援、支援者間のプラットフォームづくりの4つの機能を有する高齢者自立支援ひろばを設置・運営する市に補助	1 ひろばスタッフ2名配置のひろば 1か所あたり 5,949千円 2 ひろばスタッフ1名配置のひろば 1か所あたり 3,665千円		1/2	1/2		×	令和元年度健康福祉部補助金交付要綱	高齡政策課【企画】	—	民生費 社会福祉費	臨時特定
保険者機能強化推進交付金	国、都道府県、市町及び第2号保険料の法定負担割合に加えて、介護保険特別会計に交付金を充当して、市町が行う市町村特別給付、地域支援事業及び保健福祉事業等を充実	基準額	10/10				○	保険者機能強化推進交付金実施要綱・交付要綱	高齡政策課【包括】	—	民生費 社会福祉費	臨時特定
介護保険事業費補助金(介護報酬改定に伴うシステム改修事業)	介護報酬改定に伴うシステム改修に必要な費用の一部	基準額	1/2		1/2		○	介護保険事業費補助金交付要綱	高齡政策課	—	民生費 老人福祉費	臨時特定
低所得者に対する利用者負担額軽減事業	介護サービス事業者による低所得者利用者に係る利用者負担の軽減制度に要する費用の一部	基準額	1/2	1/4	1/4		△	令和元年度健康福祉部補助金交付要綱	高齡政策課	—	民生費 老人福祉費	臨時特定
地域介護・福祉空間整備備等施設整備交付金	地域における公的介護施設等の施設の整備事業を推進することを目的とする。	配分基礎額	10/10				○	地域介護・福祉空間整備等交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金実施要綱及び交付要綱	高齡政策課	—	民生費 老人福祉費	臨時特定
地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)  (包括的支援事業及び任意事業)	市町が保険者として実施する地域支援事業に要する経費のうち、法定で定められた国及び県の負担割合に相当する額を市町に交付する。 (市町は介護保険特別会計で受入)	基準額	25%	12.5%	12.5%	50% (保険料負担)	☆	・介護保険法 ・兵庫県地域支援事業県交付金交付要綱 ・地域支援事業交付金交付要綱	高齡政策課	—	民生費 老人福祉費	經常特定
			38.5%	19.25%	19.25%	23% (保険料負担)						

2 健康福祉部所管(3)〔少子高齢局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の 方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に 対する財政措置	備 考	
			国	県	市 町	受 益 者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 の別 特 定
介護保険災害臨時特例補助金	東日本大震災で被災した被保険者に対して市町（保険者）が行う利用者負担額の軽減等について補助	基準額	100%				○	・介護保険災害臨時特例補助金交付要綱	高齢政策課	－	民生費 老人福祉費	臨 時 特 定
地域介護拠点整備費補助金	地域における地域密着型の介護保険施設等の整備事業を推進することを目的とする。	配分基礎単価	2/3	1/3			▲	介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領 兵庫県地域介護拠点整備費補助金交付要綱	高齢政策課	－	民生費 老人福祉費	臨 時 特 定
介護給付費負担金（施設等分）	市町が保険者として給付する介護保険に要する経費のうち、法定で定められた国及び県の負担割合に相当する額を市町に交付する。（市町は介護保険特別会計で受入）	基準額	20%	17.5%	12.5%	50% (保険料負担)	☆	・介護保険法 ・兵庫県介護給付費等負担金交付要綱 ・介護給付費等負担金交付要綱 ・介護給付費調整交付金交付要綱	高齢政策課	－	民生費 老人福祉費	経 常 特 定
介護給付費負担金（その他分）			25%	12.5%	12.5%							
介護給付費財政調整交付金	第1号保険者の格差を是正するため、後期高齢者割合や所得段階別分布状況に応じて調整交付金を交付											
介護人材確保に向けた市町・団体支援事業	市町の実情に応じた人材確保事業に要する経費への補助	基準額	2/4	1/4	1/4		▲	令和元年度健康福祉部補助金交付要綱	高齢政策課	－	民生費 老人福祉費	臨 時 特 定
低所得者保険料軽減負担金	市町が行う低所得者の第1号介護保険料の負担軽減事業に要する経費のうち、法定で定められた国及び県の負担割合に相当する額を市町に交付する。（市町は一般会計手受入）	市町軽減負担額（保険料基準額の0.05）×対象者数	50%	25%	25%		☆	介護保険法 兵庫県介護給付費等負担金交付要綱 介護給付費等負担金交付要綱	高齢政策課	－	民生費 老人福祉費	経 常 特 定
定期巡回サービス事業者参入促進事業補助金	定期巡回・随時対応サービスに新たに参入する事業者を対象に、事業者の参入障壁となっている人件費を助成	基準額 1人事業所あたり 250千円/月		1/2	1/2		○	令和元年度健康福祉部補助金交付要綱	高齢政策課	－	民生費 老人福祉費	臨 時 特 定
定期巡回サービス事業者参入促進事業補助金	定期巡回・随時対応サービスの開設に必要な事務所に係る賃借料を補助	基準額 1事業所あたり 2,520千円 (開設から3年間を限度)		1/2	1/2		○	令和元年度健康福祉部補助金交付要綱	高齢政策課		民生費 老人福祉費	臨 時 特 定

2 健康福祉部所管(3) [少子高齢局関係]

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別分類(款)(項)	経常臨時一般の別の別
ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を行いたい者と援助を受けたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うファミリー・サポート・センターに対する補助	基準額	1/3	1/3	1/3		☆	令和元年度健康福祉部補助金交付要綱 子ども・子育て支援交付金交付要綱	こども政策課	—	民生費 児童福祉費	経常特定
地域子育て支援拠点事業	地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点事業の実施に要する経費の一部をを補助	基準額	1/3	1/3	1/3		☆	令和元年度健康福祉部補助金交付要綱 子ども・子育て支援交付金交付要綱	こども政策課	—	民生費 児童福祉費	経常特定 (ハード分以外)  臨時特定 (ハード分)
ひょうご放課後プラン推進事業(児童クラブ型) (放課後児童健全育成事業)	1 放課後児童健全育成事業 2 放課後児童クラブ支援事業 3 放課後子ども環境整備事業 4 放課後児童支援員等処遇改善等事業 5 障害児受入強化推進事業 6 小規模放課後児童クラブ支援事業 7 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	基準額 1 放課後児童健全育成事業 250日以上 (1) 1~19人 2,305,000円-(19人-支援単位構成児童数)×27,000円 (2) 20~35人 4,484,000円-(36人-支援単位構成児童数)×25,000円 (3) 36~45人 4,484,000円 (4) 46~70人 4,484,000円-(支援単位構成児童数-45人)×60,000円 (5) 71人以上 2,917,000円 (6) 開設日数加算 (年間開所日数-250日)×18,000円 (1日8時間以上開所する場合) (年間開所日数は上限300日) (7) 長時間開設加算 (7) 平日分(1日6時間を超え18時を越えて開設) 392,000円×時間 (4) 長期休暇分(1日8時間を超えて開設) 176,000円×時間 200~249日 (1) 運営費補助 20人以上 2,955,000円 1~19人 1,681,000円 (2) 長時間開設加算(1日6時間を超え18時を越えて開設) 392,000円×時間	1/3	1/3	1/3		☆	厚生労働事務次官通知 (放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱) 令和元年度健康福祉部補助金交付要綱 子ども・子育て支援交付金交付要綱	こども政策課	—	民生費 児童福祉費	経常特定 (放課後子ども環境整備事業は臨時特定)

2 健康福祉部所管(3) [少子高齢局関係]

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 の別 特定
ひょうご放課後プラン 推進事業 (児童クラブ 型) (放課後児童健全育成 事業)		2 放課後児童クラブ支援事業費 (1) 障害児受入推進事業 1,847,000円 (2) 放課後児童クラブ運営支援事業 賃借料補助 2,996,000円 移転関連費用補助 2,500,000円 土地借料補助 6,100,000円 (3) 放課後児童クラブ送迎支援事業 479,000円  3 放課後子ども環境整備事業 (1) 児童クラブ設置促進 (7) 通知別添2の3(1)③ 13,000,000円 (イ) 開所準備経費を含まない (7) 除き 12,000,000円 (ウ) 開所準備経費を含む (7) 除き 12,600,000円 (2) 児童クラブ環境改善 (7) 通知別添2の3(2)③ ア 小学校の余裕教室を活用、 放課後子ども教室と一体実施 2,000,000円 イ 幼稚園、認定こども園等を活用 5,000,000円 (イ) 開所準備経費を含まない (7) 除き 1,000,000円 (ウ) 開所準備経費を含む (7) 除き 1,600,000円 (3) 児童クラブ障害児受入促進 1,000,000円 (4) 倉庫設備整備 3,000,000円  4 放課後児童支援員等処遇改善等事業 (1) 家庭、学校等との連絡及び情報 交換等の育成支援に主担当として 職員を配置する場合 1,575,000円										

2 健康福祉部所管(3) [少子高齢局関係]

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の 方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に 対する財政措置	備 考	
			国	県	市 町	受 益 者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 の別 特定
ひょうご放課後プラン 推進事業 (児童クラブ 型) (放課後児童健全育成 事業)		(2) (1)に加え、地域との連携、協力 等に主担当として従事する常勤職 員を配置 3,012,000円  5 障害児受入強化推進事業 1,847,000円  6 小規模放課後児童クラブ支援事業 575,000円  7 放課後児童支援員キャリアアップ 処遇改善事業  (1) 放課後児童支援員を配置 128,000円 (2)概ね経年数5年以上放課後児童支援員で 一定の研修を受講した者を配置 256,000円 (3) (2)を条件を満たす概ね10年以上の放課後 児童支援員で、事務所長的位置にある者を配置 384,000円										
病児・病後児保育推進 事業補助金 (病児保育事業)	病児・病後児保育に要する 経費を補助	基準額 (1)病児対応型 ①基本分 1か所当たり年額 5,007,000円 うち改善分 2,538,000円 ②加算分 ・年間延べ利用者数ごと 522,000円～41,001,000円 ・送迎対応を行う看護師等雇上費 5,400,000円 ・送迎経費 3,634,000円 ・研修参加費用 10,000円 ③低所得者減免分加算 ・生活保護法による被保護者世 帯 5,000円×年間延利用人員 ・市町民税非課税世帯 2,500円×年間延利用人員 ④普及定着促進費 (ア)改修費等 4,000,000円 (イ)礼金・賃借料 600,000円 (事業開始の前年度又は 事業開始年度1回限り)	1/3	1/3	1/3	☆	厚生事務次官通知 令和元年度健康福祉部補助金 交付要綱 子ども・子育て支援交付金交 付金交付要綱	こども政策課	—	民 生 費 児 童 福 祉 費	経 常 特 定	

2 健康福祉部所管(3) [少子高齢局関係]

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 の別 特定
病児・病後児保育推進事業補助金 (病児保育事業)		(2) 病後児対応型 ①基本分 1か所当たり年額 4,166,000円 うち改善分 2,225,000円 ②加算分 ・年間延べ利用者数ごと 416,000円～38,325,000円 ・送迎対応を行う看護師等雇上費 5,400,000円 ・送迎経費 3,634,000円 ・研修参加費用 10,000円 ③低所得者減免分加算 ・生活保護法による被保護者世帯 5,000円×年間延利用人員 ・市町民税非課税世帯 2,500円×年間延利用人員 ④普及定着促進費 (ア)改修費等 4,000,000円 (イ)礼金・賃借料 600,000円 (事業開始の前年度又は 事業開始年度1回限り) (3) 体調不良児対応型 4,472,000円 (実施期間が6月未満 2,236,000円) (4) 非施設型(訪問型) 7,280,000円 (実施期間が6月未満 3,479,000円) (5) 送迎対応 (1)、(2)及び(3)において、看護師等又 保育士を配置し、保育所等において 保育中に「体調不良」となった児童 を送迎し、病院・診療所、保育所等 に付設された専用スペース又は本事業 のための専用施設で一時的に保育 することを可能とする。										
ひょうご保育料軽減事業補助金	保育料の軽減に要する経費一部を助成する。	補助基準額 第3子以降 R1.9まで 0～2歳児 月額7,000円を上限 3～5歳児 月額5,500円を上限 R1.10以降 0～2歳児 月額15,000円を上限 ただし、保育料の1/2と補助基準額の低い方を限度とする。		10/10			×	令和元年度健康福祉部補助金 交付要綱	こども政策課	—	民 生 費 児童福祉費  教 育 費 幼稚園費  教 育 費 幼稚園費 教育総務費	経 常 特 定

2 健康福祉部所管(3) [少子高齢局関係]

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別分類(款)(項)	經常臨時一般の別の別
		第2子 R1.9まで 0～2歳児 月額6,000円を上限 3～5歳児 月額4,500円を上限 R1.10以降 0～2歳児 月額15,000円を上限 ただし、保育料の1/2と補助基準額の低い方を限度とする。		1/2	1/2		×	令和元年度健康福祉部補助金交付要綱	こども政策課	—	民生費 児童福祉費 教育費 教育費 幼稚園費 教育総務費	經常特定
		第1子 R1.10以降 0～2歳児 月額10,000円を上限 ただし、保育料の1/2と補助基準額の低い方を限度とする。		1/2	1/2		×	令和元年度健康福祉部補助金交付要綱	こども政策課	—	民生費 児童福祉費 教育費 幼稚園費	經常特定
認定こども園整備事業(安心こども基金)	認定こども園の整備に必要な経費の補助	基準額	1/2 又は 2/3	1/4 又は 1/12	1/4		▲	令和元年度健康福祉部補助金交付要綱 安心こども基金管理運営要領	こども政策課	社会福祉施設整備事業債 一般補助施設整備事業債	民生費 児童福祉費	臨時特定
保育所緊急整備事業(安心こども基金)	待機児童解消等のための創設や老朽改築による保育環境整備に要する費用の一部を補助	基準額	1/2 (2/3)	1/4 (1/12)	1/4 (1/4)		▲	令和元年度健康福祉部補助金交付要綱 安心こども基金管理運営要領	こども政策課	社会福祉施設整備事業債 一般補助施設整備事業債	民生費 児童福祉費	臨時特定
保育所等整備交付金	保育所待機児童の解消を図るため、保育所等の整備に対し交付金を交付。	基準額	1/2 (2/3)	1/4 (1/12)	1/4 (1/4)		○	保育所等整備交付金交付要綱	こども政策課	社会福祉施設整備事業債	民生費 児童福祉費	臨時特定
賃貸物件による保育所等整備支援事業	定員増を図る施設において賃借料の実勢価格と公定価格と公定価格の賃借料加算の収入額が乖離している保育所等に乖離分を補助することで安定的な運営を図る	基準額と対象経費の実支出額を比較して、少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない額を選定。上記により選定した額に補助率を乗ずる。		1/3	1/3	1/3	×	令和元年度健康福祉部補助金交付要綱	こども政策課	—	民生費 児童福祉費	臨時特定
放課後児童クラブ整備費補助事業	放課後児童クラブを実施するために必要な建物の創設、大規模改修等、倉庫設備設置のための経費を補助	基準額	1/3 (2/3)	1/3 (1/6)	1/3 (1/6)		☆	令和元年度健康福祉部補助金交付要綱 子ども・子育て支援交付金交付要綱	こども政策課	—	民生費 児童福祉費	臨時特定

## 2 健康福祉部所管(3)〔少子高齢局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別分類(款)(項)	經常臨時一般の別の別
病児・病後児保育施設整備費補助事業	病児・病後児保育事業を実施するための施設整備(創設・改築・拡張・大規模修繕)	基準額	1/3	1/3	1/3		☆	令和元年度健康福祉部補助金交付要綱 子ども・子育て支援交付金交付要綱	こども政策課	—	民生費 児童福祉費	臨時特定
一時預かり事業	家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児又は幼児について、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。	補助基準額	1/3	1/3	1/3		☆	令和元年度健康福祉部補助金交付要綱 子ども・子育て支援交付金交付要綱	こども政策課	—	民生費 児童福祉費 教育費 幼稚園費 教育総務費	經常特定
延長保育事業	市町以外の者が設置する保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所等における開所時間を超えた保育の実施に要する経費の一部を助成	基準額 ①一般型(短時間・標準時間) ②訪問型(短時間・標準時間) 延長時間数で区分	1/3	1/3	1/3		☆	令和元年度健康福祉部補助金交付要綱 子ども・子育て支援交付金交付要綱	こども政策課	—	民生費 児童福祉費	經常特定
利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、情報提供及び必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施	補助基準額 1 基本型 1か所当たり年額 7,389千円 2 特定型 1か所当たり年額 2,926千円 3 母子保健型 1市町あたり 保健師等専門職員 専任 8,810千円 兼任 4,115千円 4 開設準備経費(改修費等) 1か所当たり 4,000,000円	1/3	1/3	1/3		☆	令和元年度健康福祉部補助金交付要綱 子ども・子育て支援交付金交付要綱	こども政策課	—	民生費 児童福祉費	經常特定
保育体制強化事業	保育所が保育士以外の者を雇用した場合にその人件費を助成	補助基準額 1人あたり100千円/月	1/2	1/4	1/4		◇	令和元年度健康福祉部補助金交付要綱 令和元年度保育対策総合支援事業費補助金交付要綱	こども政策課	—	民生費 児童福祉費	臨時特定

2 健康福祉部所管(3)〔少子高齢局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考		
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	經常 臨時 一般 の別 特定	
保育士資格取得支援事業(保育対策総合支援事業) ※厚労省分	保育士資格取得支援事業を実施するために必要な経費を助成	1. 認可外保育施設保育士資格取得支援 2. 保育教諭確保のための保育士資格取得支援 ※政令指定都市及び中核市以外の市町は公立認定こども園のみ。私立認定こども園分は、直接運営法人に助成。 3. 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援 ※政令指定都市及び中核市のみ 4. 保育所等保育士資格取得支援	3/4		1/4		○	令和元年度保育対策総合支援事業費補助金交付要綱  各メニューの実施要綱	こども政策課	-	民生費 児童福祉費	臨時特定	
			(政令指定都市及び中核市)	1/2		1/2							○
			(政令指定都市及び中核市以外の市町)	1/2	1/2								△
				1/2		1/2							○
幼稚園教諭免許状取得支援事業(教育支援体制整備事業費交付金) ※文科省分	幼稚園教諭免許状取得支援事業を実施するために必要な経費を助成	1. 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援 ※政令指定都市及び中核市以外の市町は公立認定こども園のみ。私立認定こども園分は、直接運営法人に助成。	(政令指定都市及び中核市)				△	教育支援体制整備事業費交付金交付要綱	こども政策課	-	民生費 児童福祉費	臨時特定	
			(政令指定都市及び中核市以外の市町)				1/2						1/2
保育士・保育所支援センター設置運営事業(保育対策総合支援事業)	保育士や保育所支援センターの設置に要する経費を支援することで、保育の環境整備はかる。	基準額と対象経費の実支出額を比較して、少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない額を選定。上記により選定した額に補助率を乗ずる。	1/2		1/2		○	令和元年度保育対策総合支援事業費補助金交付要綱 保育士・保育所支援センター設置運営事業実施要綱	こども政策課	-	民生費 児童福祉費	臨時特定	
保育士宿舍借り上げ支援事業(保育対策総合支援事業)	保育士宿舍を借り上げるに要する経費を支援することで、保育の環境整備をはかる。	基準額と対象経費の実支出額を比較して、少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない額を選定。上記により選定した額に補助率を乗ずる。	1/2		1/2		○	令和元年度保育対策総合支援事業費補助金交付要綱 保育士宿舍借り上げ支援事業実施要綱	こども政策課	-	民生費 児童福祉費	臨時特定	
保育士試験による資格取得支援事業(保育対策総合支援事業)	資格取得に要する経費を支援することで、保育の環境整備をはかる。	基準額と対象経費の実支出額を比較して、少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない額を選定。上記により選定した額に補助率を乗ずる。	1/2		1/2		○	令和元年度保育対策総合支援事業費補助金交付要綱 保育士試験による資格取得支援事業実施要綱	こども政策課	-	民生費 児童福祉費	臨時特定	
認可化移行調査費等支援事業(保育対策総合支援事業)	調査費等を支援することで保育の環境整備をはかる。	基準額と対象経費の実支出額を比較して、少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない額を選定。上記により選定した額に補助率を乗ずる。	1/2	1/4	1/4		○	令和元年度保育対策総合支援事業費補助金交付要綱 認可化移行調査費等支援事業実施要綱	こども政策課	-	民生費 児童福祉費	臨時特定	



2 健康福祉部所管(3) [少子高齢局関係]

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別分類(款)(項)	経常臨時一般の別の別
職員の資質向上・人材確保等研修事業 (子ども・子育て支援体制整備総合推進事業)	保育分野及び地域子育て支援分野に関わる現任の職員の質の向上を図る。	1 基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。 2 上記1により選定した額に補助率を乗じて得た額を交付額とする。 【交付対象事業】 ア 保育の質の向上のための研修事業 イ 新規卒業者の確保、就業継続支援事業 ウ 家庭的保育者等研修事業 エ 居宅訪問型保育研修事業 オ 病児・病後児保育研修事業 カ 病児・病後児保育(訪問型)研修事業 キ 保育士試験合格者に対する実技講習事業 ク 保育実習指導者に対する講習事業 ケ 放課後児童支援員等研修事業 コ ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー研修事業	1/2		1/2		○	子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金交付要綱	こども政策課	—	民生費 児童福祉費	臨時特定
施設型給付事業 (子どものための教育・保育給付費負担金)	認定こども園、幼稚園、保育所	給付費 公定価格(国基準による算定額) -利用者負担額(保護者の所得、入所(園)児童の年齢に応じて徴収する徴収金)	2/4	1/4	1/4		☆	子ども・子育て支援法	こども政策課	—	民生費 児童福祉費 教育費 幼稚園費 教育総務費	経常特定
地域型保育給付事業 (子どものための教育・保育給付費負担金)	小規模保育事業などの運営費の一部を負担	給付費 公定価格(国基準による算定額) -利用者負担額(保護者の所得、入所児童の年齢に応じて徴収する徴収金)	2/4	1/4	1/4		☆	子ども・子育て支援法	こども政策課	—	民生費 児童福祉費	経常特定

2 健康福祉部所管(3) [少子高齢局関係]

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の 方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に 対する財政措置	備 考	
			国	県	市 町	受 益 者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 の別 特定
実費徴収に係る補足給付を行う事業	幼稚園・保育所等の利用に際し要する実費への補助	基準額 ①給食費(新制度未移行園) 4,500円/月 ②教材費・行事費等(1~3号認定) 2,500円/月	1/3	1/3	1/3		☆	令和元年度健康福祉部補助金要綱 子ども・子育て支援交付金交付要綱	こども政策課	—	民 生 費 児童福祉費 教 育 費 幼稚園費 教育総務費	臨 時 特 定
多様な主体の参入促進・能力活用事業 (多様な事業者の参入促進・能力活用事業)	特別な支援を要する子どもを認定こども園で受け入れる場合に要する経費への補助	基準額 65,300円×月初在籍対象児童数	1/3	1/3	1/3		☆	令和元年度健康福祉部補助金要綱 子ども・子育て支援交付金交付要綱	こども政策課	—	民 生 費 児童福祉費	臨 時 特 定
多様な主体の参入促進・能力活用事業 (新規参入施設等への巡回支援)	教育・保育施設等への新規参入事業者に対して、事業経験者を活用した巡回支援に要する経費への補助	基準額 1施設あたり年額 400,000円	1/3	1/3	1/3		☆	令和元年度健康福祉部補助金交付要綱 子ども・子育て支援交付金交付要綱	こども政策課	—	民 生 費 児童福祉費	臨 時 特 定
次世代育成支援対策施設整備交付金	児童福祉施設等整備に要する経費(地域子育て支援拠点事業所、子育て支援のための拠点施設、利用者支援事業所)児童厚生施設整備に要する経費	基準額 一般	1/2	1/2	1/2		○	厚生労働事務次官通知 (次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱)	こども政策課	社会福祉施設整備事業債	民 生 費 児童福祉費	臨 時 特 定
		基準額 一般										
地域少子化対策重点推進交付金	市町が、結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」のために取り組むうち、結婚に対する取組及び結婚・妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組について、これまでの地方自治体の取組から発掘された優良事例の横展開を支援	基準額 1 政令指定都市・中核市・特別区 一市区あたり 1,500万円 2 1以外の市町 一市町あたり 750万円	1/2		1/2		△	令和元年度健康福祉部補助金交付要綱 平成30年度地域少子化対策重点推進交付金(平成30年度補正予算)交付要綱 令和元年度地域少子化対策重点推進交付金交付要綱	こども政策課	—	民 生 費 児童福祉費	臨 時 特 定

2 健康福祉部所管(3) [少子高齢局関係]

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別分類(款)(項)	經常臨時一般の別の別特定
結婚新生活支援事業	市町が実施する、経済的理由で結婚に踏み出せない低所得者を対象に、婚姻に伴う新生活を経済的に支援する施策に係る経費の一部を補助	基準額 一世帯あたり 30万円	1/2		1/2	1/4	△	令和元年度健康福祉部補助金交付要綱 令和元年度地域少子化対策重点推進交付金交付要綱	子ども政策課	—	民生費 社会福祉費	臨時特定
認定子ども園整備事業(認定子ども園施設整備交付金)	認定子ども園の整備に必要な経費の補助	基準額	1/2		1/4	1/4	△	令和元年度健康福祉部補助金交付要綱 認定子ども園施設整備交付金交付要綱	子ども政策課	—	民生費 児童福祉費	臨時特定
被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業(保育料減免事業)	東日本大震災に伴い保育料等を減免した市町への補助	定額 (保育料相当額)	10/10				○	被災者支援総合交付金交付要綱	子ども政策課	—	民生費 児童福祉費	臨時特定
保育所等改修費等支援事業(保育対策総合支援事業)	賃貸物件による保育所、小規模保育及び家庭的保育事業等の改修等を支援することで、保育の受け皿の拡充及び環境整備を図る。	基準額と対象経費の実支出額を比較して、少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない額を選定。上記により選定した額に補助率を乗ずる。	1/2 (2/3)		1/4 (1/12)	1/4 (1/4)	○	令和元年度保育対策総合支援事業費補助金交付要綱 保育等改修費等支援事業実施要綱 ※待機児童解消加速化プランに参加する市町村が実施する事業については補助率2/3。	子ども政策課	—	民生費 児童福祉費	臨時特定
業務効率化推進事業(保育等におけるICT化推進事業) (保育対策総合支援事業)	保育所等におけるICT化を推進し、保育士の業務負担の軽減を図る。	保育業務支援システム導入経費 1か所当たり1,000千円以内	1/2		1/4	1/4	○	保育対策総合支援事業費補助金交付要綱 業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進事業)実施要綱	子ども政策課	—	民生費 児童福祉費	臨時特定
都市部における保育所等への賃借料支援事業(保育対策総合支援事業)	賃借料の実勢価格と公定価格の賃借料加算の収入額が乖離している保育所等に乖離分を補助することで安定的な運営を図る。	基準額と対象経費の実支出額を比較して、少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない額を選定。上記により選定した額に補助率を乗ずる。	1/2		1/4	1/4	○	令和元年度健康福祉部補助金交付要綱 保育対策総合支援事業費補助金交付要綱 都市部における保育所等への賃借料支援事業実施要綱	子ども政策課	—	民生費 児童福祉費	臨時特定
保育人材就職支援事業(保育対策総合支援事業)	新規資格取得者の確保、就業継続支援、離職者の再就職支援を行い保育人材等の確保を図る。	基準額 1市町村当たり 10,944千円	1/2		1/2		○	保育対策総合支援事業費補助金交付要綱 保育人材就職支援事業実施要綱	子ども政策課	—	民生費 児童福祉費	臨時特定

2 健康福祉部所管(3)〔少子高齢局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別分類(款)(項)	經常臨時一般特定の別
若手保育士や保育従事者への巡回支援事業(保育対策総合支援事業)	若手保育士及び保育事業者を対象とした巡回相談を行うことで保育人材の確保を図る。	基準額 1. 若手保育士への巡回支援 1市町当たり 4,064千円 2. 保育事業者への巡回支援 1市町当たり 4,064千円	1/2		1/2		○	保育対策総合支援事業費 補助金交付要綱 若手保育士や保育従事者への巡回支援事業実施要綱	こども政策課	—	民生費 児童福祉費	臨時特定
保育環境改善事業	既存施設が定員拡大に要する備品等の経費を補助することで、安心して保育でき環境の維持・向上を図る。	基準額 1か所当たり 2,000千円		1/3	1/3	1/3	×	令和元年度健康福祉部補助金交付要綱	こども政策課	—	民生費 児童福祉費	臨時特定
DV・女性保護対策等支援事業費補助金	婦人相談活動費 婦人相談員手当	基準額	1/2		1/2		○	売春防止法第40条 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第28条の2	児 童 課	—	民生費 社会福祉費	經常特定
母子父子寡婦福祉資金償還事務費市交付金	条例による事務処理の特例により市が処理する事業費	基準額 638千円		10/10			×	令和元年度健康福祉部補助金交付要綱	児 童 課	—	民生費 児童福祉費	經常特定
特別児童扶養手当事務取扱交付金	条例による事務処理の特例により市が処理する事業費	基準額 1,850円	10/10				○	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第14条	児 童 課	—	民生費 児童福祉費	經常特定
児童入所施設措置費等国庫(県費)負担金	母子生活支援施設、助産施設入所(措置)児童の保護費	基準額	1/2	1/4	1/4		☆	児童福祉法第53条 第55条	児 童 課	—	民生費 児童福祉費	經常特定
児童手当交付金(国)児童手当県費負担金	児童手当支給に要する費用	1. 0歳～3歳未満 (1) 被用者に対する交付 (2) 被用者でない者に対する交付 ※事業主負担を含む 2. 3歳以上～ 中学校修了前 3. 所得制限限度額以上	※37/45 2/3	4/45 1/6	4/45 1/6		☆	児童手当法第18条 児童手当県費負担金交付要綱	児 童 課	—	民生費 児童福祉費	經常特定
児童扶養手当支給費国庫負担金	児童扶養手当支給に要する経費	第1子(全部支給) 42,910円 第1子(一部支給)10,120～42,900円 第2子加算(全部支給) 10,140円 第2子加算(一部支給) 5,070～10,130円 第3子加算(全部支給) 6,080円 第3子加算(一部支給) 3,040～6,070円	1/3		2/3 (市のみ)		○	児童扶養手当法第21条 児童扶養手当交付要綱	児 童 課	—	民生費 児童福祉費	經常特定
母子家庭等対策総合支援事業	母子家庭等の子育て生活、就業支援等に要する経費	基準額					○	母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱	児 童 課	—	民生費 児童福祉費	經常特定

2 健康福祉部所管(3) [少子高齢局関係]

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別分類(款)(項)	經常臨時一般の別の別
	1. 母子家庭等就業・自立支援事業 2. ひとり親家庭等日常生活支援事業 3. 高等職業訓練促進給付金等事業 4. ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 5. 母子・父子自立支援プログラム策定事業 6. ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業 7. 離婚前後親支援モデル事業		1/2		1/2							
子育て短期支援事業	家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の施設において一定期間、養育・保護を行う。	1「対象経費の支出額」から「寄付金その他の収入額」を控除した額を算出 2 1により算出した額と「子育て支援特別対策事業実施要綱」の別表「特別対策事業」の2の別紙6の 8「子育て短期支援事業」の「4補助基準額」に定める額を比較し少ない方の額の2分の1の額を補助するものとし、かつ予算の範囲内とする。	1/3	1/3	1/3		◇	令和元年度健康福祉部補助金交付要綱 令和元年度子ども・子育て支交付金交付要綱	児 童 課	—	民 生 費 児童福祉費	臨 時 特 定
児童虐待防止対策支援事業	児童相談所等における児童の安全確認等のための体制強化、児童虐待防止対策強化のための広報啓発、児童虐待防止対策強化のための資質向上を図る。	基準額	1/2		1/2		○	児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱 令和元年度健康福祉部補助金交付要綱	児 童 課	—	民 生 費 児童福祉費	経 常 特 定 (システム改修以外)  臨 時 特 定 (システム改修分)
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策地域協議会の調整機関や、構成する関係機関の専門性強化、連携強化を図ること等により児童虐待の発生の予防、早期発見・対応に資する。	基準額	1/3	1/3	1/3		◇	令和元年度健康福祉部補助金交付要綱 令和元年度子ども・子育て支交付金交付要綱	児 童 課	—	民 生 費 児童福祉費	経 常 特 定

2 健康福祉部所管(4)〔健康局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に 対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 の別 特定
へき地診療所運営費補助金	へき地診療所の運営費に対する補助	事務費〔基準額＋診療日数×単価〕＋研究費＋医療費の合計から診療収入を控除した額と総事業費から総収入額を控除した額のいずれか少ない額	2/3		1/3		△	令和元年度健康福祉部補助金交付要綱	医務課	－	衛生費 保健衛生費	経常 臨時 一般 の別 特定
へき地診療所設備整備補助金	へき地診療所の設備整備費に対する補助	基準額を対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定額とする 選定額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じた額を交付額とする	1/2		1/2		△	令和元年度健康福祉部補助金交付要綱	医務課	－	衛生費 保健衛生費	臨 時 特 定
臨床研修費補助金	公私立大学付属病院及び臨床研修指定病院が行う臨床研修事業に対する補助	基準額を対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定額とする 選定額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする	10/10				○	医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金交付要綱	医務課	－	衛生費 保健衛生費  (企業会計)	臨 時 特 定  －
歯科医師臨床研修費補助金	公私立大学歯学部若しくは医学部付属病院及び歯科医師臨床研修指定施設が行う歯科医師臨床研修事業に対する補助	基準額を対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定額とする 選定額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする	10/10				○	医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金交付要綱	医務課	－	衛生費 保健衛生費	臨 時 特 定
小児科救急対応病院群輪番制運営費補助金	小児科のみの病院群輪番制方式による参加病院に対し、医療従事者の報酬等の一部を助成する	対象経費の英文総額と基準額を比較して、少ない方の額を選定額とする。選定額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする(1円単)。	4/9	2/9	1/3		△	令和元年度健康福祉部補助金交付要綱	医務課	－	衛生費 保健衛生費  (企業会計)	経常 臨時 一般 の別 特定  －

## 2 健康福祉部所管（4）〔健康局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の 方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に 対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 の別 特定
災害時における医療対策訓練事業補助金	今後、発生が懸念される巨大地震に備えるため、2次保健医療圏域等において、災害時を想定した訓練を実施し、関係機関の円滑な連携や初動活動の迅速化を促進し、災害医療体制の充実を図る。	対象経費の実支出額と基準額を比較して、少ない方の額を選定額とする。選定額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする（1,000円未満切捨て）。	10/10				▲	令和元年度健康福祉部補助金交付要綱	医 務 課	—	衛 生 費 保健衛生費	臨 時 特 定
周産期医療協力病院支援事業補助金	周産期医療協力病院の運営に必要な経費の一部を補助する形でインセンティブを設け、協力病院の量的確保に繋げることで、安心して子どもを生み育てられるよう周産期医療体制を整備する。	対象経費の実支出額と基準額を比較して、少ない方の額を選定額とする。選定額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする（1,000円未満切捨て）。	2/3	1/3			▲	令和元年度健康福祉部補助金交付要綱	医 務 課	—	衛 生 費 保健衛生費	臨 時 特 定
小児救急医療相談窓口運営費補助事業補助金	小児科医師及び看護師が小児救急患者家族からの電話相談を受け、受診の必要性や応急処置をアドバイスするとともに、症状に応じた適切な医療機関の紹介を行うことにより休日夜間の県下小児救急医療体制の充実を図る。	対象経費の実支出額と基準額（基準単価×実施日数）を比較して、少ない方の額を選定額とする。選定額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じた額を交付額とする（1,000円未満切捨て）。	4/9	2/9	1/3		▲	令和元年度健康福祉部補助金交付要綱	医 務 課	—	衛 生 費 保健衛生費	臨 時 特 定
感染症指定医療機関運営費補助金	感染症指定医療機関運営事業に対する補助	基準額と対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定し、それと、総事業費から寄付金等の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額	1/2	1/2			△	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律  令和元年度健康福祉部補助金交付要綱	疾病対策課	—	衛 生 費 保健衛生費	経 常 特 定
感染症予防事業費負担金	感染症予防事業	基準額と対象経費の少ない額を選定し、それと、総事業費から寄附金等の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額	1/3	1/3	1/3		△	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	疾病対策課	—	衛 生 費 保健衛生費	臨 時 特 定
予防接種事故対策費負担（補助）金	予防接種健康被害救済措置及び健康被害調査事業	基準額と対象経費の少ない額を選定し、それと、総事業費から寄附金等の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額	1/2	1/4	1/4		△	予防接種法 令和元年度健康福祉部補助金交付要綱	疾病対策課	—	衛 生 費 保健衛生費	臨 時 特 定

2 健康福祉部所管（4）〔健康局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の 方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に 対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 の別 特定
結核医療費国庫負担（補助）金	感染症法第37条、37条の2に規定する医療費の公費負担	事業毎に算出する基準額と対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定し、それと総事業費から寄附金等の収入額を控除した額の少ない方の額	3/4 及び 1/2 (神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市)		1/4 及び 1/2		○	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	疾病対策課	—	衛生費 結核対策費	経常 特定
感染症予防事業費等国庫負担（補助）金	1. 感染症発生動向調査事業 2. エイズ対策促進事業 3. 感染症対策特別促進事業（結核対策特別促進） 4. 感染症予防事業 5. 密入国検疫等事業 6. 特定感染症検査等事業	事業毎に算出する基準額と対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定し、それと総事業費から寄附金等の収入額を控除した額の少ない方の額	1/2 1/2 1/2 10/10 1/2 10/10 1/2 (神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市)		1/2 1/2 1/2		○	感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱	疾病対策課	—	衛生費 保健衛生費 結核対策費	経常 特定
石綿（アスベスト）健康管理支援事業補助金	石綿関連疾患の所見により経過観察が必要な者に対し、フォローアップ検査に要する費用を補助する。	総事業費から寄附金その他の収入額を控除した実支出額と対象経費毎に定めた基準額の合計額のいずれか少ない額に2分の1を乗じて得た額。		1/2	1/2		×	令和元年度健康福祉部補助金交付要綱 石綿（アスベスト）健康管理支援事業実施要綱	疾病対策課	—	衛生費 保健衛生費	臨時 特定
感染症予防事業費等国庫（補助）金交付金	感染症対策、地域保健医療推進対策等の事業を行うことにより、地域住民の健康増進並びに疾病の予防及び治療を行い又は予防接種による健康被害者を救済し、もって公衆衛生の向上に寄与することにより、国民が安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりの確保と国民の健康づくりを推進する	厚生労働大臣が必要と認めた額	1/2 1/2 (神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市)	1/2	1/2		☆	感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱	疾病対策課	—	衛生費 保健衛生費	臨時 特定

2 健康福祉部所管(4) [健康局関係]

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別分類(款)(項)	経常臨時一般特定の別
新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業	子宮頸がん、乳がん検診の対象者のがん検診受診台帳を整備し、検診手帳・クーポン券受診案内を一括して送付するとともに、クーポン券によりがん検診に必要な費用を補助 胃、大腸、肺、乳、子宮頸がん受診者の特定年齢の者のうち、検診未受診者に対する個別勧奨・再勧奨 胃、大腸、肺、乳、子宮頸がんの要精検者のうち、未受診者への受診再勧奨。	厚生労働大臣が必要と認めた額 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施に必要な経費	1/2		1/2		○	令和元年度新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業 感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱	疾病対策課	—	衛生費 保健衛生費	臨時特定
小児慢性特定疾病医療費負担金	小児慢性特定疾病医療支援が必要な小児慢性特定疾病児童等について、その医療費の一部を助成し、小慢児童等の家庭の医療費の負担軽減を図り、小慢児童等の健全育成及び福祉の向上を図る	小児慢性特定疾病医療費の支給に必要な小児慢性特定疾病児童等に要する費用	1/2		1/2 (政令市、中核市)		○	児童福祉法 令和元年度小児慢性特定疾病医療費国庫負担金交付要綱	疾病対策課	—	衛生費 保健衛生費	臨時特定
小児慢性特定疾病対策補助金	特種寝台等の日常生活用具を給付することにより、小児慢性特定疾病児童等の健全育成及び自立促進を図る	小児慢性特定疾病対策総合支援事業に基づき実施する事業	1/2 1/2	1/4	1/2 1/4 (市) (町)		△ ○	令和元年度小児慢性特定疾病対策国庫補助金交付要綱 小児慢性特定疾病対策総合支援事業実施要綱  令和元年度健康福祉部補助金要綱	疾病対策課	—	衛生費 保健衛生費	臨時特定
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	小児慢性特定疾病児童等及び家族の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言やその他の事業を行うことにより、小児慢性特定疾病児童等の健全育成及び自立の促進を図る。	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業に基づき実施する事業	1/2		1/2 (政令市、中核市)		○	児童福祉法 令和元年度小児慢性特定疾病児童等自立支援事業費国庫負担金交付要綱 令和元年度小児慢性特定疾病児童等自立支援事業実施要綱	疾病対策課	—	衛生費 保健衛生費	臨時特定

## 2 健康福祉部所管（４）〔健康局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 の別 特定
若年者の在宅ターミナルケア支援事業	若年の末期がん患者の在宅療養支援のための、訪問介護サービスの利用に伴う経費への補助	基準額 訪問介護サービス利用料相当額 1人週3回まで 上限60,000円/月	30/100	15/100	45/100	10/100	▲	令和元年度健康福祉部補助金要綱	疾病対策課	—	衛生費 保健衛生費	臨時特定
平成30年度石綿ばく露者に対する健康管理に係る試行調査委託	石綿ばく露者の健康管理に関して、実施主体、既存検診との連携、対象者対象地域の考え方、費用等について検討を行う	左記事業に要した費用	10/10				△	令和元年度石綿ばく露者に対する健康管理に係る試行調査委託について	疾病対策課	—	衛生費 保健衛生費	臨時特定
難病医療費等国庫負担金	難病の患者について、その医療費の一部を助成し、良質かつ適切な医療の確保及び療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保健の向上を図る	難病医療費の支給に要する費用	1/2		1/2 (政令市)		○	難病法 難病医療費等国庫負担金交付要綱	疾病対策課	—	衛生費 保健衛生費	臨時特定
受胎調節実地指導員証交付等関係事務交付金	母体保護法に基づく事務のうち受胎調節実地指導員の指定証交付（再）、標識交付（再）	当該年度に係る県収入額×交付要綱に定める率		10/10			×	令和元年度健康福祉部補助金交付要綱	健康増進課	—	衛生費 保健衛生費	経常特定
国民健康・栄養調査委託費	国民健康・栄養調査の実施	政令市等 (神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、明石市)	10/10				○	健康増進法 国民健康・栄養調査委託費交付要綱	健康増進課	—	衛生費 保健衛生費	経常特定
市町健康増進事業費補助	市町健康増進事業に対し補助することにより、壮年期からの健康づくりと、脳卒中、心臓病等の生活習慣病の予防、早期発見、早期治療を図り、県民の健康増進に資する。	厚生労働省の定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」による国庫補助基本額に補助率を乗じた額	1/3 (一部 10/10)	1/3	1/3		△	令和元年度健康福祉部補助金交付要綱	健康増進課	—	衛生費 保健衛生費	経常特定

2 健康福祉部所管（4）〔健康局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に 対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	經常 臨時 一般 特定 の別
医療施設運営費等補助金	地域住民の歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持を推進させる観点から、地域の状況に応じた歯科口腔保健施策を推進させるため、歯科口腔保健の推進に関する法律第15条に規定される口腔保健支援センターの設置の推進を図る。	「8020運動・口腔保健推進事業実施要綱」に基づき口腔保健推進事業を実施する政令市及び特別区	1/2		1/2		○	医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱 8020運動・口腔保健推進事業実施要綱	健康増進課	—	衛生費 保健衛生費	臨 時 特 定
乳児家庭全戸訪問事業	乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供、養育環境の把握、相談、助言等を行う。	乳児家庭全戸訪問事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第4項に規定される事業）を実施している市町	1/3	1/3	1/3		☆	（国）子ども・子育て支援交付金交付要綱 （県）令和元年度県健康福祉部補助金交付要綱	健康増進課	—	衛生費 保健衛生費	經 常 特 定
養育支援訪問事業	養育を支援することが特に必要と認められる保護者等に対し、当該居宅において養育に関する相談、指導、助言等を行う。	養育支援訪問事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第5項に規定される事業）を実施している市町	1/3	1/3	1/3		☆	（国）子ども・子育て支援交付金交付要綱 （県）令和元年度県健康福祉部補助金交付要綱	健康増進課	—	衛生費 保健衛生費	經 常 特 定
特定不妊治療費助成事業	特定不妊治療費に要する費用を助成し、経済的負担の軽減を図る。	特定不妊治療費給付事業を実施している指定都市・中核市	1/2		1/2		○	（国）母子保健衛生費国庫補助金交付要綱	健康増進課	—	衛生費 保健衛生費	經 常 特 定
養育医療給付事業	養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、医療の給付を行う。	養育医療給付事業（母子保健法第20条）を実施している市町	1/2	1/4	1/4		☆	（国）未熟児養育医療費等国庫負担金交付要綱、 （県）養育医療給付事業県費負担金交付要綱	健康増進課	—	衛生費 保健衛生費	經 常 特 定
不育症治療支援事業	不育症の検査・治療に要する費用の一部を助成	基準額 「不育症治療支援事業実施要綱」に定める医療保険が適用されない不育症の検査・治療に要した経費に対して市町が助成した額		1/2	1/2		×	令和元年度健康福祉部補助金交付要綱 不育症治療支援事業実施要綱	健康増進課	—	衛生費 保健衛生費	臨 時 特 定
妊娠・出産包括支援事業	妊産婦等が抱える妊婦・出産や子育てに関する悩み等について相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図る。	妊娠・出産包括支援事業を実施している市町	1/2		1/2		○	（国）母子保健衛生費国庫補助金交付要綱	健康増進課	—	衛生費 保健衛生費	臨 時 特 定

## 2 健康福祉部所管（４）〔健康局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に 対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 の別 特定
認知症地域医療連携体制強化事業	各圏域において認知症疾患医療センターを含めた認知症対応医療機関間の医療連携がスムーズに行われるよう、研修会等の開催により連携体制を強化する。	基準額	2/3	1/3			▲	令和元年度健康福祉部補助金交付要綱	健康増進課	—	民生費 老人福祉費	臨時特定
認知症早期受診促進事業	健診等の場を活用し認知症チェックを実施し、医療につながる市町の取組みを推進する。	65歳以上の受診者1人あたり1千円	1/4	1/4	1/2		△	令和元年度健康福祉部補助金交付要綱 介護保険事業費補助金交付要綱	健康増進課	—	民生費 老人福祉費	臨時特定
法人後見・市民後見推進事業	市民後見人養成研修及び法人後見・市民後見体制の整備・強化に要する経費への補助	基準額	2/4	1/4	1/4		▲	令和元年度健康福祉部補助金交付要綱	健康増進課	—	民生費 老人福祉費	臨時特定
薬事経済調査等委託事業	材料価格調査客体精密化調査の実施を委託	基準額	10/10				○	薬事経済調査等実施要綱	薬務課	—	衛生費 保健衛生費	臨時特定
公衆浴場施設整備資金 利子補給補助金	日本政策金融公庫から貸付を受けた一般貸付（特別利率のみ）、災害貸付け及び生活衛生関係営業経営改善特別貸付の利子補給事業	利子補給金交付要綱による  年利率4%を上限に補助 1%超分を対象 1施設対象借入限度額 45,000千円		1/2	1/2		×	令和元年度健康福祉部補助金交付要綱	生活衛生課	—	衛生費 保健衛生費	臨時特定
保健衛生施設等施設・ 設備整備費国庫補助金	1.牛海綿状脳症（BSE）検査に必要な検査キットを購入するために必要な備品購入費 2.その他設備費（食肉衛生検査所、市場食肉衛生検査所）	1.（検査キット（冷蔵品）） 198,000円×厚生労働大臣が必要と認めた員数 （検査キット（常温品）） 66,000円×厚生労働大臣が必要と認めた員数 （採材用シリンダー） 16,500円×厚生労働大臣が必要と認めた員数 2.厚生労働大臣が必要と認めた額	10/10				○	保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱	生活衛生課	（と畜場整備事業債）	衛生費 保健衛生費	臨時特定

3 産業労働部所管（1）〔政策労働局、産業振興局、国際局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に 対する財政措置	備 考	
			国	県	市 町	受 益 者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 の別 特定
皮革排水特別対策費補助金	皮革等製品工場から排水される汚水を下水道に受け入れ処理している関係市町に対し、県が補助することにより事業の実施に伴う市町財政負担の軽減を図る	終末処理場の維持管理費等に対する繰出金の一部に対し補助		10/10			×	平成31年度産業労働部補助金交付要綱	工業振興課	—	商工費	臨時特定
ひょうご次世代産業高度化プロジェクト 先端医療・高度技術関連事業費補助	安定的かつ良質な雇用を創造していくため、先端医療、介護ロボット等の次世代産業分野への支援を行い、地域の産業施策と一体となった地域の自主的な雇用創造の取組を促す。	「戦略産業雇用創造プロジェクト」評価・選定委員会（事務局：厚生労働省）による採択	8/10		2/10		△	平成31年度産業労働部補助金交付要綱	新産業課	—	商工費	臨時特定
ひょうご次世代産業高度化プロジェクト ロボット実用化・普及促進事業費補助	安定的かつ良質な雇用を創造していくため、農商工連携によるイノベーション創造に向けた支援を行い、地域の産業施策と一体となった地域の自主的な雇用創造の取組を促す。	「戦略産業雇用創造プロジェクト」評価・選定委員会（事務局：厚生労働省）による採択	8/10		2/10		△	平成31年度産業労働部補助金交付要綱	新産業課	—	商工費	臨時特定

4 農政環境部所管（1）〔農政企画局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の 方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に 対する財政措置	備 考	
			国	県	市 町	受 益 者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 の別 特定
ひょうご市民農園整備 事業（滞在型）	宿泊施設を併設した滞在型 市民農園の整備を支援	活性化計画の区域における農山漁 村と都市との地域間交流を促進す るため、地域間交流の拠点となる 施設の整備が必要であると認めら れること	1/2	7/100	43/100		□	農山漁村活性化プロジェクト 支援交付金実施要綱	総合農政課	一般補助施設整備等事業債	農林水産業費 農 業 費	臨 時 特 定
新山村振興等農林漁業 特別対策事業費補助	山村振興法、過疎地域自立 促進特別措置法、離島振興 法、特定農山村法で指定さ れた地域の活性化と定住の 促進のために要する経費	1. 生産基盤及び施設の整備	55 55 50 50 45 45 40 40 1/3	13.5/100 7/100 13.5/100 7/100 0 7/100 0 0 0	31.5/100 38/100 36.5/100 43/100 50/100 55/100 53/100 60/100 2/3		□	山村振興法  過疎地域自立促進特別措置法  特定農山村地域における農林 業等の活性化のための基盤整 備の促進に関する法律  離島振興法  農山漁村の活性化のための  定住等及び地域間交流の促進 に関する法律  農山漁村振興交付金実施要綱  中山間地域所得向上支援対策実施要綱	総合農政課	一般補助施設整備等事業債 (過疎対策事業債) (辺地対策事業債)	農林水産業費 農 業 費	臨 時 特 定
		2. 生活環境施設の整備	50	0	50							
		3. 地域間交流拠点の整備	50 50	7/100 0	43/100 50							
		4. その他	55 50 50 50 45	13.5/100 13.5/100 7/100 0 0	31.5/100 36.5/100 43/100 50/100 55/100							
		5. 創意工夫発揮事業										
					本体事業と同率							

4 農政環境部所管(1) [農政企画局関係]

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の 方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に 対する財政措置	備 考	
			国	県	市 町	受 益 者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 の別 特定
中山間地域等直接支払 交付金	中山間地域等における農業 生産条件の不利補正により 適正な農業生産活動等の継 続を通じて耕作放棄地の発 生防止を図り、食料安定供 給機能及び多面的機能の確 保に資する	1. 対象地域 (1) 一般基準 離島振興法、山村振興法 特定農山村法、過疎法の指 定地域 (2) 特認基準 4法指定地域外で知事が定 める基準を満たす地域 2. 対象農地用 農業の生産条件が不利な1ha 以上の一団の農用地 3. 対象行為 農業者等の締結する集落協定 又は個別協定に基づき、5年 以上継続される農業生産活動 等	1/2  1/3	1/4  1/3	1/4  1/3	—  —	△	中山間地域等直接支払交付金 実施要領 (H12.4.1 12構改B第38号 農林水産事務次官依命通知)	総合農政課	—	農林水産業費 農 業 費	経 常 特 定
中山間地域等直接支払 推進事業	中山間地域等直接支払制度 の定着に向けて、県及び市 町が行う交付金交付等の適 適性かつ円滑な実施の促進 に資する	交付金を実施する又は実施する ことが確実な県又は市町	1/1	—	—	—	△	日本型直接支払推進交付金 実施要領(H28.4.1 27生産第 2855号 農林水産省生産局長 通知、H28.4.1 27農振第) 2219号 農林水産省農村振興 局長通知)	総合農政課	—	農林水産業費 農 業 費	臨 時 特 定

4 農政環境部所管(1)〔農政企画局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の 方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に 対する財政措置	備 考	
			国	県	市 町	受 益 者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 の別 特定
「農」イノベーション ひょうご6次産業化ネ ットワーク活動事業	農林漁業者等が多様な業種 との連携のもとで実施する 新商品開発・販路開拓など の取組や、農林漁業者等が 多様な業種と連携して実施 する取組が必要となる加工 施設・機械等の導入に対し て支援を行う。	多様な事業者が連携するネット ワークを構築し、実施する取組 であること等 I 推進事業 1 加工適性のある作物導入 2 新商品開発・販路開拓の実施 等  6次産業化・地産地消法等に基づ く認定を受けた事業計画に従って 実施する取組であること等 II 整備事業 1 農林水産物等集出荷のため に必要な施設 2 農林水産物等処理加工のため に必要な施設 3 農林水産物等の総合的な販 売に必要な施設及び地域食 材提供のために必要な施設 4 捕獲獣肉等食材提供のため に必要な施設 5 収穫後用病害虫防除のため の必要な施設 6 未利用資源をエネルギー化 し農林水産物等の加工・流 通販売等施設へ供給するた めに必要な施設(売電を目 的とする取組を除く。)等 7 1～6の附帯施設 等  食料産業・6次産業化 交付金で定める市町戦略を定めた 市町が実施する以下の取組等 III 支援体制整備事業 1 6次産業化等に関する戦略 の策定 2 人材育成研修会の開催	1/2 1/3	— —	1/2 2/3	△	食料産業・6次産業化交付金 実施要綱 【H30.3.30付 29食産第5353号】 食料産業・6次産業化交付金 交付要綱 【H30.3.30付 29食産第5355号】	総合農政課	—	農林水産業費 農 業 費	臨 時 特 定	
			3/10 1/2	— —	7/10 1/2							
			10/10									

4 農政環境部所管(1)〔農政企画局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 の別 特定
都市農業機能発揮モデル事業	都市農業の多様な機能の発揮に寄与する取り組みに要する経費	1 対象地域 市街地及びその周辺の農地 2 対象事業 (1) 防災機能の発揮 (2) 福祉的活用の促進 (3) 学習機会の充実 (4) 良好な景観形成の促進 (5) その他、都市農業が有する多面的機能の発揮につながる取り組みであると認めるもの		10/10			×	都市農業機能発揮モデル事業実施要領	総合農政課	—	農林水産業費 農 業 費	臨 時 特 定
地域における食育・地産地消活動支援事業(食料産業・6次産業化交付金(地域での食育の推進事業))	兵庫県食育推進計画(第3次の目標達成に向けて、市町や民間団体が行う日本型食生活の普及促進、農作業体験の実施等の食育に関する取組を支援することにより、食育活動の充実や団体間の連携強化等地域における食育推進体制の充実を図る。	1 食育推進検討会の開催 2 課題解決に向けたシンポジウム等の開催 3 食育推進リーダーの育成及び活動の促進 4 食文化の保護・継承のための取組支援 5 農林漁業体験の機会の提供 6 和食給食の普及 7 共食の場における食育活動 8 食品ロスの削減に向けた取組	1/2		1/2		△	食料産業・6次産業化交付金実施要綱 (平成30年3月30日付け29食産第5353号農林水産事務次官依命通知)	総合農政課		農林水産業費 農 業 費	臨 時 特 定
数量調整円滑化推進事業費補助	米の数量調整を円滑に推進するために実施する、啓発活動、指導、確認事務	1. 推進活動 2. 助言・指導 3. 実施状況確認		定額			×	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律	農業経営課	—	農林水産業費 農 業 費	臨 時 特 定
耕作放棄地活用総合対策事業費補助	市町等が解消計画に基づき耕作放棄地の利活用のため地域での取組活動支援に要する経費	1. 耕作放棄地整備事業		1/2	1/2		×	耕作放棄地活用総合対策事業要領(H17.4.1農営第1043号)	農業経営課	—	農林水産業費 農 業 費	臨 時 特 定
国有農地等管理処分事業事務取扱交付金	1. 農地等の使用料等の徴収事務 2. 国有農地等の維持管理事務 3. その他自作農財産の維持管理に関する事務	1. 当該事務を行う市町に対し 4,000円 納入通知書1件につき 400円 2. 所在する市町に対し 4,000円 管理筆数1筆につき 400円 3. 別に定める額	10/10				△	国有農地等管理処分事業事務取扱交付金交付要綱	農業経営課	—	農林水産業費 農 地 費	臨 時 特 定

4 農政環境部所管(1)〔農政企画局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別分類(款)(項)	經常臨時一般の別の別
農業委員会交付金	市町農業委員会の運営及び所掌する事務を遂行するための経費に対して交付金を交付する	1. 委員手当 2. 職員設置費 3. 農地調査、資料整備費	10/10				△	農業委員会等に関する法律(S26. 3. 31 法律第88号) 農業委員会交付金等交付要綱(H17. 4. 1 16経営第8328号) 農業委員会交付金等交付規則(S36. 8. 30 規則第75号)	農業経営課	—	農林水産業費 農業費	經常特定
農業委員会補助金	担い手への農地集積・集約化のため、農地中間管理機構と連携・協力関係にある農業委員会が効果的かつ効率的に業務を遂行できるよう、その活動経費を助成する。	機構集積支援事業 1 農地等の利用状況調査、農地等の台帳の調査等 2 農業委員の資質向上等	10/10				△	農地集積・集約化対策事業実施要綱(H26. 2. 6 25経営第3139号) 農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱(H31. 3. 28 30経営第2525号) 農業委員会交付金等交付規則(S36. 8. 30 規則第75号)	農業経営課	—	農林水産業費 農業費	經常特定
経営体育成支援事業	過去に例のない気象災害等により被災した農業者の機械・施設等の修繕等を支援	(1)被災農業者向け 台風20号対策 台風21号対策	3/10 1/2	3/10 1/6	2/5 1/3		△	経営体育成支援事業実施要綱(H23. 4. 1 22経営第7296号)	農業経営課	—	農林水産業費 農業費	臨時特定
経営所得安定対策直接支払推進事業	経営所得安定対策の実施に必要な推進活動に対する助成	経営所得安定対策の実施に必要な推進活動のうち、都道府県段階及び地域段階の事業実施主体が行う現場における推進活動や要件確認等に必要な経費	定額				△	経営所得安定対策等推進事業実施要綱(H27. 4. 9 26経営第3569号)	農業経営課	—	農林水産業費 農業費	臨時特定

4 農政環境部所管（1）〔農政企画局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の 方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に 対する財政措置	備 考	
			国	県	市 町	受 益 者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 の別 特定
農地集積・集約化対策事業（機構集積協力金交付事業）	経営転換、相続、高齢によるリタイア等を契機として、農地中間管理機構を通じて、新たに地域の担い手となる経営体に農地を貸し付けた場合において、市町等がそれに協力するものに対して、機構集積協力金を交付する。 また、地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付けた地域に対し、機構の活用率に応じて協力金を交付する。	新たに機構を通じて非担い手から担い手に貸し付けた農地面積に応じて協力金を交付 1 経営転換協力金 ①農業部門の減少により経営転換する場合、②農業からリタイアする場合、③農地を相続しない場合、全ての自作地について、機構に対し、10年以上の貸付け、当該農地が受け手に貸付けられた際に協力金を交付 2 地域集積協力金 機構にまとまった農地を貸付けた地域に対し、機構の活用率に応じて協力金を交付	定額				▲	農地集積・集約化対策事業実施要綱(H26.2.6経営第3139号)	農業経営課	—	農林水産業費 農業費	臨時特定
人・農地プラン・農地集積促進事業（人・農地プラン作成事業）	集落レベルでの話し合いに基づき、地域の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）、そこへの農地の集積、中心となる経営体とそれ以外の農業者（兼業農家、自給的農家）を含めた地域農業のあり方等を記載した人・農地プランを作成するための取組に対して支援することで、産業としての力強い農業の実現、食料の安定供給、多面的機能や地域社会の維持を図る	人・農地プランを作成するため取組みに必要な経費	定額 定額				△	人・農地問題解決加速化支援事業実施要領（H24.2.8 23経営第2955号）	農業経営課	—	農林水産業費 農業費	臨時特定

4 農政環境部所管(1)〔農政企画局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別分類(款)(項)	経常臨時一般の別の別
新規就農者確保事業	経営が不安定な就農直後(5年以内)の所得を確保する農業次世代人材投資資金を交付することにより、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図る	1 農業次世代人材投資資金(経営開始型) 2 市町推進事務費	定額				△	平成31年度農政環境部補助金交付要綱  農業人材力強化総合支援事業実施要綱(H24.4.6 23経営第3543号)	農業経営課	—	農林水産業費 農業費	臨時特定
担い手確保・経営強化支援事業	地域ぐるみで地域の農業構造を改革するため、地域農業に関わる幅広い関係者の合意を基本として、人・農地プランを作成し、地域の担い手となる中心経営体等の育成に資するよう、農業用機械・施設の導入、土地基盤の整備といったハード面に対する支援を総合的に行う	1.生産基盤 2.近代化施設 3.近代化施設(機械) 4.環境施設(生産基盤的) 5.環境施設(生活改善的) 6.その他	1/2 1/2 1/2 1/2 1/2	13.5/100 7/100 7/100	36.5/100 43/100 1/2 43/100 1/2 1/2		□ □ △ □ △ △	担い手確保経営強化支援事業実施要綱(H28.1.20 27経営第2612号)	農業経営課	—	農林水産業費 農業費	臨時特定
農地利用最適化交付金	農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務に要する市町農業委員等の報酬に対して交付する	農業協同組合法等の一部を改正する等の法律による改正後の農業委員会法第8条第1項の規定により任命された委員をもって組織された農業委員会	10/10				△	農地利用最適化交付金事業実施要綱(H28.3.29 27経営第3278号) 農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱(H31.3.28 30経営第2525号) 農業委員会交付金等交付規則(S36.8.30 規則第75号)	農業経営課	—	農林水産業費 農業費	経常特定
法人化促進総合対策事業費補助	法人化や雇用の確保等、経営の高度化・多角化に取り経営体が行う、①農業機械等の導入、②新たに行う取り組み、③法人運営等に必要な専門人材の確保を支援する。	①法人化・高度化促進施設整備事業 組織化・法人化や規模拡大等に取り組む経営体が行う農業機械・施設の導入を支援する ②法人経営新ビジネス展開支援事業 法人化・雇用の拡大等を行う経営体が新たに取り組む活動を支援する ③法人運営プロフェッショナル雇用事業 法人化・雇用の拡大等を行う経営体が行う、法人の運営に必要な専門知識を有する者の確保を支援する		1/3	2/3		×	法人化促進総合対策事業実施要領(H30.4.1 農第1003号)	農業経営課	—	農林水産業費 農業費	

4 農政環境部所管（1）〔農政企画局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の 方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に 対する財政措置	備 考	
			国	県	市 町	受 益 者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 の別 特定
神戸市中央卸売市場再 整備支援事業	平成20年度に整備した神戸 市中央卸売市場本場荷捌き 通路屋根の施設整備に要す る経費に対し助成	荷捌き通路屋根の施設整備費に ついて、建設工事費の3分の1 に相当する支払金にかかる元利 割賦金に対し、平成21年度から 令和15年度までの25年間に分割 した、当該年度の元利相当額で あること		定額	残額		×	農政環境部補助金交付要綱 消費流通課関係補助事業補助 金交付の条件	消費流通課	—	農林水産業費 農 業 費	臨 時 特 定
卸売市場施設整備事業	中央又は地方卸売市場の開 設者等であり、施設の改良 、造成、取得に要する整備 事業費及び附帯事務費に対 して補助金を交付する	I 整備事業費 1 売場施設 2 貯蔵・保管施設 3 駐車施設 4 構内舗装 5 搬送施設 6 衛生施設 7 食肉関連施設  8 情報処理施設 9 市場管理センター 10 防災施設 11 加工処理高度化施設 12 選果・選別施設 13 総合食品センター 機能付加施設 14 附帯施設 15 上記の施設内容に準ずる 施設 16 共同集出荷施設 II 附帯事務費	4/10 4/10 4/10 1/3 4/10 4/10 4/10  4/10 1/3 1/3 4/10 4/10 1/3 1/3 1/3 1/2	—	6/10 6/10 6/10 2/3 6/10 6/10 6/10  6/10 2/3 2/3 6/10 6/10 2/3 2/3 2/3 1/2		□ 強い農業・担い手づくり総合 支援交付金 実施要綱 【H31. 4. 1付30生産第2218号】 業実施要綱 【H28. 1. 20付27生産第2393号】	消費流通課	—	農林水産業費 農 業 費	臨 時 特 定	
農業経営基盤強化資金 利子補給補助金	農業経営基盤強化資金の借 受者に対し市町が利子補給 した経費に対し助成する	借入資金の利子のうち利率0.5% (上限)の1/2		1/2	1/2		×	農業経営基盤強化資金利子補 給補助金交付要綱 (H6. 10. 19. 農経第553号)	農林経済課	—	農林水産業費 農 業 費	臨 時 特 定

4 農政環境部所管(2)〔農林水産局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の 方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に 対する財政措置	備 考	
			国	県	市 町	受 益 者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 の別 特定
環境保全型農業直接支払交付金	1 市町推進交付金 環境保全型農業直接支払交付金に関する推進指導及び実施確認 2 環境保全型農業直接支払交付金 地球温暖化防止や生物多様性に効果が高い営農活動に対する交付金	地球温暖化防止や生物多様性に効果が高い営農活動に対する支援を行っていること	10/10				△	環境保全型農業直接支援対策実施要綱(国) 環境保全型農業直接支払交付金交付要綱	農業改良課	—	農林水産業費 農 業 費	臨 時 特 定
ウメ輪紋病緊急防除対策事業 (国) 消費・安全対策交付金	市町が実施するウメ輪紋病のまん延防止と早期根絶をより一層加速化させるための強化対策により再植栽された宿主植物の防除対策への支援	植物防疫法第19条第2項の規定に基づく協力指示書の交付を受けた市町	10/10				△	植物防疫法 消費・安全対策交付金実施要綱 消費・安全対策交付金交付要綱	農業改良課	—	農林水産業費 農 業 費	臨 時 特 定
農村総合整備事業 (国) 農業体質強化基盤整備促進事業	農村振興総合整備事業等実施要綱に定める生産基盤事業及び生活環境基盤事業	それぞれの地域における自然的社会的条件をふまえて、農業生産基盤の整備及びこれと関連を持つ農村環境の整備を総合的に実施するとともに、併せて都市と農村の交流促進のための条件整備を図るもので、総合整備計画に即して次に掲げる要件を満たすものについて実施する 1. 総合整備計画において整備の基本構想、整備目標が定められていること 2. 計画区域内において、農業生産基盤、農村生活環境の整備を総合的 3. 周辺農用地の整備が完了している計画区域又は近い将来整備が完了することが見込まれる区域であって、生活環境整備に係る事業を実施することによって当該地域の安住化及び活性化の促進が図られると認められること	(生活基盤) 50/100 <sup>12~14/100</sup> (環境基盤) 50/100 <sup>0~7/100</sup> (環境施設) 50/100		36~38/100   43~50/100   50/100	△	農業体質強化基盤整備促進事業実施要綱 (H24.2.8 23農振第2269号)	農地整備課	一般補助施設整備等事業債	農林水産業費 農 地 費	臨 時 特 定	

4 農政環境部所管(2)〔農林水産局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 の別 特定
中山間地域総合整備事業 (国) 農山漁村地域整備交付金 農業体質強化基盤整備促進事業	中山間地域総合整備事業実施要綱に定める生産基盤事業及び生活環境基盤整備事業	1. 過疎、山振の指定市町及びそれに準ずる地域で複数集落を対象としていること 2. 農業振興地域を対象としていること 3. 地域の活性化構想を作成し、知事の承認を得ること 4. 総合的に事業を実施し、生産基盤に係る受益面積の合計が20ha以上であること	(生産基盤) 55/100 <sup>12~15/100</sup>		30~33/100		△	土地改良法 (昭和24年法律第195号) 農山漁村地域整備交付金実施要綱 (H22. 4. 1 21農振第2453号) 農業体質強化基盤整備促進事業実施要綱 (H24. 2. 8 23農振第2269号)	農地整備課	一般補助施設整備等事業債	農林水産業費 農 業 費	臨 時 特 定
農地災害復旧事業 (国) 団体営災害復旧事業	異常な天然現象の発生により被害を受けた農地農業用施設の復旧を行う	1カ所の復旧工事費 農地が40万円以上 農地用施設	50/100 65/100		50/100 35/100		△	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律	農地整備課	災 害 復 旧 事 業 債	災害復旧費 農林水産施設 災害復旧費	臨 時 特 定
農地災害関連区画整備事業 (国) 農地災害関連区画整備事業	異常な天然現象の発生により被災した農地と隣接する農地等を含めて区画形質を変更し被災原因の除去を行うことにより、再度災害を防止し、農業経営の安定と国土保全を図る	1. 受益戸数が2戸以上 2. 工事費が400万円以上 3. 他の改良計画がないこと 4. 事業効果が大きいこと	1/2		1/2		△	農地災害関連区画整備事業実施要綱 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律	農地整備課	公 共 事 業 等 債	農林水産業費 農 地 費	臨 時 特 定
災害関連農村生活環境施設復旧事業 (国) 団体営災害関連農村生活環境施設復旧事業	災害を受けた農村生活環境施設の復旧を速やかに行うことにより、活力ある農村地域社会の維持、形成を図る	1. 受益者戸数が2戸以上 2. 工事費が200万円以上	1/2		1/2		△	災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱	農地整備課	公 共 事 業 等 債	農林水産業費 農 地 費	臨 時 特 定
災害関連ほ場整備事業	豪雨等で甚大な被害を受けた小規模農地の区画整理を行う。	災害復旧と併せて事業実施するもので5ha未満であるもの		80/100	13/100	7/100		土地改良法 県単独災害関連ほ場整備事業実施要領 平成29年度農政環境部補助金交付要綱	農地整備課	一 般 単 独 事 業 債	農林水産業費 農 地 費	臨 時 特 定
本庄川ダム管理費	多目的ダムとして設置された本庄川ダムの維持管理経費のうち、防災ダム機能に係る経費を負担する	ダム建設のアロケーション比率		55.1/100		44.9/100	×	本庄川ダム管理委託協定書	農地整備課	—	農林水産業費 農 地 費	経 常 特 定
防災施設管理費	福浦海岸に設置された防潮樋門等の維持管理を委託する。			10/10			×	海岸法 (S31. 5. 12 法律第101号)	農地整備課	—	農林水産業費 農 地 費	経 常 特 定

4 農政環境部所管(2)〔農林水産局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	經常 臨時 一般 の別 特定
地籍調査事業 (国) 地籍調査費負担金 社会資本整備総合交付金	地籍調査費 毎筆の土地の境界を調査し、地籍簿、地籍図を作成する	国土調査促進特別措置法に基づき国が定めた地域 市町営 県営	50/100 1/2	25/100 1/2	25/100		△	国土調査法(昭和26年法律第180号)	農地整備課	—	農林水産業費 農 地 費	臨 時 特 定
担い手育成土地利用調整事業 (国)農山漁村地域整備交付金 (国)農業競争力強化農地整備事業 (国)農地中間管理機構関連農地整備事業	ほ場整備事業を実施する地区の担い手への農用地の利用集積に対して助成する 1. 土地利用調整推進  2. 高生産性農業集積促進	ほ場整備事業(基盤整備関連経営体育成等促進計画が策定されたもの)実施地区及び、採択予定地区	5~5.5/10 5~5.5/10		5~4.5/10 2.25~2.5/10 2.25~/10		△ ×	平成31年度農政環境部補助金交付要綱 (国)農山漁村地域整備交付金交付要綱 (国)土地改良事業関係補助金交付要綱 (国)農山漁村地域整備交付金実施要綱 (国)農業競争力強化農地整備事業実施要綱 (国)農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱	農地整備課	公 共 事 業 等 債	農林水産業費 農 地 費	臨 時 特 定
ほ場整備事業調査設計助成費 (国)水利施設等保全高度化事業	市町等が県営ほ場整備事業を申請するのに必要な地形図形成、調査設計に要する費用に対する助成	県営ほ場整備事業として採択予定地区	100/100				△	平成31年度農政環境部補助金交付要綱 (国)土地改良事業関係補助金交付要綱 (国)水利施設等保全高度化事業実施要綱	農地整備課	—	農林水産業費 農 地 費	臨 時 特 定
国営造成施設管理体制整備促進事業助成金	1. 国営造成土地改良施設を管理する土地改良区に対する「管理の合理化・高度化」に係る支援  2. 国営造成土地改良施設を管理する土地改良区に対する「管理の合理化・高度化」に係る体制整備活動	国営造成土地改良施設を管理する土地改良区の管理体制整備を図るべく、「管理体制整備の推進活動」「管理体制の整備・強化に対する支援」を実施しようとする市町 同上	50/100 50/100	25/100	25/100 50/100		□ △	国営造成施設管理体制整備促進事業実施要綱	農地整備課	—	農林水産業費 農 業 費	臨 時 特 定

4 農政環境部所管(2)〔農林水産局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別分類(款)(項)	經常臨時一般特定の別
県単独小規模農地緊急整備事業	国の補助対象とならない小規模な農地について、防災・遊休農地対策等を目的として基盤整備を行う	以下に掲げる事業を行うものであって、その受益面積が1ha以上5ha未満であるもの ①ほ場整備 ②農道整備 ③用排水施設整備 ④付帯工(①～③と併せて行う維持管理軽減・防災対策に有効な整備)		50/100	50/100		×	土地改良法 平成31年度農政環境部補助金交付要綱 県単独小規模農地緊急整備事業実施要領	農地整備課	一般単独事業債	農林水産業費 農地費	臨時特定
農村振興総合整備等実施計画策定費(国) 農山漁村地域整備交付金	農村振興基本計画に基づいて実施する農村総合整備事業等の実施計画を策定	策定後、農村総合整備事業等を実施すること	50～55/100	14/100	31～36/100		□	農山漁村地域整備交付金実施要綱 (H22.4.1 21農振第2453号)	農地整備課	—	農林水産業費 農業費	臨時特定
多面的機能推進事業(国) 多面的機能支払交付金制度	1 市町推進交付金 市町が行う共同活動支援交付金の交付、活動組織に対する指導並びに実施状況確認等  2 多面的機能支払交付金 地域共同で行う、多面的機能を支える活動や地域資源の質的向上を図る活動を支援	支援の対象となる組織 ①農業者のみで構成される活動組織 ②農業者及びその他の者で構成される活動組織 対象となる農用地 ①農振地域内の農用地 ②生産緑地内の農用地 ③条例等により多面的機能の発揮の観点から保全管理が図られる農用地 ④農振地域内と一体的に行われる農用地 活動期間は原則5年	10/10  1/2				△  △	多面的機能支払交付金交付要綱	農地整備課	—	農林水産業費 農地費	臨時特定

4 農政環境部所管(2)〔農林水産局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の 方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に 対する財政措置	備 考	
			国	県	市 町	受 益 者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別
(国) 農山漁村振興交付金 1. 県営ふるさと水と土 ふれあい事業	農山漁村振興交付金 実施要綱のうち次に 係る事業 小規模農林地等保全整備 (要件類別1)	(共通) 活性化計画の作成  (ふるさと水と土) 以下のア、イのいずれかの要件 を満たす地域であること。 ア 以下の(1)、(2)のどちらに も該当する地域。 (1)環境創造区域 (2)地域住民等による土地改 良施設等の維持管理活動 を促進する体制が整って おり、土地改良施設等の 保全又は保全活動に資す ることが認められること。 イ 林野率が50%以上であり、 主傾斜1/100以上の農用地 の面積が当該集落の全農用 地の50%以上を占めること。 総事業費1億未満 受益地が1ha以上 受益者が農林漁業者3名以上	55	30	15		△ 土地改良法 農山漁村活性化法 農山漁村振興交付金 実施要綱	農地整備課	一般補助施設整備等事業債	農林水産業費 農地費	臨時特定	
地域農業水利施設スト ックマネジメント事業 (国) 農山漁村地域整備交付 金 地域農業水利施設スト ックマネジメント事業 (国) 農業水路等長寿 命化・防災減災事業	農業水利施設の機能を効率 的に保全する計画を作成し 施設の状況に応じた対策を 講じる 1. 機能保全計画の作成 2. 対策工事の実施 3. 突発的事故に対する 緊急工事 1. 機能保全計画の作成 2. 対策工事の実施	県が作成する地域農業水利施設 保全対策実施方針に位置づけら れたもの 1. 受益面積100ha以上 2. 受益面積10ha以上 3. 施設の劣化に起因すると想定 されるもの 3. 1箇所工事費400千円以上 1. 1ヵ年以内 2. 事業費200万円以上	50~55/100	14/100	31~36/100		△ 平成31年度農政環境部補助金 交付要綱 (国)農山漁村地域整備交 付金実施要綱 (国)農山漁村地域整備交 付金交付要綱  △ 平成31年度農政環境部 補助金交付要綱 (国)土地改良事業関係 補助金交付要綱 (国)農業水利施設等長 寿命化・防災減災事業 実施要綱	農地整備課	公 共 事 業 等 債	農林水産業費 農地費	臨時特定	

4 農政環境部所管(2)〔農林水産局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別分類(款)(項)	経常臨時一般特定の別
農業集落排水事業 (国) 農山漁村地域整備交付金	農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設の整備又は改築を行う。	1. 瀬戸内海環境保全特別措置法で規定された区域内。 2. 原則として農振地域内の農業集落を対象。 3. 汚水処理施設は原則として対象人口概ね1000人程度以下。 4. 受益戸数が概ね20戸以上。 5. 改築の場合、費用が200万円以上であり且つ、①適正な維持管理が行われ、供用開始後7年以上経過していること、②供用開始後施設を取り巻く条件又は環境の変化が認められること、のいずれかに該当すること。	5/10		5/10		△	農山漁村地域整備交付金実施要綱(H22.4.1 21農振第2453号)	農地整備課	—	農林水産業費 農地費	臨時特定
(国) 農山漁村地域整備交付金	農業集落排水施設等の劣化状況等を調べる機能診断調査及びその結果に基づき施設機能を保全するために必要な対策方法等を定めた構想計画の策定	6. 既存施設を有効活用すると認められるものであって、施設機能の向上を主な目的としなものであるとともに、当該市町村内に整備された農業集落排水施設であること。	10/10				△					
農業基盤整備促進事業 (国)農地耕作条件改善事業 (国)農業水利施設等長寿命化・防災減災事業	定額助成 暗渠排水・畦畔除去・区画拡大などの簡易な整備	1. 事業費200万円以上 2. 受益者が2戸	定額				△	平成31年度農政環境部補助金交付要綱 (国)土地改良事業関係補助金交付要綱 (国)農地耕作条件改善事業実施要綱	農地整備課	公共事業等債	農林水産業費 農地費	臨時特定
	定率助成 農業用排水路等の施設整備及び区画整理事業及び推進にかかる経費	上記と同じ	農業用排水路・農道・区画整理 50～55/100   14/100   31～36/100 推進にかかる経費 50～55/100     45～50/100				△	(国)農業水利施設等長寿命化・防災減災事業実施要綱				
農業用施設災害関連事業 (国) 団体営農業用施設災害関連事業	異常な天然現象の発生により被害を受けた農業用施設の復旧と併せて行う被害原因に係る残存施設等の補強	工事費200万円以上でかつ災害復旧工事費を超えないもの、他に改良計画がなく事業効果が大なるもの	50/100		50/100		△	農業用施設災害関連事業の実施について(S40.9.10.40農地D第1129号) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律	農地整備課	—	農林水産業費 農地費	臨時特定

4 農政環境部所管（2）〔農林水産局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の 方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に 対する財政措置	備 考	
			国	県	市 町	受 益 者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 の別 特定
国直轄事業負担金助成 事業	国直轄管理事業（加古川水 系広域農業水利施設総合管 理事業）にかかる市町負担 に対する助成	前年度に国が行った事業にか かる地区別・市町別負担対象事業 費に対して市町が17.5%以上負 担すること。		10/10			×	平成29年度農政環境部補助金 交付要綱	農地整備課	—	農林水産業費 農 地 費	臨 時 一 般
農村地域防災減災事業 〔国〕	総合的な防災・減災対策を 実施することにより、農業 生産の維持、農業経営の安 定及び地域住民の暮らしの 安全の確保を図り、災害に 強い農村づくりを推進する	①実施計画策定等 ・実施計画策定、耐震性点検、 耐震化対策整備計画策定、 施設長寿命化計画策定、 ため池群調査計画策定、 ため池緊急防災対策情報整備 のいずれかを実施する。 ②整備事業 ・推進計画に位置付けた事業で あること ・災害防除対策推進地域等 あつて、整備事業を実施する 受益面積の合計が10ha以上 ・各々施設又は施設が一体と なつてその効果を発揮する場 合にあつてはその施設におい てすべての効用がすべての費 用を償うこと ア) ため池整備事業 ○ため池整備工事 ○ため池水質改善工事（注1 ・受益面積0.5ha以上10ha未 満（5ha未満） ※括弧書きは中山間地域 ・総事業費800万円以上 注1）は3,500万円以上 イ) 用排水施設等整備事業 ○用排水施設整備事業 ・受益面積200ha以上 （100ha以上） ・総事業費8,000万円以上 ウ) 農業用施設等災害管理対策 事業 ○危機管理情報システム整備 ○危機管理向上施設整備 ○簡易な施設整備 ・受益面積10ha以上 ○活用保全、周辺環境整備 ・関連する土地改良施設の 受益面積20ha以上 ・関連する土地改良施設がため 池の場合、受益面積2ha以上	実施計画策定等 100/100	0/100	0/100	0/100	△	土地改良法（昭和24年法律第 195号）、土地改良法施行令 （昭和24年制令第295号）及 び土地改良法施行規則（昭和 24年農林省令第75号） 農村地域防災減災事業実施要 綱（H25.2.26 24農振第2114号）	農地整備課	公 共 事 業 等 債	農林水産業費 農 地 費	臨 時 特 定

4 農政環境部所管(2)〔農林水産局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 の別 特定
農村地域防災減災事業〔国〕つづき		エ) 農村防災施設整備事業 ・災害防除対策推進地域等であるか、農村防災施設整備の受益地内もしくは、周辺地域であるもの ・調査計画事業で安全度評価を実施し改修の必要が認められたもの ○緊急避難経路整備 ○緊急避難塔整備 ・受益面積60ha以上 ○防火水槽 ・受益面積40ha以上 ○緊急避難施設の耐震化 ・受益面積50ha以上 ○情報基盤施設整備 ・受益面積20ha以上 オ) ため池緊急防災環境整備事業 ○ため池の統廃合及び代替水源の確保 ・防災重点ため池であって、想定(団体営)被害額(農外)が500万円以上のもの ・統廃合に伴い代替水源を確保するための施設整備を伴うもの カ) 農業用河川工作物応急対策事業 ・農業用河川工作物の改善措置を行い洪水等からの安全を確保する ・総事業費800万円以上5,000万円未満 キ) 特定農業用管水路等特別対策事業 ・石綿等が使用されている農業用管水路の撤去 ・受益面積10ha以上 ・総事業費800万円以上										
			100/100	0/100	0/100	0/100						
			50~55/100	32~42/100	3~18/100	0/100	△					
			50~55/100	18/100	25/100	2~7/100	△					

4 農政環境部所管(2)〔農林水産局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別分類(款)(項)	經常臨時一般特定の別
産地パワーアップ事業 (主要農作物競争力強化対策事業、野菜産地総合整備対策事業、花き・果樹特産地競争力強化対策事業)	T P P協定の大筋合意を踏まえ、農業の国際競争力強化を図るため、地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた取組を支援	・品目ごとの面積要件を満たすこと ・生産コスト低減、販売額増等の成果目標基準を満たすこと	1/2			1/2	△	産地パワーアップ事業実施要綱(H28.1.20付27生産第2390号)	農産園芸課	—	農林水産業費 農業費	臨時特定
被災農業者向け生産施設等災害復旧支援事業	平成30年7月豪雨、台風20号及び21号により、被災した農業者の経営安定と農産物の安定生産を支援	平成30年7月豪雨、台風20号及び21号により被害を受けた生産施設等を有する農業者及び当該農業者が組織する団体等		4/9以内	2/9以内	1/3以内	×	被災農業者向け生産施設等復旧支援事業実施要領	農産園芸課 畜産課	災害復旧事業債	農林水産業費 農業費	臨時特定
ひょうごのGAP拡大推進加速化事業	国際的な農畜産業競争力強化を図る観点から、国際水準GAP等の取組及び認証取得の拡大を図るために必要な取組を総合的に支援	1 GAP指導員及びGAP認証審査員の育成(市町、農業協同組合、農業教育機関、農業者の中で指導的立場の者、県が参画する協議会等) 2 GAP指導活動 3 地域のモデルとなる農業者等の認証取得 (1) 個別認証(市町、農業者、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、農業協同組合、農業者の組織する団体、農業の専門学科を有する教育機関等)	10/10				△	農業生産工程管理推進事業交付金実施要領	農産園芸課	—	農林水産業費 農業費	臨時特定
但馬牛繁殖経営安定対策事業補助金	但馬牛増頭のため、預託、入等の施策を実施する市町は団体に対し、経費の一部補助するのに要する経費	市町又は団体が、但馬牛繁殖雌牛の預託又は導入農家への補助を行うこと		1/2以上(上限40千円)	1/2以上		×	平成29年度農政環境部補助金交付要綱	畜産課	—	農林水産業費 畜産業費	臨時特定
大規模牛舎等施設整備事業費補助金	肉用牛増頭のため、市町等が整備する家畜飼養管理施設等の整備および家畜の導入に係る経費の一部を補助するのに要する経費	地域の収益性向上に寄与すること	1/2以内	7/100以内(但馬牛繁殖舎に限る)	43/100以上		△	平成29年度農政環境部補助金交付要綱	畜産課	—	農林水産業費 畜産業費	臨時特定

4 農政環境部所管(2)〔農林水産局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別分類(款)(項)	経常臨時一般特定の別
畜産競争力強化整備事業 (国事業名：畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業) <H28繰越>	畜産クラスター計画に位置づけられた中心的経営体に対し、施設整備を支援	飼養規模の拡大 生産効率の向上	1/2以内			1/2以上	△	畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱	畜産課	—	農林水産業費 畜産業費	臨時特定
県立但馬牧場公園管理運営費	兵庫県立但馬牧場公園の施設維持管理並びに運営を新温泉町を指定管理者とする	兵庫県立但馬牧場公園の管理に関する基本協定書及び年度協定書による		定額			×	兵庫県立但馬牧場公園の設置及び管理に関する条例 兵庫県立但馬牧場公園管理規則	畜産課	—	農林水産業費 畜産業費	経常特定
造林事業推進費補助 (H30繰越)	森林所有者等の造林事業に対する助成に要する経費 1. 森林環境保全直接支援事業 2. 環境林整備事業	事業規模0.1ha以上	3/10 3/10	2/10 1/10		5/10 6/10	△	森林環境保全整備事業実施要 造林事業補助金交付規則	林務課	—	農林水産業費 林業費	臨時特定
造林事業推進費補助 (H31現年)	森林所有者等の造林事業に対する助成に要する経費 1. 森林環境保全直接支援事業 2. 特定森林再生事業 3. 森林空間総合整備事業 (農山漁村地域整備交付金) 4. 花粉発生源対策促進事業 (農山漁村地域整備交付金)	事業規模0.1ha以上	3/10 3/10	2/10 1/10		5/10 6/10	△	森林環境保全整備事業実施要 造林事業補助金交付規則	林務課	—	農林水産業費 林業費	臨時特定
林業構造改善対策事業	森林・林業の再生の基盤となる施設・機械の整備等を推進するとともに、林業および木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進を図る。	1. 施設毎に定められた指標について県が定める目標を達成する取組であること 2. 施設毎の採択基準をみたしていること 3. 施設毎の上限建設費の範囲内であること 4. 受益者戸数が原則5戸以上であること	15% ～ 50%	0 ～ 13.5%		78%～36.5%	△	林業成長産業化総合対策実施要綱 林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領 平成31年度農政環境部補助金交付要綱	林務課	一般補助施設整備等事業債	農林水産業費 林業費	臨時特定

4 農政環境部所管(2)〔農林水産局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別分類(款)(項)	経常臨時一般の別の別
木の香るまちづくり事業	地域の自然や環境と調和する地域林を使用した優良でシンボリックな木造公共施設等の整備	地域材利用のモデルとなるような公共建築物等 木造公共施設等 木質内装 CLTを構造耐力上主要な部分に活用する建築物 耐火建築物又は三階建て準耐火建築物 角材を活用した壁柱や重ね梁活用建築物	15% 3.75% 50%		85% 96.25% 50%		△	林業成長産業化総合対策実施要綱 林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領 農山漁村振興交付金実施要綱 農山漁村振興交付金実施要領 平成31年度農政環境部補助金交付要綱	林 務 課	—	農林水産業費 林 業 費	臨 時 特 定
森林整備地域活動支援交付金(森林整備地域活動支援事業)	森林所有者による計画的かつ一体的な森林施業の実施に不可欠な森林の現況調査その他の地域活動に対する支援	市町長と森林所有者等の間で締結される森林整備地域活動実施協定に基づき、森林整備地域活動支援交付金を交付する市町	1/2	1/4	1/4		△	林業成長産業化総合対策実施要綱 林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱 林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領	林 務 課	—	農林水産業費 林 業 費	経 常 特 定
森林整備地域活動支援推進交付金推進事務(森林整備地域活動支援推進事業)	森林整備地域活動支援交付金制度の実施に当たり、事業の適正かつ円滑な実施を推進する	—	1/2		1/2		△	林業成長産業化総合対策実施要綱 林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱 林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領	林 務 課	—	農林水産業費 林 業 費	経 常 特 定
重要水源林機能高度化事業費補助	重要水源地域の有する森林の水源かん養機能の拡充を図るため、森林の整備(枝打ち、機能増進保育、作業路開設)に対する経費補助	1. 枝打ち 1施行地0.1ha以上の3～6齢級の人工林において行う枝打ち 2. 機能増進保育 1施行地0.1ha以上の7～12齢級、又は市町村森林整備計画に定められる標準伐期齢に2を乗じた林齢以下の人工林において行う機能増進保育 3. 作業路 概ね1ha以上の区域において、要造林地、要保育地の面積が2分の1以上ある団地で、これらの作業を実施するための必要な作業路		4/10	6/10		×	重要水源林機能高度化事業補助金交付要綱 重要水源林機能高度化事業補助金交付要領	林 務 課	—	農林水産業費 林 業 費	臨 時 特 定

4 農政環境部所管(2)〔農林水産局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採択(算定)基準	負担割合				交付の方法	根拠法令等	主管課	地方負担額に対する財政措置	備考	
			国	県	市町	受益者				地方債	歳出目的別分類(款)(項)	経常臨時一般の別の別
針葉樹林と広葉樹林の混交整備事業	災害に強い森づくりを進めるため、高齢人工林において部分伐採を促進し、広葉樹等を植栽する	概ね46年生以上の高齢人工林が大半を占める森林事業地の保全管理に関する協定を締結している又は見込の森林		10/10			×	針葉樹林と広葉樹林の混交整備事業実施要領 平成31年度農政環境部補助金交付要綱	林務課	—	農林水産業費 林業費	臨時特定
美しい森林づくり基盤整備交付金	造林、間伐等の森林施業、並びに林道、作業道等の路網開設等に要する経費	間伐等促進法に基づくもの	5/10		5/10		○	美しい森づくり基盤整備交付金交付要綱	林務課	公共事業等債	農林水産業費 林業費	臨時特定
森林林業緊急整備事業費補助	生産性向上等の体質強化を図るための合板・製材工場等の整備とそれらに向けて、安定的に原木を供給する為の間伐材生産及び路網整備等を一体的に実施する取組支援 1. 体質強化計画の策定	—	定額				△	平成31年度農政環境部補助金交付要綱	林務課		農林水産業費 林業費	臨時特定
緊急防災林整備	表土の流亡を防ぐため、間伐木を利用した土留工等の設置等の施業に要する経費の助成	間伐木を利用した土留工等の設置に要する経費		10/10			×	平成31年度農政環境部補助金交付要綱	豊かな森づくり課	—	農林水産業費 林業費	臨時特定
住民参画型森林整備	公益的機能が低下した広葉樹林や野生動物被害が深刻な地域の集落等に近接する森林を地域住民が自発的に整備するのに必要な技術指導や機材費などの支援を行う。	①概ね2ha以上の森林 ②地域自治会や森林ボランティアが基本計画づくりを行う ③土地所有者との間に3年以上の管理協定を締結すること 補助率 定額(2,400千円/箇所)		10/10			×	平成31年度農政環境部補助金交付要綱	豊かな森づくり課	—	農林水産業費 林業費	臨時特定
森林・山村多面的機能発揮対策推進交付金(市町分)	森林・山村多面的機能発揮対策の適正かつ円滑な実施に資するために、本対策に取り組む市町に対して交付	市町が行う活動組織に対する推進・指導等に要する経費 補助率 10/10 (但し上限12万円)	10/10				△	兵庫県森林・山村多面的機能発揮対策推進交付金交付要綱(県要綱)	豊かな森づくり課	—	農林水産業費 林業費	経常特定

4 農政環境部所管(2)〔農林水産局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に 対する財政措置	備 考	
			国	県	市 町	受 益 者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 の別 特定
都市山防災林整備	人命・下流の住家等に被害 及ぼす危険性が高い流域の を対象に行う、間伐、土留 設置、倒木の危険性が高い 大径木の伐採にかかる経費 助成	①H26年8月豪雨により災害が 多発した地域の森林 ②治山ダム等が未整備の危険 渓流域 ③手入れがされず、過密で生長 の悪い防災機能が劣る森林 補助率 10/10		10/10			×	平成31年度農政環境部補助金 交付要綱	豊かな森づくり課	—	農林水産業費 林業費	臨時特定
森林害虫予防事業	森林病虫害防除に要する費用	松くい虫に対する予防対策 1. 特別防除・地上散布事業 (県実施) 2. 特別防除・被害防止対策費 ・地上散布事業(市町実施) 3. 樹幹注入剤による森林保全 対策事業(県実施) 4. 樹幹注入剤による松林保全 対策事業(市町実施)		10/10			×	松くい虫防除事業委託要綱 松くい虫防除事業損失補償金 交付要綱 森林病虫害等防除事業補助金 交付規則	森林保全室	—	農林水産業費 林業費	臨時特定
森林害虫駆除事業	森林病虫害防除に要する費用	松くい虫に対する駆除対策 1. 伐倒駆除 2. 特別伐倒駆除・ 天敵利用型伐倒駆除 ナラ枯れ被害等法定森林病害 虫に対する駆除対策 3. その他法定森林病虫害駆除 (県実施)		10/10			×	松くい虫防除事業損失補償金 交付要綱	森林保全室	—	農林水産業費 林業費	臨時特定
単独松くい虫被害等 景観対策事業	森林病虫害被害による景観 対策に要する費用	松くい虫被害等による景観 対策		1/2	1/2		×	平成31年度農政環境部補助金 交付要綱	森林保全室	—	農林水産業費 林業費	臨時特定
				1/2	1/2		△	林業関係事業補助金等交付 要綱 松くい虫防除事業委託要綱 松くい虫防除事業損失補償金 交付要綱				
				1/2	1/2		△	林業関係事業補助金等交付 要綱 松くい虫以外の森林病虫害等 防除事業委託要綱				

4 農政環境部所管(2)〔農林水産局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地方債	歳出目的別分類(款)(項)	経常臨時一般特定の別
林道事業費補助	林道開設・改良事業等に要する経費	1. 森林管理道開設事業 ・過疎、振山 2. 林業専用道開設事業 ・過疎、振山 3. 林道改良事業 改良 1箇所9,000千円以上 ・幹線 ・その他 舗装 総事業費24,000千円以上 ・幹線 ・その他	5/10 5/10 5/10 3/10 5/10 10/30	0.1/10 0.1/10 0.1/10 0.1/10 0.1/10 0.1/10	4.9/10 4.9/10 4.9/10 6.9/10 4.9/10 19.7/30		△ 森 林 法 民有林林道事業補助金交付規則	治 山 課	公 共 事 業 等 債	農林水産業費 林 業 費	臨 時 特 定	
林道事業費補助	保全事業等に要する経費	林道点検診断・保全整備事業	5/10	0.1/10	4.9/10		△ 民有林林道事業補助金交付規則	治 山 課	—	農林水産業費 林 業 費	臨 時 特 定	
県単独治山事業補助	国庫補助の対象とならない山地の崩壊で5戸未満の人家又は市町が管理する公共施設に係る山地の保全に要する経費	1. 山地災害復旧 1カ所2,000千円以上 70,000千円未満 2. 林地荒廃防止施設災害復旧 1カ所300千円以上 3. 崩壊土砂等緊急除去対策 災害が発生し県で補正予算が編成された場合に限定		2/3	1/3		× 平成31年度農政環境部補助金交付要綱	治 山 課	一 般 単 独 事 業 債	農林水産業費 林 業 費	臨 時 特 定	
災害林道復旧事業費補助	林道施設災害の復旧に要する経費	1カ所400千円以上 1. 奥地にかかるもの 2. その他のもの	6.5/10 5/10		3.5/10 5/10		△ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	治 山 課	災 害 復 旧 事 業 債	災害復旧費 農林水産施設	臨 時 特 定	
林地崩壊防止事業費補助	激甚災害に伴い発生または拡大し、2戸以上の人家又は公共施設に直接被害を与える恐れのある林地の保全に要する経費	1カ所200万円以上で次のいずれかに該当するもの 1. その年の1月1日から12月31日までに発生した激甚災害に伴い発生し又は拡大した林地の崩壊に係る当事業の事業費の総額300万円を超える市町 2. 1の総額が前年度の標準税収入の10%をこえる市町	1/2	1/4	1/4		□ 林業関係事業補助金等交付要綱 林地崩壊防止事業補助金交付要綱	治 山 課	公 共 事 業 等 債	農林水産業費 林 業 費	臨 時 特 定	
治山施設災害復旧事業助成費	治山施設災害の復旧に要する経費	1カ所400千円以上 1. 災害復旧事業にかかるもの 2. 災害関連事業にかかるもの	6.5/10 5/10		3.5/10 5/10		△ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	治 山 課	災 害 復 旧 事 業 債	災害復旧費 農林水産施設	臨 時 特 定	
平成30年度県単独災害復旧治山事業補助	平成30年7月豪雨により発生した国庫補助の対象とならない山地の崩壊で5戸未満の人家又は市町が管理する公共施設に係る山地の保全に要する経費	1. 山地災害復旧 1カ所2,000千円以上 70,000千円未満 2. 林地荒廃防止施設災害復旧 1カ所300千円以上 3. 崩壊土砂等緊急除去対策		2/3	1/3		× 平成30年度農政環境部補助金交付要綱	治 山 課	一 般 単 独 事 業 債	農林水産業費 林 業 費	臨 時 特 定	

4 農政環境部所管（2）〔農林水産局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定の別
並型魚礁設置事業費補助(国) 農山漁村地域整備交付金(漁村再生交付金事業)	漁村再生計画に基づき、市町が実施する魚礁設置事業に要する経費の助成	漁村再生計画(概ね6カ年以内)期間内の総事業量5,000空㎡以上、総事業費1億円以上20億円以下 本 土 離 島	3/6 9/15	2/6 5/15	1/6 1/15		△ 農山漁村地域整備交付金交付要綱(H22.4.1 21農振第2453号)	水産課	公共事業等債	農林水産業費 水産業費	臨時特定	
保護水面管理委託金	保護水面の監視及び施設維持管理	監視手当		定額			× 水産資源保護法	水産課	—	農林水産業費 水産業費	経常特定	
離島漁業再生支援交付金	離島漁業の再生及び活性化を目指した取組を行う漁業集落に対して交付金を交付	離島振興法で指定された離島における協定を策定した漁業集落(一般離島)(特認離島)	1/2 1/3	1/4 1/3	1/4 1/3		△ 水産関係地方公共団体交付金等交付要綱(平成29年3月27日28水港第3325号農林水産事務次官依命通知)	水産課	—	農林水産業費 水産業費	臨時特定	
離島漁業再生支援推進交付金	離島漁業再生支援交付金事業を実施する市町に対して事業推進に必要な経費を交付金により交付	離島漁業再生支援交付金事業を実施する市町	1				△ 水産関係地方公共団体交付金等交付要綱(平成29年3月27日28水港第3325号農林水産事務次官依命通知)	水産課	—	農林水産業費 水産業費	臨時特定	
水産多面的機能発揮対策協議会等運営事業(兵庫県豊かな海創生支援推進事業)	漁業者を中心とした活動組織が行う、水産多面的機能発揮対策活動を適正かつ円滑な実施するための指導、審査等	水産多面的機能発揮活動を実施する活動組織が存在する市町	10/10				△ 水産多面的機能発揮対策交付金実施要領(平成30年3月28日29水港第2961号農林水産事務次官依命通知)	水産課	—	農林水産業費 水産業費	臨時特定	
農山漁村地域整備交付金(漁港漁場機能高度化事業費)	漁村再生計画に基づき、地域の既存ストックの有効活用等を通じた漁業生産基盤及び漁村の生活環境施設の総合的な整備に要する経費の助成	計画事業費が1漁港につき5千万円以上20億円以下 本 土 離 島	1/2 6/10		1/2 4/10		△ 農山漁村地域整備交付金交付要綱(H30.3.30 農林水産事務次官依命通知) △ 平成30年度農政環境部補助金交付要綱	漁港課	一般補助施設整備等事業債	農林水産業費 水産業費	臨時特定	

4 農政環境部所管(2)〔農林水産局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 の別 特定
水産流通基盤整備事業	第2種漁港、第3種漁港又は第4種漁港の整備、また当該事業が施行されている漁港と利用上密接に関連する漁場の施設整備に要する経費の助成。	計画事業費が1事業につき5億円を超えるもの  本 土  離 島 (外郭施設) (係留施設) (用地・輸送施設)	5/10  8/10 6/10 5.5/10		5/10  2/10 4/10 4.5/10		△  ○ ○ ○	漁港課	公共事業等債	農林水産業費 水産業費	臨時特定	
漁業構造改善事業費補助(国) ・浜の活力再生交付金 ・水産業強化支援事業 ・水産業競争力強化緊急施設整備事業	持続的な漁業生産体制を構築するのに必要な漁業生産基盤としての共同利用施設等の整備に要する経費の助成	沿岸漁業等に従事する受益者が5戸以上 (事業メニューにより3戸以上)	1/3～ 5.5/10	0.6/10～ 1.35/10	3.15/10～ 5.97/10		□	漁港課	一般補助施設整備等事業債	農林水産業費 水産業費	臨時特定	
港整備交付金(港整備事業)	地元の利用が主体となっている地方港湾と第一種及び第二種漁港において共通する課題に対応する施設整備に要する経費の助成	地域再生計画に基づくもの  本 土	1/2		1/2		△	漁港課	公共事業等債	農林水産業費 水産業費	臨時特定	
農山漁村地域整備交付金(津波・高潮対策事業)	津波、高潮に関する危機管理対策として、海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策を促進する事業	大規模地震による津波災害が甚大であり、緊急的な対策を要する地域に存する海岸	1/2		1/2		○	漁港課	—	農林水産業費 水産業費	臨時特定	

4 農政環境部所管(2)〔農林水産局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別分類(款)(項)	經常臨時一般特定の別
水産物供給基盤機能保全事業 (漁港機能保全事業)	効率的で効果的な漁港・漁場施設の更新を図るため、漁港・漁場施設の老朽化状況を調べる機能診断の実施及び機能診断結果に基づく機能保全計画の策定並びに機能保全計画に基づく漁港・漁場施設の保全工事に要する経費の助成	計画事業費が漁港毎に20億円未満のもの 本 土 離 島 (外郭施設) (係留施設) (用地・輸送施設)	5/10 8/10 6/10 5.5/10		5/10 2/10 4/10 4.5/10		△ △ △ △	漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号) 水産基盤整備事業補助金交付要綱(H31.2.7農林水産事務次官依命通知) 平成30年度農政環境部補助金交付要綱	漁 港 課	公 共 事 業 等 債	農林水産業費 水産業費	臨 時 特 定
水産物供給基盤機能保全事業 (漁港施設機能強化事業)	高潮や波高の増大又は地震や津波の発生等に対して十分に安全が確保されていない漁港施設について必要最低限の機能強化、防護対策を行う事業	計画事業費が漁港毎に20億円未満のもの 本 土 離 島 (外郭施設) (係留施設) (用地・輸送施設)	5/10 8/10 6/10 5.5/10		5/10 2/10 4/10 4.5/10		△ △ △ △	漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号) 水産基盤整備事業補助金交付要綱(H31.2.7農林水産事務次官依命通知) 平成30年度農政環境部補助金交付要綱	漁 港 課	公 共 事 業 等 債	農林水産業費 水産業費	臨 時 特 定
農山漁村地域整備交付金 (漁業集落環境整備事業)	水産物の安定的な提供を支える安全で安心な漁村の健全な発展に資する避難路等の防災関連施設や漁業集落排水施設等の衛生関連施設等の整備を行う事業	漁業依存度依存度又は漁家比率が第1位の漁業集落	5/10		5/10		△	農山漁村地域整備交付金交付要綱(H30.3.30農林水産事務次官依命通知) 平成30年度農政環境部補助金交付要綱	漁 港 課	公 共 事 業 等 債	農林水産業費 水産業費	臨 時 特 定
農山漁村地域整備交付金(効果促進事業)	農山漁村地域整備計画の目標を達成するため、基幹事業と一体となってその効果を一層高める。	農山漁村実施計画の目標を達成するため必要な事業であること。	1/2		1/2		△	農山漁村地域整備交付金交付要綱(H30.3.30農林水産事務次官依命通知) 平成30年度農政環境部補助金交付要綱	漁 港 課	—	農林水産業費 水産業費	臨 時 特 定
農山漁村振興交付金	地域資源を活用し地域の自立及び発展に資するための実践活動等の取組を支援	地域活性化計画の実現に必要な事業であること	1/2		1/2		○	農山漁村振興交付金実施要綱(H30.3.28農林水産事務次官依命通知)	漁 港 課	一 般 単 独 事 業 債	農林水産業費 農 業 費 水産業費	臨 時 特 定
水産生産基盤整備事業	浅海域における漁場、養殖場等と、当該漁場等に密接に関連する漁港における漁港施設を一体的に整備する事業	計画事業費が一事業につき3億円を超えるもの 本 土 離 島 (外郭施設) (係留施設) (用地・輸送施設)	5/10 8/10 6/10 5.5/10		5/10 2/10 4/10 4.5/10		△ ○ ○ ○	漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号) 水産基盤整備事業補助金交付要綱(H31.2.7農林水産事務次官依命通知) 平成30年度農政環境部補助金交付要綱	漁 港 課	公 共 事 業 等 債	農林水産業費 水産業費	臨 時 特 定

4 農政環境部所管（2）〔農林水産局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の 方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に 対する財政措置	備 考	
			国	県	市 町	受 益 者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 の別 特定
漁港機能増進事業 (漁村振興対策地方 公共団体整備費補助金)	漁港のストック効果の最大 化を図りつつ、漁村の活力 を取り戻すため、漁港の利 用者や生産者の就労環境の 改善、安全性の向上及び漁 港施設の有効活用など、漁 港機能の増進を図るための 施設整備を支援する事業	1 地区あたりの計画事業費が 1千万円以上3億円未満である こと など						漁港漁場整備法（昭和25年 法律第137号） 漁港機能増進事業補助金交付 要綱（H30.3.28 農林水産 事務次官依頼通知） 平成30年度農政環境部補助金 交付要綱	漁 港 課	一般補助施設整備等事業債	農林水産業費 水産業費	臨時特定
			本 土	5/10	5/10	△						
			離 島	8/10	2/10	△						
			(外郭施設) (係留施設)	6/10	4/10	△						
			(用地・輸送施設) その他の施設	5.5/10	4.5/10	△						
	5/10	5/10	△									

4 農政環境部所管(3) [環境創造局、環境管理局関係]

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別分類(款)(項)	經常臨時一般の別の別
近畿自然歩道管理委託費	自然歩道の草刈り、軽微な補修及び公衆トイレの維持管理業務	土木工事実施設計用積算基準等により算定した額		10/10			×	平成23年度近畿自然歩道管理委託事業実施要領	自然環境課	—	商工費	經常特定
峰山高原滞在型中核施設整備事業	峰山高原滞在型中核施設整備にかかる償還金補助	町は起債により施設整備資金を調達。県は起債充当外の金額と毎年の元利償還額から交付税措置された残額を補助	交付税額	交付税措置残額			×	平成31年度農政環境部補助金交付要綱	自然環境課	—	公債費	臨時特定
とのみね自然交流館管理運営事業	砥峰高原の保全管理や、高原で実施する自然体験学習活動等の支援施設である「とのみね自然交流館」等の管理運営にかかる委託金	所要経費 前年度実績額及び見積により算定した額		10/10			×	平成31年度とのみね自然交流館管理委託契約書	自然環境課	—	土木費	經常特定
自然環境整備交付金	自然環境整備計画記載の自然公園施設整備	自然環境整備計画に記載された事業の事業主体となる市町 (国立公園) (国定公園等)	50/100 45/100	5/100	50/100		△ □	自然環境整備交付金交付要綱 平成31年度農政環境部補助金交付要綱	自然環境課	—	農林水産業費 林業費	臨時特定
有害鳥獣捕獲として実施するシカ捕獲(シカ有害捕獲促進支援事業)	銃による有害捕獲を推進	銃による有害捕獲を実施する市町  (日当制) 活動費の上限4,800円/人日 捕獲報償費の上限2,500円/頭 (頭数制) 捕獲報償費(銃器)の上限16,000円/頭 捕獲報償費(わな)の上限8,000円/頭	日当制 33/100  頭数制 50/100	6.5/100	60.5/100 45/100		□	鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱 平成31年度農政環境部補助金交付要綱 平成31年度兵庫県市町振興支援交付金交付要綱	鳥獣対策課  市町振興課	—	農林水産業費 林業費	臨時一般
有害鳥獣捕獲として実施するサルの捕獲(サル出没対策事業)	追い払い効果のない個体に対する捕獲等を支援	サルの捕獲等を実施する市町  捕獲報償費(銃器)の上限10,000円/頭 捕獲報償費(わな)の上限3,000円/頭	80/100	2/100	18/100		□	鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱 平成31年度農政環境部補助金交付要綱 平成31年度兵庫県市町振興支援交付金交付要綱	鳥獣対策課  市町振興課	—	農林水産業費 林業費	臨時一般
サル監視員の配置(サル監視員配置支援事業)	サル監視員配置に要する経費を支援	サルの追い払い等を実施する市町  事業費上限 2,400千円/人		10/100	90/100		×	平成31年度兵庫県市町振興支援交付金交付要綱	鳥獣対策課  市町振興課	—	農林水産業費 林業費	臨時一般

4 農政環境部所管(3) [環境創造局、環境管理局関係]

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別分類(款)(項)	経常臨時一般特定の別
アライグマ・ヌートリアの捕獲・安楽死等処分(特定外来生物被害対策事業)	外来生物による農業被害、生活環境被害の低減を図るため、捕獲及び処分経費を支援	アライグマ、ヌートリアの捕獲、安楽死処分を実施する市町捕獲報償費の上限3,000円/頭 搬入経費の上限 1,000円/頭 安楽死経費の上限3,000円/頭		25/100	75/100		×	平成31年度兵庫県市町振興支援交付金交付要綱	自然環境課 市町振興課	—	農林水産業費 林業費	臨時一般
鳥獣被害防止総合対策事業	鳥獣被害防止計画に基づく個体数調整、被害防除等の取組みを総合的に支援	鳥獣被害防止対策を行う地域協議会又はその構成員 1 侵入防護柵の設置、処理加工施設の整備等 2 捕獲機材の購入、講習会への参加経費等 3 有害鳥獣捕獲の捕獲経費支援	50/100 (55/100)	3.5/100 (3/100)	31.5/100 (27/100)	15/100 (15/100)	□ ※	鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱 平成31年度農政環境部補助金交付要綱 平成31年度兵庫県市町振興支援交付金交付要綱	鳥獣対策課 市町振興課	—	農林水産業費 林業費	臨時一般
国庫事業の対象とならない野生鳥獣侵入防止柵の整備(野生動物防護柵集落連携設置事業)	国の鳥獣被害防止総合対策事業が活用困難な防護柵の復旧等について、県単独で支援	侵入防護柵の設置等 市町実負担額の1/2		8.5/100 10/100	76.5/100 90/100	15/100	×	平成31年度兵庫県市町振興支援交付金交付要綱	鳥獣対策課 市町振興課	—	農林水産業費 林業費	臨時一般
有害鳥獣捕獲として実施するシカ捕獲(シカ有害捕獲専任班によるもの)(シカ有害捕獲専任班支援事業)	平日を中心に、市町が銃等の技能に秀でた狩猟者によるシカ捕獲専任班を編成して捕獲を促進	シカ捕獲専任班を設置する市町 捕獲経費 24,000円/頭	33/100	6.5/100	60.5/100		□	鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱 平成31年度農政環境部補助金交付要綱 平成31年度兵庫県市町振興支援交付金交付要綱	鳥獣対策課 市町振興課	—	農林水産業費 林業費	臨時一般
狩猟期間中に実施する緊急捕獲拡大対策(狩猟期シカ捕獲拡大事業)(狩猟期イノシシ捕獲拡大事業)	捕獲報償金制度により、狩猟者の捕獲を促進	狩猟期シカ捕獲拡大事業を実施する市町 捕獲経費(搬入なし)7,000円/頭 (搬入あり)9,000円/頭	搬入なし 10/100 搬入あり 10/10		90/100		×	平成31年度兵庫県市町振興支援交付金交付要綱	鳥獣対策課 市町振興課	—	農林水産業費 林業費	臨時一般
シカ捕獲個体保管用冷凍庫・冷蔵庫の整備	捕獲したシカをシカ肉処理加工施設等で処理するためストックポイントとして設置するコンテナ型冷凍・冷蔵庫の設置経費を支援	ストックポイントとして設置する保管用冷凍・冷蔵庫を整備する市町 基準額 2,000千円		10/100	90/100		×	平成31年度兵庫県市町振興支援交付金交付要綱	鳥獣対策課 市町振興課	一般単独事業債	農林水産業費 林業費	臨時一般
シカ肉処理加工施設等への捕獲個体の搬入経費支援	狩猟者が、捕獲したシカをシカ肉処理加工施設やストックポイントに搬入する運搬費に対して支援	狩猟者のシカ肉処理加工施設等への運搬に対して支援を行う市町 事業費上限 2,000円/頭 (義務化市町:3,000円/頭)		10/100	90/100		×	平成31年度兵庫県市町振興支援交付金交付要綱	鳥獣対策課 市町振興課	一般単独事業債	農林水産業費 林業費	臨時一般

4 農政環境部所管(3) [環境創造局、環境管理局関係]

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 の別 特定
シカ捕獲個体運搬用冷凍車・冷蔵車、移動式解体車の整備	狩猟者が捕獲したシカの運搬に使用する冷蔵・冷凍車のリース代・購入費及び移動式解体車の導入経費に対して支援	シカの運搬に利用する冷凍・冷蔵車、移動式解体車をリースもしくは購入する市町 【冷凍・冷蔵車】 基準額 リース代77千円/月 購入費2,000千円/台 又は6,000千円/台 【移動式解体車】 基準額 購入費16,000千円/台		8/100	72/100	20/100	×	平成31年度兵庫県市町振興支援交付金交付要綱	鳥獣対策課 市町振興課	—	農林水産業費 林 業 費	臨 時 一 般
狩猟体験会等支援事業	今後、狩猟免許の取得を目指す者を対象に行う狩猟体験会等の開催を支援	狩猟体験会等を開催する市町 事業費上限 100千円		10/10			×	平成31年度農政環境部補助金交付要綱	鳥獣対策課	—	農林水産業費 林 業 費	臨 時 特 定
シカ肉処理加工施設による捕獲個体の回収経費支援	捕獲したシカをシカ肉処理加工施設が捕獲場所又はストックポイントから回収するための経費に対し支援	シカ肉処理加工施設が捕獲したシカの回収に対して支援を行う市町 回収経費 捕獲場所から回収4,000円/頭 ストックポイントから回収 2,000円/頭		8/100	72/100	20/100	×	平成31年度兵庫県市町振興支援交付金交付要綱	鳥獣対策課 市町振興課	—	農林水産業費 林 業 費	臨 時 特 定
イノシシ生活被害防止対策事業	生活被害が拡大・増加している地区を対象に、地元猟友会による加害イノシシ等の捕獲を支援	猟友会に委託して、イノシシ対策を実施する市町 事業費上限 わな見回り2,400円/日		25/100	75/100		×	平成31年度兵庫県市町振興支援交付金交付要綱	鳥獣対策課 市町振興課	—	農林水産業費 林 業 費	臨 時 特 定
シカ肉処理加工施設・減容化施設の整備	食肉・ペットフード併用型のシカ肉処理加工施設及び減容化施設の整備を支援	シカ肉処理加工施設、減容化施設の整備を実施する市町 【シカ肉処理加工施設】 基準額 中核施設 40,000千円/箇所 一次処理加工施設 10,000千円/箇所 【減容化施設】 基準額 10,000千円/箇所	合併特例債充当の場合 50/100   8.4/100   41.6/100 一般補助施設整備等事業債充当の場合 50/100   25/100   25/100				□	鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱 平成31年度農政環境部補助金交付要綱 平成31年度兵庫県市町振興支援交付金交付要綱	鳥獣対策課 市町振興課	—	農林水産業費 林 業 費	臨 時 特 定
捕獲個体の適正処理の促進に向けた支援	腐敗等で搬入できない個体の埋却等適正処理に要する経費を支援	腐敗等で搬入できない個体の埋却等適正処理に要する経費支援を実施する市町 対象経費 1,000円/頭		10/100	90/100		×	平成31年度兵庫県市町振興支援交付金交付要綱	鳥獣対策課 市町振興課	—	農林水産業費 林 業 費	臨 時 特 定

4 農政環境部所管(3) [環境創造局、環境管理局関係]

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	經常 臨時 一般 の別 特定
減容化施設への搬入・回収に対する支援	狩猟者が減容化施設に搬入する経費及び市町が捕獲個体を民間委託により回収する経費を支援	①狩猟者による搬入 事業費上限 2,000円/頭 (義務化市町:3,000円/頭) ②市町による回収 事業費上限 6,857千円/市町		10/100	90/100		×	平成31年度兵庫県市町振興支援交付金交付要綱	鳥獣対策課 市町振興課	—	農林水産業費 林 業 費	臨 時 特 定
				10/100	90/100		×					
カワウ被害防止対策	繁殖時期におけるカワウ一斉捕獲や擬卵置換による繁殖抑制等を支援	カワウハンティングチームによる一斉捕獲、立木伐採、繁殖抑制を行う市町		10/100	90/100		×	平成31年度兵庫県市町振興支援交付金交付要綱	鳥獣対策課 市町振興課	—	農林水産業費 林 業 費	臨 時 特 定
地域環境保全対策費補助金(海岸漂着物等地域対策推進事業)	海岸漂着物等のごみ回収処及び発生抑制対策	地域計画重点区域海岸等ごみ回収・処理 原則地域 過疎地域 離島地域 ※負担割合は国以外は海岸管理者負担  回収・処理(北朝鮮木造船) 原則地域 過疎地域 離島地域	7/10 8/10 9/10	(3/10) (2/10) (1/10)	(3/10) (2/10) (1/10)		△	地域環境保全対策費補助金(海岸漂着物地域対策推進事業)交付要綱	環境整備課	—	衛 生 費 清 掃 費	臨 時 特 定
			8.5/10 9/10 9.5/10	(1.5/10) (1/10) (0.5/10)	(1.5/10) (1/10) (0.5/10)							

4 農政環境部所管(3) [環境創造局、環境管理局関係]

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別
循環型社会形成推進交付金	マテリアルリサイクル推進施設	交付限度額	1/3		2/3		○	循環型社会形成推進交付金 交付要綱	環境整備課	一般廃棄物処理事業債	衛生費 清掃費	臨時特定
	エネルギー回収型廃棄物処理施設	交付限度額	1/3		2/3							
	エネルギー回収型廃棄物処理施設 エネルギー回収率24.5%以上ほか要件あり	交付限度額	1/2		1/2							
	エネルギー回収推進施設 (H25年度以前に着手)	交付限度額	1/3		2/3							
	高効率ごみ発電施設 (H25年度以前に着手)	交付限度額	1/3		2/3							
	高効率発電施設 (H25年度以前に着手)	交付限度額	1/2		1/2							
	高効率原料回収施設 (H23年度以前に着手)	交付限度額	1/2		1/2							
	有機性廃棄物リサイクル推進施設	交付限度額	1/3		2/3							
	最終処分場 (可燃性廃棄物の直接埋立施設を除く。)	交付限度額	1/2	離島(し尿処理)	1/2							
	最終処分場再生事業	交付限度額	1/3		2/3							
	廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業	交付限度額	1/3		2/3							
	備改良事業 20%以上二酸化炭素が削減できるものほか要件あり	交付限度額	1/2		1/2							
	漂流・漂着ごみ処理施設	交付限度額	1/3		2/3							
	コミュニティ・プラント	交付限度額	1/2	離島	1/2							
	浄化槽市町村整備推進事業	交付限度額	1/3		2/3							
	浄化槽整備推進事業(市町村型整備型)	交付限度額	1/2		1/2							
	公的施設単独処理浄化槽 集中転換事業	交付限度額	1/3		17/30	1/10						
環境配慮・防災まちづくり	交付限度額	1/2		12/30	1/10							
可燃性廃棄物直接埋立施設 (離島のみ)	交付限度額	1/3		2/3								
焼却施設(熱回収を行わない施設:離島のみ)	交付限度額	1/3		2/3								
施設整備に関する計画支援 事業	交付限度額	1/3		2/3								
廃棄物処理施設における長 寿命化計画策定支援事業	交付限度額	1/2		1/2								
		交付限度額	1/3		2/3							

4 農政環境部所管(3) [環境創造局、環境管理局関係]

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別分類(款)(項)	経常臨時一般特定の別
循環型社会形成推進交付金 (つづき)	浄化槽設置整備事業 (循環型社会の形成に必要な個人設置型の浄化槽の整備を図る場合、循環型社会形成推進地域計画を策定し、環境大臣の承認得たものについて、交付金が交付される。)	基 準 額 (浄化槽浄化槽の設置・変則浄化槽) (1) 5人槽 332,000円×基数 (352,000円) (2) 6~7人槽 414,000円×基数 (441,000円) (3) 8~10人槽 548,000円×基数 (588,000円) (4) 11~20人槽 939,000円×基数 (1,002,000円) (5) 21~30人槽1,472,000円×基数 (1,545,000円) (6) 31~50人槽2,037,000円×基数 (2,129,000円) (7) 51人槽~ 2,326,000円×基数 (2,429,000円) ( )内は豪雪地帯 基数については環境大臣が必要と認めた基数とする	1/3  離島 1/2		2/3  1/2		○					
	環境配慮・防災まちづくり 浄化槽整備推進事業(個人型)	交付限度額	1/2		1/2		○					
二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金	エネルギー回収型廃棄物処理施設 廃棄物処理施設への先進的設備導入事業 施設整備に関する計画支援事業 廃棄物処理施設における長寿命化計画策定支援事業	交付限度額 エネルギー回収率22%相当以上ほか要件あり 交付限度額 3%以上二酸化炭素が削減できるものほか要件あり 交付限度額 交付限度額	1/3  1/2  1/3  1/3		2/3  1/2  2/3  2/3			二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金交付要綱	環境整備課	—	衛生費 臨時特定	
廃棄物処理施設整備交付金	マテリアルリサイクル推進施設 エネルギー回収型廃棄物処理施設 エネルギー回収推進施設 (H25年度以前に着手) 高効率ごみ発電施設 (H25年度以前に着手) 最終処分場 (可燃性廃棄物の直接埋立施設を除く。) 最終処分場再生事業 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業	交付限度額 交付限度額 エネルギー回収率24.5%以上ほか要件あり 交付限度額 交付限度額 発電効率23%相当以上ほか要件あり 交付限度額 交付限度額 交付限度額 3%以上二酸化炭素が削減できるものほか要件あり	1/3  1/3  1/3  1/3  1/3  1/3  1/2  1/3  1/3		2/3  2/3  2/3  2/3  2/3  2/3  2/3  2/3		○	廃棄物処理施設整備交付金交付要綱	環境整備課	一般廃棄物処理事業債	衛生費 臨時特定	

4 農政環境部所管(3) [環境創造局、環境管理局関係]

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 の別 特定
廃棄物処理施設整備 交付金 (つづき)	施設整備に関する計画支援 事業 ----- 廃棄物処理施設における長 寿命化計画策定支援事業 ----- 災害廃棄物書影計画策定 支援事業	交付限度額	1/3		2/3		○	廃棄物処理施設整備 交付金交付要綱	環境整備課	一般廃棄物処理事業債	衛 生 費	臨 時 特 定
		20%以上二酸化炭素が削減できるものほか要件あり	1/2		1/2							
		交付限度額	1/3		2/3							
汚水処理施設整備交付 金	浄化槽設置整備事業 地域再生法に基づく地域計 画の承認(内閣総理大臣) を得た市町が、公共下水道 等の他種の生活排水処理施 設の整備と連携し、個人設 置型の浄化槽の整備を図る 場合、交付金が交付される。	基 準 額 (浄化槽浄化槽の設置・変則浄化槽)	1/3		2/3		○	汚水処理施設整備交付金 交付要綱	環境整備課	-	衛 生 費 清 掃 費	臨 時 特 定
		(1) 5人槽 332,000円×基数 (352,000円)										
		(2) 6~7人槽 414,000円×基数 (441,000円)										
		(3) 8~10人槽 548,000円×基数 (588,000円)										
		(4) 11~20人槽 939,000円×基数 (1,002,000円)										
		(5) 21~30人槽 1,472,000円×基数 (1,545,000円)										
		(6) 31~50人槽 2,037,000円×基数 (2,129,000円)										
		(7) 51人槽~ 2,326,000円×基数 (2,429,000円) ( )内は豪雪地帯 基数については環境大臣が 必要と認めた基数とする										
災害等廃棄物処理事 業費国庫補助金	災害等により被害を受けた 市町及び一部事務組合	限度額以上である補助基本額	1/2		1/2		○	廃棄物の処理及び清掃に関す る法律第22条	環境整備課	-	衛 生 費 清 掃 費	臨 時 特 定
廃棄物処理施設災害復 旧事業費国庫補助金	災害により被害を受けた地 方公共団体が設置した廃棄 物処理施設	限度額以上である補助基本額	1/2		1/2		○	廃棄物処理施設災害復旧費 補助金交付要綱	環境整備課	-	災害復旧費 そ の 他	臨 時 特 定
コミュニティ・プラン ト基幹改修費補助	小規模なコミュニティ・プ ラントの基幹改修費(1.5億円 未満)に対する補助	平成16年度までに市町が整備した コミュニティ・プラントを対象と する。		起債償還 額の15%	県補助 額以外		×	コミュニティ・プラント基幹 改修事業費元利補給金交付要 綱	環境整備課	一般廃棄物処理事業債	衛 生 費 清 掃 費	臨 時 特 定

5 県土整備部所管(1)【県土企画局、土木局関係】

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別分類(款)(項)	経常臨時一般の別の別
河川等災害復旧事業費補助 都市災害復旧事業費補助	法第3条に規定する河川等の公共土木施設に係る災害復旧事業	1. 次の、異常な天然現象に起因し市町が管理する公共土木施設に被害が発生したものであること (1) 最大雨量80mm以上/日の降雨(河川にあっては、警戒水位以上に出水) (2) 最大風速(10分間平均風速の最大)15メートル以上の風 (3) 高潮、波浪又は津波 (4) 地震、地すべり等 2. 工事費が60万円以上であること	2/3以上		1/3以下		○	公共土木施設災害復旧事業費 国庫負担法 (昭和26年法律第97号)	技術企画課	災 害 復 旧 事 業 債	災害復旧費 公共土木施設災害復旧費	臨 時 特 定
災害査定用設計委託費補助	要綱第2第1号に規定する国土交通省水管理・国土保全局所管災害復旧事業の国庫負担申請に必要な査定設計に要した経費	次のいずれかに該当する市町で補助対象委託費等に対する補助金の合計額が、1,500千円以上となる場合 1. 災害復旧事業費に対する国の負担率が0.667をこえる 2. 国の負担率算定の基礎となる公共土木施設災害復旧事業費のうち、工事費の総額が30,000千円以上となる 3. 要綱に定められた箇所に係る災害復旧事業費のうち委託費等の額が当該箇所ごとに500万円以上でかつ決定工事費の割合が7%以上の工事を実施する	1/2以内		1/2以上		○	国土交通省所管公共土木施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱	技術企画課	—	災害復旧費 公共土木施設災害復旧費	臨 時 特 定
<路線バスの運行：幹線系統(兵庫県市町振興交付金)>	支援対象系統の運行を行う民営の路線バス事業者に対して補助を行う市町に対する支援	1. 支援対象期間において経常欠損を生じている系統 2. 複数市町にまたがり、平均乗車密度が5人以上で1日の運行回数が3回以上、1日の輸送量が15人以上150人以下の系統		1/3(2/3)	2/3(1/3)		×	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 平成31年度兵庫県市町振興支援交付金交付要綱	市町振興課 交通政策課	—	総 務 費 総務管理費	臨 時 一 般
<路線バスの運行：準幹線系統(兵庫県市町振興交付金)>	支援対象系統の運行を行う民営の路線バス事業者に対して補助を行う市町に対する支援	1. 支援対象期間において経常欠損を生じている系統 2. 複数市町にまたがり、平均乗車密度が2人以上15人以下で1日の運行回数が10回以下、1日の輸送量が2人以上50人以下の系統		1/3(2/3)	2/3(1/3)		×	平成31年度兵庫県市町振興支援交付金交付要綱	市町振興課 交通政策課	—	総 務 費 総務管理費	臨 時 一 般

5 県土整備部所管（1）〔県土企画局、土木局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 の別 特定
コミュニティバス運行 総合支援事業費補助 ＜コミュニティバスの 運行（兵庫県市町振興 支援交付金）＞	コミュニティバスを運行する市町に対する補助 運行支援	運行支援		1/3 (1/2)	2/3 (1/2)		×	平成31年度兵庫県市町振興 支援交付金交付要綱	交通政策課 市町振興課	－	総 務 費 総務管理費	臨 時 一 般
＜コミュニティバス運行 総合支援事業費補助＞	自主運行バス立ち上げ支援	自主運行バス立ち上げ支援		1/3 (1/2)	2/3 (1/2)		×	県土整備部補助金交付要綱	交通政策課	－	総 務 費 総務管理費	臨 時 特 定
＜自主運行バスの車両 購入（兵庫県市町振興 支援交付金）＞	自主運行バス車両購入	自主運行バス車両購入（更新含む） 1台あたり1,000千円を上限		1/3 (1/2)	2/3 (1/2)		×	平成31年度兵庫県市町振興 支援交付金交付要綱	交通政策課 市町振興課	－	総 務 費 総務管理費	臨 時 一 般
路線バスの車両購入	民営の路線バス事業者に対して車両購入の補助を行う市町に対する支援	車両購入費（車両減価償却費及び金融費用）		2/3	1/3		×	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 平成31年度兵庫県市町振興 支援交付金交付要綱	交通政策課 市町振興課	－	総 務 費 総務管理費	臨 時 一 般
神戸空港整備事業費補助金	神戸空港建設事業に係る起債償還	神戸空港整備事業に係る前年度の神戸市実質負担額の1/2相当		1/3	2/3		×	県土整備部補助金交付要綱	空港政策課	－	土 木 費 空 港 費	臨 時 特 定
大阪湾岸道路西伸部 整備事業費補助	大阪湾岸道路西伸部整備に係る補助	大阪湾岸道路西伸部整備に係る起債 充当残額及び起債元利償還のために 要した神戸市実質負担額の1/2相当 額		1/2	1/2		×	県土整備部補助金交付要綱	道路企画課	－	土 木 費 道 路 橋 りょう費	臨 時 特 定
地方創生基盤整備事業 推進費	地方創生道整備推進交付金	1.市町村が実施する市町村道の 新設、改良及び修繕 2.豪雪地帯特別措置法、山村振 興法、半島振興法、過疎地域 振興特別措置法の規定による 都道府県の権限代行業業	1/2		1/2		○	地域再生法	道路街路課	公 共 事 業 等 債	土 木 費 道 路 橋 りょう費	臨 時 特 定
社会資本整備総合交付金（効果促進事業）	基幹事業（砂防事業・地すべり対策事業・急傾斜地崩壊対策事業・総合流域防災事業）と一体となつてその効果を一層高めるために必要な事業等	交付要綱による	1/2		1/2		○	社会資本整備総合交付金 交付要綱	砂 防 課	－	土 木 費 河 川 費	臨 時 特 定
兵庫東（汚泥処理場） 周辺整備事業	兵庫東汚泥処理場の地元対策として行う周辺整備事業	周辺整備に要した経費					▲	兵庫東流域下水汚泥処理事業に伴う周辺整備事業の再開に関する確認書	下水道課	－	土 木 費 都 市 計 画 費	－
港湾統計調査費	港湾統計調査事務（調査票の配布・回収・集計）	調査員数 申告義務者数	10/10				△	統計法 港湾調査規則	港湾課	－	総 務 費 統 計 調 査 費	経 常 特 定

5 県土整備部所管(1)【県土企画局、土木局関係】

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地方債	歳出目的別分類(項)	經常臨時の別の別
社会資本整備総合交付金・防災安全交付金<道路事業>	・道路事業 ・道路事業と一体的に実施する関連社会資本整備事業、または効果促進事業	交付要綱による	5.5/10		4.5/10		○	社会資本整備総合交付金交付要綱	道路街路課	公共事業等債	土木費 道路橋りょう費 都市計画費	臨時特定
<住宅市街地基盤整備事業>	1.公共施設整備	補助基本額	1/2		1/2		○	社会資本整備総合交付金交付要綱 住宅市街地基盤整備事業制度要綱	道路街路課 住宅政策課	一般補助施設整備等事業債	土木費 該当項目	臨時特定
同種の公共施設整備事業に係る負担割合と同じ												
社会資本整備総合交付金・防災安全交付金(つづき) <都市・地域交通戦略推進事業費補助> <都市基盤河川改修事業>	都市交通システム整備事業 〔都市基盤河川改修事業〕 東京都区部もしくは人口5万人以上の市にかかわる指定区間内の一級河川又は二級河川の改良工事	補助基本額 (都市基盤河川改修事業) 流域面積が概ね30km <sup>2</sup> 以下の区間(市街地の整備等と関連して、河川の改良工事を実施する場合にあっては、流域面積が30km <sup>2</sup> を超える区間を含む)であること 交付要綱による	1/3		2/3		○ ☆	都市・地域交通戦略推進事業制度要綱 社会資本整備総合交付金交付要綱 地方財政法第16条	道路街路課 河川整備課	地域活性化事業債 公共事業等債	土木費 都市計画費 土木費 河川費	臨時特定 臨時特定
社会資本整備総合交付金・防災安全交付金<総合流域防災事業>	<総合流域防災事業>	交付要綱による	1/3		2/3		○	社会資本整備総合交付金交付要綱	河川整備課	公共事業等債	土木費 河川費	臨時特定
社会資本整備総合交付金・防災安全交付金<効果促進事業>	<効果促進事業>	交付要綱による	1/2		1/2		○	社会資本整備総合交付金交付要綱	河川整備課	公共事業等債	土木費 河川費	臨時特定
<下水道事業>	公共下水道の設置又は改築を行う	補助基本額 (管渠等) (処理場)	1/2		1/2		○	社会資本整備総合交付金交付要綱 下水道法第34条	下水道課	下水道事業債	企業会計又は特別会計	臨時特定
<舗装補修事業>	補助国道、都道府県道、市区町村道における道路舗装補修事業	地域の生活の利便性の向上、地域経済の活性化等のために行われる地域交流を支援する道路網整備	1/2・5.5/10		1/2・4.5/10		○	社会資本整備総合交付金交付要綱 道路局所管補助金等交付申請について	道路街路課	地方道路等整備事業債	土木費 道路橋りょう費	臨時特定
<長寿命化修繕計画策定事業>	老朽化する道路橋の増大に対応するため、従来の事後的な修繕及び架替えから予防的な修繕及び計画的な架替えへと円滑な政策転換を図るとともに、橋梁の長寿命化並びに橋梁の修繕及び架替えに係る費用の縮減を図りつつ、地域の道路網の安全性・信頼性を確保することを目的として、道路橋の長寿命化修繕計画を策定する事業	橋梁の長寿命化のための計画策定	1/2		1/2		○	社会資本整備総合交付金交付要綱 長寿命化修繕計画策定事業費補助制度要綱	道路街路課	地方道路等整備事業債	土木費 道路橋りょう費	臨時特定
道路更新防災対策事業費補助	道路更新防災対策事業	災害対策等緊急事業推進費 取扱要綱による	5.5/10		4.5/10		○	災害対策等緊急事業推進費 取扱要綱	道路街路課	緊急防災・減災事業債	土木費 道路橋りょう費	臨時特定
総合治水条例ため池治水活用拡大促進事業	ため池管理者が行う期間放流の取組を円滑に実施できるよう支援	台風期に3,000m <sup>3</sup> 以上の期間放流に取り組むため池管理者に対し市町が助成する額の1/2		1/2	1/2		×	県土整備部補助金交付要綱	総合治水課	—	土木費 河川海岸費	臨時特定
生野ダム小水力発電事業	県が所有する生野ダム小水力発電所について売電収入を配分	管理協定による		10/10			×	生野ダム小水力発電所の管理に関する協定	河川整備課	—	土木費 河川海岸費	臨時特定
県有資産所在市町交付金	県が所有する生野ダム小水力発電所について交付金を交付	固定資産価格の1.4%		10/10			×	国有資産等所在市町村交付金法	河川整備課	—	土木費 河川海岸費	臨時一般

5 県土整備部所管(2) [まちづくり局、住宅建築局関係]

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に 対する財政措置	備 考	
			国	県	市 町	受 益 者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別
県民まちなみ緑化事業 市町業務委託	県民まちなみ緑化事業にか る ・市町緑化計画の作成 ・申請受付 等	緑化計画作成 1件5千円 緑化計画変更 1件2千円 助成完了 1件2千円 助成中断 1件1千円		10/10			×	・県民まちなみ緑化事業実施 綱 ・県民まちなみ緑化事業市町 務委託事務処理細則	都市政策課	—	土 木 費 都市計画費	臨 時 特 定
土地利用規制等対策費 市町交付金	1 土地取引の許可・届出制 度に関する事業 2 遊休土地の利用促進に関 する事業 H22から「2」は該当なし	届出件数等により算定		10/10			×	土地利用規制等対策費市町 交付金交付要綱	都市政策課	—	土 木 費 都市計画費	経 常 特 定
人生いきいき住宅 助成事業補助金	高齢者等対応住宅への住宅 改造費助成事業	助成戸数等により算定 一般型 増改築・一般型 特別型(要介護認定者等) 生活保護世帯 市町民税非課税世帯等 市町民税所得割課税世帯 所得税課税世帯(所得税額7万円以下) 所得税課税世帯(所得税額7万円超) 増改築・特別型 共同住宅(分譲)共用型	定額 3/20 3/40	定額 11/120 11/120	定額 11/120 1/6 1/6 ~1/2 ~1/2 4.5/10 4.5/10 1/3 1/3 1/4 1/4 1/6 1/6 定額	2/3 2/3 0 ~2/3 1/10 1/3 1/2 2/3 2/3	□ □ ×	県土整備部補助金交付要綱 社会資本整備総合交付金交付 要綱	都市政策課	—	土 木 費 住 宅 費	臨 時 特 定
ユニバーサル社会づく り推進地区整備事業費 補助	・事業プラン策定費助成 ・活動費助成 ・PR案内板設置事業 ・施設改修等事業	基本額 600千円(高齢者等支援 施設の誘致を含まない場合は 450千円) 基本額 600千円 基本額 525千円 <通常型> ・基本額 1,500千円 <大規模型> ・基本額 20,000千円 (政令市、中核市の場合)	9/40	11/40	1/2		□	県土整備部補助金交付要綱 社会資本整備総合交付金交付 要綱	都市政策課	—	民 生 費 社会福祉費	臨 時 特 定
六甲山遊休施設活用 支援事業	・遊休施設の利活用への改 修、建替費用の助成 ・賑わい施設への新設費用 の助成	交付要綱による	3/9	1/9	2/9	3/9	×	県土整備部補助金交付要綱	都市政策課	—	土 木 費 都市計画費	臨 時 特 定
都市計画基礎調査委託 金	都市計画に必要な事項に関 する基礎調査(人口規模・ 街地の面積・土地利用・開 発動向等)	予算の範囲内		10/10			×	都市計画法第6条	都市計画課	—	土 木 費 都市計画費	経 常 特 定

5 県土整備部所管(2) [まちづくり局、住宅建築局関係]

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の 方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に 対する財政措置	備 考	
			国	県	市 町	受 益 者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別
街路交通調査費補助	総合都市交通体系調査	1. 総合的な都市交通計画を策定 する調査 2. 都市圏の交通課題に対する特 定の都市交通計画検討調査	1/3		2/3		○	道路法第56条	都市計画課	—	土 木 費 都市計画費 道路橋 りょう費	経 常 特 定
災害時業務継続地区整備緊急促進事業費補助金	災害時業務継続地区整備緊急促進事業	以下の事業の実施に対する経費 1. 計画策定支援 2. コーディネート支援 3. 施設整備事業支援	1/2 1/2 2/5		1/2 1/2 3/5		○ ○ ○	災害時業務継続地区整備 緊急促進事業費補助金交付 要綱	都市計画課	—	土 木 費 都市計画費	臨 時 特 定
市街地整備事業助成費	土地区画整理事業	重要な県道等の整備を土地区画 整理事業の事業地区内で施行		定額			×	費用負担協定	市街地整備課	—	土 木 費 都市計画費	臨 時 特 定
社会資本整備総合交付金 <暮らし・にぎわい 再生事業>	暮らし・にぎわい再生事業	交付要綱による	2/5 1/3		3/5 2/3		○	社会資本整備総合交付金 交付要綱	市街地整備課	—	土 木 費 都市計画費	臨 時 特 定
住宅市街地総合整備 事業	密集市街地総合防災事業	交付要綱による	1/2 1/3		1/2 2/3		○	住宅市街地総合整備事業 制度要綱 住宅市街地総合整備事業 補助金交付要綱	市街地整備課	—	土 木 費 都市計画費	臨 時 特 定
老朽危険空き家除却支 援事業補助金	老朽危険空き家への除却費 支援	交付要綱による  通常	1/3	1/6	1/6	1/3	◇	県土整備部補助金交付要綱 住宅地区改良事業等補助金交 付要領	住宅政策課	—	土 木 費 住 宅 費	臨 時 特 定

5 県土整備部所管(2) [まちづくり局、住宅建築局関係]

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地方債	歳出目的別分類(款)(項)	經常臨時一般特定の別
空き家活用支援事業補助金(市町随伴補助)	一戸建て住宅の空き家又は共同住宅の空き住戸を住宅、事業所又は地域交流拠点として活用しようとする者に対し、その改修工事費の一部を助成	交付要綱による 市街化区域内：住宅型(一般世帯タイプ) 市街化区域内：住宅型(若年・子育て世帯タイプ) / 市街化区域外：住宅型(一般世帯タイプ) 市街化区域外：住宅型(若年・子育て世帯タイプ)、地域交流拠点型	18/80	11/80	11/80	40/80	<input type="checkbox"/>	県土整備部補助金交付要綱	住宅政策課	-	土木費 住宅費	臨時特定
		18/60	11/60	11/60	20/60	<input type="checkbox"/>						
		27/80	22/80	11/80	20/80	<input type="checkbox"/>						
住宅災害復興融資利子補給金(H26・8月豪雨)	H26年8月豪雨等により被災を受けた住宅の再建等をする者の初期負担を軽減するため、利子補給を行う	1. 対象者 (1) 建設・購入：半壊以上で被災住宅を解体し、500万円以上の融資を受けて建設等する者 (2) 補修：床上浸水以上で、500万円以上の融資を受けて補修する者 2. 対象融資限度額 (1) 建設・購入 20,000千円 (2) 補修 10,600千円 3. 利子補給率 2.5%以内 ※ 2.5%、支援機構の災害復興住宅融資利率並びに実利率を比して最も低率の利率まで 4. 利子補給期間 5年間		2/3	1/3		×	住宅政策課	-	土木費 住宅費	臨時特定	
住宅市街地総合整備促進事業費補助<地域居住機能再生推進事業>	地域居住機能再生推進事業	交付要綱による	1/2・2/3		1/2・1/3		○	住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱 住宅市街地総合整備事業制度要綱	公営住宅課 住宅政策課	-	土木費 住宅費	臨時特定
公的賃貸住宅家賃対策調整補助金	家賃の減額に関する補助	家賃限度額が負担能力を超える部分についての補助	1/2		1/2		○	公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱	住宅管理課	-	土木費 住宅費	臨時特定
開発地域の良好な環境の確保のための交付金	環境の緑化その他開発地域の良好な環境の確保に資する事業	予算の範囲内		10/10			×	開発地域の良好な環境の確保のための交付金交付要綱	建築指導課	-	土木費 建築管理費	臨時特定

5 県土整備部所管(2) [まちづくり局、住宅建築局関係]

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の 方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に 対する財政措置	備 考	
			国	県	市 町	受 益 者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 の別 特 定
防災・安全社会資本整備交付金<住宅・建築物安全ストック形成事業> (危険ブロック塀等撤去支援事業(県補助金名))	効果促進事業 (危険ブロック塀等撤去支援事業)	交付要綱による	1/2	1/4 (1/6)	1/4 (2/6)		◇	社会資本整備総合交付金交付要綱 県土整備部補助金交付要綱	建築指導課	—	各該当項目	臨 時 特 定
社会資本整備総合交付金 <住宅市街地総合整備事業>	住宅市街地総合整備事業	交付要綱による関連公共施設整備	1/2		1/2		○	社会資本整備総合交付金交付要綱	市街地整備課	—	土 木 費 都市計画費	臨 時 特 定
<都市再生整備計画事業>	都市再生整備計画事業	交付要綱による	2/5 4.5/10 1/2		3/5 5.5/10 1/2		○	社会資本整備総合交付金交付要綱	市街地整備課	一般補助施設整備等事業債	土 木 費 都市計画費	臨 時 特 定
社会資本整備総合交付金 <都市防災総合推進事業>	都市防災総合推進事業	交付要綱による	1/2・1/3		1/2・2/3		○	社会資本整備総合交付金交付要綱	市街地整備課	一般補助施設整備等事業債	土 木 費 都市計画費	臨 時 特 定
社会資本整備総合交付金 <道路事業>	土地区画整理事業 市街地再開発事業	交付要綱による	1/2 5.5/10		1/2 4.5/10		○	社会資本整備総合交付金交付要綱	市街地整備課	—	土 木 費 都市計画費	臨 時 特 定
社会資本整備総合交付金 つづき <市街地再開発事業>	市街地再開発事業	交付要綱による	公共団体施行 1/3 組合等施行 1/3 9/20	1/6	2/3 1/6 1/4 1/10	1/3	○ ◇	社会資本整備総合交付金交付要綱 県土整備部補助金交付要綱	市街地整備課	—	土 木 費 都市計画費	臨 時 特 定
<市街地整備事業 (都市再生区画整理事業)>	都市再生土地区画整理事業	交付要綱による	1/2 1/3		1/2 2/3		○	社会資本整備総合交付金交付要綱	市街地整備課	—	土 木 費 都市計画費	臨 時 特 定
<住宅市街地総合整備事業>	住宅市街地総合整備事業	1. 市街地住宅等整備事業 2. 居住環境形成施設整備 3. 防災街区整備事業 ※ 4. 都市再生住宅等整備事業 ※密集住宅市街地整備型に限る	1/3 1/2・1/3 1/3 1/3		1/3 1/2・1/3 1/3 1/3	1/3 — 1/3	○	社会資本整備総合交付金交付要綱 住宅市街地総合整備事業制度要綱	市街地整備課	公営住宅建設事業債	土 木 費 都市計画費	臨 時 特 定
	街なみ環境整備事業	1. 街なみ整備事業 2. 街なみ整備助成事業 その他交付要綱による	1/2 1/3		1/2 1/3	1/3	○	社会資本整備総合交付金交付要綱	市街地整備課	公共事業等債	土 木 費 住宅費 都市計画費	臨 時 特 定
	公園事業 道路、街路事業	補助基本額	1/2・1/3		1/2・2/3		○	社会資本整備総合交付金交付要綱 住宅市街地総合整備事業制度要綱	市街地整備課 (全体とりまとめ)	一般補助施設整備等事業債	土 木 費 都市計画費	臨 時 特 定
小規模再開発支援 事業	優良建築物等整備事業	交付要綱による	1/3	1/6	1/6	1/3	◇	県土整備部補助金交付要綱 社会資本整備総合交付金	市街地整備課	—	土 木 費 都市計画費	臨 時 特 定
<社会資本整備総合交付金>	都市公園等事業	1. 都市公園事業  4. 公園施設長寿命化対策支援事業	1/2・1/3  1/2		1/2・2/3  1/2		○	社会資本整備総合交付金交付要綱	公園緑地課	—	土 木 費 都市計画費	臨 時 特 定

5 県土整備部所管(2) [まちづくり局、住宅建築局関係]

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に 対する財政措置	備 考	
			国	県	市 町	受 益 者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別
<防災・安全社会資本整備交付金>	都市公園等事業	1. 都市公園事業 2. 公園施設長寿命化計画策定調査 3. 都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業 4. 公園施設長寿命化対策支援事業	1/2・1/3 1/2 1/2・1/3 1/2		1/2・2/3 1/2 1/2・2/3 1/2		○	社会資本整備総合交付金交付要綱	公園緑地課	公共事業等債	土木費 都市計画費	臨時特定
防災・安全社会資本整備交付金	都市公園等事業	都市公園ストック再編事業	1/2・1/3		1/2・2/3		○	社会資本整備総合交付金交付要綱	公園緑地課	公共事業等債	土木費 都市計画費	臨時特定
社会資本整備総合交付金つづき <地域住宅計画に基づく事業>	地域住宅計画に基づき実施される以下に掲げる事業 (基幹事業、効果促進事業、地域住宅政策推進事業)	交付要綱による	1/2 45/100		1/2 55/100		○	社会資本整備総合交付金交付要綱	住宅政策課 (全体とりまとめ)	公営住宅建設事業債 (一般補助施設整備等事業債)	土木費 住宅費	臨時特定
	公営住宅整備事業等	交付要綱による	1/2		1/2		○	社会資本整備総合交付金交付要綱 (公営住宅等整備事業対象要綱、地域優良賃貸住宅等整備事業対象要綱、公営住宅等ストック総合改善事業対象要綱)	公営住宅課			
	住宅市街地総合整備事業 (密集住宅市街地整備型)							社会資本整備総合交付金交付要綱	市街地整備課			
	公的賃貸住宅家賃低廉化事業		1/2		1/2			社会資本整備総合交付金交付要綱 (公的賃貸住宅家賃低廉化事業対象要綱)	住宅管理課 (全体とりまとめ)			
	住宅地区改良事業等							社会資本整備総合交付金交付要綱 (住宅地区改良事業等対象要綱)	市街地整備課			
		償還推進助成事業交付要綱による	1/2	1/4	1/4		△	社会資本整備総合交付金交付要綱 (住宅地区改良事業等対象要綱)	市街地整備課			
<住宅市街地基盤整備事業>	住宅市街地基盤整備事業	交付要綱による	1/2		1/2		○	社会資本整備総合交付金交付要綱	住宅政策課 (全体取りまとめ)		土木費	臨時特定

5 県土整備部所管(2) [まちづくり局、住宅建築局関係]

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地方債	歳出目的別分類(款)(項)	経常臨時一般特定の別
<宅地耐震化推進事業>	宅地耐震化推進事業	交付要綱による	1/2		1/2		○	社会資本整備総合交付金交付要綱	建築指導課		各該当項目	臨時特定
防災・安全社会資本整備交付金<住宅・建築物安全ストック形成事業>	建築物の耐震化の支援に関する事業(公共)	交付要綱による	1/3		2/3		○	社会資本整備総合交付金交付要綱	建築指導課		各該当項目	臨時特定
	建築物の耐震化の支援に関する事業(公共)(要安全確認計画記載建築物、要緊急安全確認大規模建築物)		1/2		1/2		○					
	建築物の耐震化の支援に関する事業(民間)		1/2		1/2		○					
	緊急輸送道路沿道の建築物等の耐震診断に関する事業(公共)		1/2		1/2		○					
	緊急輸送道路沿道の建築物等の耐震診断に関する事業(民間)		1/2		1/2		○					
	建築物の耐震改修又は建替に関する事業(公共)		11.5%		88.5%		○					
	建築物の耐震改修又は建替に関する事業(公共)(要緊急安全確認大規模建築物)		1/3		2/3		○					
	建築物の耐震改修又は建替に関する事業(民間)		1/2		1/2		○					
	緊急輸送道路沿道の住宅及び建築物等の耐震改修等に関する事業(公共)		1/3		2/3		○					
	緊急輸送道路沿道の住宅及び建築物等の耐震改修等に関する事業(公共)(要安全確認計画記載建築物)		2/5		3/5		○					
	緊急輸送道路沿道の住宅及び建築物等の耐震改修等に関する事業(民間)		1/2		1/2		○					
	避難路沿道等の住宅及び建築物等の耐震改修等に関する事業(公共)		11.5%		88.5%		○					
	避難路沿道等の住宅及び建築物等の耐震改修等に関する事業(民間)		1/2		1/2		○					
	避難所等の耐震改修等に関する事業(公共)		1/3		2/3		○					
避難所等の耐震改修等に関する事業(公共)(要安全確認計画記載建築物)	2/5		3/5		○							

5 県土整備部所管(2) [まちづくり局、住宅建築局関係]

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に 対する財政措置	備 考	
			国	県	市 町	受 益 者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別
	避難所等耐震改修等に関する事業(民間)		1/2		1/2		○					
防災・安全社会資本整備交付金つづき <住宅・建築物安全ストック形成事業>	天井の耐震改修に関する事業(公共)		11.5%		88.5%		○					
	天井の耐震改修に関する事業(民間)		1/2		1/2		○					
	避難所等の天井の耐震改修に関する事業(公共)		1/3		2/3		○					
	避難所等の天井の耐震改修に関する事業(民間)		1/2		1/2		○					
	エレベーターの防災対策改修に関する事業(公共)		11.5%		88.5%		○					
	エレベーターの防災対策改修に関する事業(民間)		1/2		1/2		○					
	アスベスト対策の計画的実施の誘導に関する事業(公共)		1/2		1/2		○					
	アスベスト対策の計画的実施の誘導に関する事業(民間)		1/2		1/2		○					
	アスベスト含有調査等に関する事業(公共・民間)		10/10				○					
	アスベスト除去等に関する事業(公共)		1/3		2/3		○					
	アスベスト除去等に関する事業(民間)		1/2		1/2		○					
	エスカレーターの脱落防止措置に関する事業(公共)		11.5%		88.5%		○					
	エスカレーターの脱落防止措置に関する事業(民間)		1/2		1/2		○					
	住宅・建築物の土砂災害対策改修に関する事業(公共)		11.5%		88.5%		○					
	住宅・建築物の土砂災害対策改修に関する事業(民間)		1/2		1/2		○					
	建築物の耐雪診断及び耐雪改修に関する事業(公共)		1/3		2/3		○					
建築物の耐雪診断及び耐雪改修に関する事業(民間)		1/2		1/2		○						
がけ地近接等危険住宅移転事業		1/2		1/2		○						

5 県土整備部所管(2) [まちづくり局、住宅建築局関係]

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地方債	歳出目的別分類(款)(項)	経常臨時一般特定の別
防災・安全社会資本整備交付金<地域住宅計画に基づく事業>	住宅・建築物安全ストック形成事業	交付要綱による	1/2		1/2		○	社会資本整備総合交付金交付要綱 (住宅・建築物安全ストック形成事業対象要綱)	建築指導課		各該当項目	臨時特定
防災・安全社会資本整備交付金つづき<地域住宅計画に基づく事業>(簡易耐震診断推進事業(県補助金名))	住宅・建築物安全ストック形成事業 (簡易耐震診断推進事業)	交付要綱による	1/2	1/4	1/4		◇	社会資本整備総合交付金交付要綱 (住宅・建築物安全ストック形成事業対象要綱) 県土整備部補助金交付要綱	建築指導課	—	各該当項目	臨時特定
<地域住宅計画に基づく事業>(ひょうご住まいの耐震化促進事業(県補助金名))	効果促進事業 (ひょうご住まいの耐震化促進事業)	交付要綱による	1/2 1/2	1/2 1/4	1/4		◇ ◇	社会資本整備総合交付金交付要綱 県土整備部補助金交付要綱	建築指導課			
防災・安全社会資本整備交付金<地域住宅計画に基づく事業>(防災ベッド等設置助成事業(県補助金名))	効果促進事業 (防災ベッド等設置助成事業)		1/2	1/4	1/4		◇	社会資本整備総合交付金交付要綱 県土整備部補助金交付要綱	建築指導課	—	各該当項目	臨時特定
防災・安全社会資本整備交付金<住宅・建築物安全ストック形成事業>(中規模多数利用建築物等耐震化助成事業(県補助金名))	住宅建築物安全ストック形成事業 (中規模多数利用建築物等耐震化助成事業)	交付要綱による	1/2	1/4	1/4		◇	社会資本整備総合交付金交付要綱 県土整備部補助金交付要綱	建築指導課	—	各該当項目	臨時特定
防災・安全社会資本整備交付金<住宅・建築物安全ストック形成事業>(緊急輸送道路沿岸建築物耐震化助成事業(県補助金名))	住宅建築物安全ストック形成事業 (緊急輸送道路沿岸建築物耐震化助成事業)	交付要綱による	1/2	1/4	1/4		◇	社会資本整備総合交付金交付要綱 県土整備部補助金交付要綱	建築指導課	—	各該当項目	臨時特定

5 県土整備部所管(2) [まちづくり局、住宅建築局関係]

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の 方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に 対する財政措置	備 考	
			国	県	市 町	受 益 者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別
地域公共交通確保 維持改善事業費補助金	地域交通バリアフリー化 調査事業	交付要綱による	1/2		1/2		○	地域公共交通確保維持改善 事業費補助金交付要綱	都市政策課	—		
社会資本整備総合交付 金<狭あい道路整備等 促進事業>	地方公共団体が行う狭あい 道路整備等促進事業及び狭 あい道路拡幅整備事業を行 う民間事業者等に対する地 方公共団体の補助事業	交付要綱による	1/2 (1/3)		1/2 (2/3)		○	社会資本整備総合交付金交付 要綱	建築指導課	公 共 事 業 等 債	土 木 費 道路橋 りょう費	臨 時 特 定
防災・安全社会資本整備 交付金<住宅・建築物 安全ストック形成事業 > (大規模多数利用建築物等 耐震化助成事業)	住宅・建築物安全ストック 形成事業 (大規模多数利用建築物等 耐震化助成事業)	交付要綱による	1/2	1/4	1/4		◇	社会資本整備総合交付金交付 要綱 県土整備部補助金交付要綱	建築指導課	—	各該当項目	臨 時 特 定
(大規模多数利用建築物 等耐震化助成事業 (県補助金名))	住宅・建築物安全ストック 形成事業 (大規模避難施設耐震化助 成事業)	交付要綱による	1/2	1/4	1/4		◇	社会資本整備総合交付金交付 要綱 県土整備部補助金交付要綱	建築指導課	—	各該当項目	臨 時 特 定
防災・安全社会資本整備 交付金<住宅・建築物 安全ストック形成事業 > (住宅・建築物土砂災害 対策支援事業) (住宅・建築物土砂 災害対策支援事業(県 補助金名))	住宅建築物安全ストック 形成事業 (住宅・建築物土砂災害 対策支援事業)	交付要綱による	1/2	1/4	1/4		◇	社会資本整備総合交付金交付 要綱 県土整備部補助金交付要綱	建築指導課	—	各該当項目	臨 時 特 定

## 6 教育委員会所管

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別分類(款)(項)	經常臨時一般の別の別 臨時特定
へき地児童生徒援助費等補助金 1. スクールバス、ボート等購入費	スクールバス・ボート購入費 市町村が、へき地学校及び学校統合・過疎地域による遠距離通学児童生徒の通学条件の緩和を図るために通行するスクールバス、ボートを購入する事業	限度額及び予算の範囲内	1/2		1/2		○	へき地教育振興法第6条(昭和29年法律第143号) へき地児童生徒援助費等補助金交付要綱	財 務 課	学校教育施設等整備事業債(過疎対策事業債) (辺地対策事業債)	教育費 小学校費 中学校費	臨時特定
2. 遠距離通学費等補助	遠距離通学費 市町村が、学校統合に伴う通学費を負担する場合に遠距離通学児童生徒に要する交通費を負担する事業(小→4km以上)(中→6km以上)	限度額及び予算の範囲内	1/2		1/2		—	—	—	—	—	經常特定
3. 保健管理費	①医師等派遣事業 市町村が、医療機関までの距離が4km以上あるへき地学校において、学校保健法に基づく健康診断等を行う場合における医師等を派遣する事業	限度額及び予算の範囲内	1/2		1/2		—	—	体育保健課	—	—	—
	②心臓検診事業 市町村が、へき地学校等の小学校第1学年並びに中学校第1学年の児童生徒を対象として行う心電図検診事業	限度額及び予算の範囲内	1/3		2/3		—	—	—	—	—	—
4. 離島高校生修学支援費	①遠距離通学費 市町村が、本土と橋梁等で繋がっていない離島の中に高等学校が設置されていない地域の通学に要する交通費等を援助する事業	限度額及び予算の範囲内	1/2		1/2		—	—	財 務 課	—	—	—

## 6 教育委員会所管

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別分類(款)(項)	經常臨時一般の別の別 特 定
要保護児童生徒援助費補助金	要保護児童生徒の学用品費等を補助する事業 (学用品費、通学用品費、校外活動費、通学費、修学旅行費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、卒業アルバム代等)	限度額及び予算の範囲内	1/2		1/2		○	就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律第2条(昭和31年法律第40条) 要保護児童生徒援助費補助金交付要綱	財 務 課	—	教 育 費 小学校費 中学校費	經 常 特 定
特別支援教育就学奨励費補助金 (特別支援学級分)	特別支援学級の児童生徒の学校給食費、交通費、学用品費修学旅行費等、小中学校の特別支援学級への就学の特殊事業に鑑みこれらの学校への児童・生徒の就学による保護者等の経済的負担を軽減し、学校教育普及奨励を図る	限度額及び予算の範囲内	1/2		1/2		○	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号) 特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱	財 務 課	—	教 育 費 小学校費 中学校費 保健体育費	經 常 特 定
高等学校等就学支援金交付金	高等学校等における教育に係る家庭の経済的負担軽減を目的として、公立高等学校等の生徒の授業料について一定額を助成するもの(公立高等専門学校分を含む)	事業に要する経費	10/10				△	公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律 高等学校等就学支援金交付金交付要綱 高等学校等就学支援金交付要綱	財 務 課	—	教 育 費 高等学校費	臨 時 特 定
高等学校等就学支援金事務費交付金	高等学校等就学支援金に関する事務の円滑な実施に資することを目的として交付される経費	予算の範囲内で事業に要する経費	10/10				△	高等学校等就学支援金の支給に関する法律 高等学校等就学支援金事務費交付金交付要綱	財 務 課	—	教 育 費 高等学校費	臨 時 特 定
被災児童生徒就学支援等事業交付金	東日本大震災又はその他大規模等により被災し、就学困難な状況になった児童生徒の学用品費等を補助する事業 (学用品費、通学用品費、校外活動費、通学費、修学旅行費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費)	限度額及び予算の範囲内	10/10 (2/3)		(1/3)		△	被災児童生徒就学支援等事業交付金交付要綱 被災児童生徒就学支援等事業実施要領(東日本大震災) 被災児童生徒就学支援等事業実施要領(大規模災害等)	財 務 課	—	教 育 費 該当項目	臨 時 特 定

## 6 教育委員会所管

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の 方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に 対する財政措置	備 考	
			国	県	市 町	受 益 者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 の別 特 定
高等学校等修学支援事業費補助金 (家計急変世帯への支援)	高等学校等就学支援金の対象にならない世帯が、倒産や失業などで家計が急変し経済的理由により授業料の納付が困難となった場合に道府県民税所得割及び市町村民税所得割額に反映されるまでの間について、各自治体が授業料減免制度により支給した額を補助するもの	予算の範囲内で事業に要する経費	1/2		1/2		○	高等学校等修学支援事業費補助金 (家計急変世帯への支援) 交付要綱	財 務 課	—	教育費 高等学校費	臨 時 特 定
高等学校等修学支援事業費補助金 (学び直しへの支援)	高等学校等を中途退学した後、再び高等学校等で学び直す者に対して、高等学校等就学支援金の支給期間の経過後も継続して高等学校等就学支援金に相当する金額を支給するもの	予算の範囲内で事業に要する経費	10/10				△	高等学校等修学支援事業費補助金 (学び直しへの支援) 交付要綱	財 務 課	—	教育費 高等学校費	臨 時 特 定
公立学校施設整備費負担金	1. 公立小、中、義務教育 学校校舎の新増築 2. 公立小、中、義務教育 学校屋内運動場の新増築 3. 公立小、中、義務教育 学校統合校舎等の新増築 4. 併設型中学校、中等教育 学校(前期課程)の新増築 5. 特別支援学校(小・中学 部)の新増築	国庫負担面積×補助単価 =補助工事費A A×1/100=事務費B (A+B)×補助率	(一般) 1/2 (離島) 5.5/10		1/2 4.5/10		○	義務教育諸学校等の施設費の 国庫負担等に関する法律 離島振興法 過疎地域自立促進特別措置法	学 事 課	学校教育施設等整備事業債 (過疎対策事業債) (辺地対策事業債)	教育費 該当項目	臨 時 特 定

## 6 教育委員会所管

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別分類(款)(項)	經常臨時一般の別の別 特定
公立諸学校建物其他災害復旧費負担金・補助金	1. 施設復旧 2. 教員住宅 3. 特定学校借上施設 4. 応急仮設校舎	災害復旧事業費 (一般) 査 定 額 (離島)	2/3 4/5		1/3 1/5		○	公立学校施設災害復旧費 国庫負担法 離島振興法 公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱	学 事 課	災 害 復 旧 事 業 債	災 害 復 旧 費 そ の 他	臨 時 特 定
ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金	1. ブロック塀等安全対策事業 2. 空調設置事業	交付対象延長×補助単価  交付対象面積×補助単価	1/3  1/3		2/3  2/3		○	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 離島振興法 へき地教育振興法 ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金交付要綱	学 事 課	学 校 教 育 施 設 等 整 備 事 業 債	教 育 費 小 学 校 費 中 学 校 費 特 殊 学 校 費 幼 稚 園 費	臨 時 特 定
道徳教育総合支援事業	学習指導要領に基づいた道徳教育の質の向上とその一層の充実を図るため、学校地域の実情等に応じて主体的に行う道徳教育に関する多様な取組みに対して支援	道徳教育総合支援事業に係る経費	10/10				△	道徳教育総合支援事業委託要項	義 務 教 育 課	—	教 育 費 教 育 総 務 費	臨 時 特 定
理科教育設備整備費等補助金	理科教育等設備整備費補助小・中・特別支援学校及び高等学校の理科、算数数学教育設備整備  理科観察実験支援事業 観察実験アシスタントを学校に配置	補助金限度基礎額の範囲内補助金(政令で定める額)	1/2  1/3		1/2  2/3		○  ○	理科教育振興法第9条	義 務 教 育 課	—	教 育 費 該 当 項 目	臨 時 特 定
トライやる・ウィーク推進事業交付金	公立中学校2年生が行う、自律性を高め「生きる力」を育むことを目指す学校教育活動に対する補助	事業に要する経費 1学級当たり 政令指定都市 100千円 その他 150千円		定額			×	平成31年度兵庫県教育委員会交付金交付要綱	義 務 教 育 課	—	教 育 費 中 学 校 費	臨 時 特 定

6 教育委員会所管

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考		
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別分類(款)(項)	経常臨時一般の別の別特定	
幼稚園就園奨励費補助金	私立幼稚園就園奨励事業 補助対象経費及び補助限度額 1. 私立幼稚園		1/3		2/3		○	幼稚園就園奨励費補助金交付要綱	義務教育課	—	(私立分)教育費幼稚園費	経常特定	
			補助対象経費		補助限度額								
			区分		第1子			第2子			第3子		
			(1) 生活保護の規定による保護を受けている世帯		年額 308,000円								
			(2) 当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯		年額 272,000円			年額 308,000円					
			(3) 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯		年額 187,200円			年額 247,000円			年額 308,000円		
			(4) 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯		年額 62,200円			年額 185,000円			年額 308,000円		
			(5) 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯					年額 154,000円			年額 308,000円		
			(6) 上記区分以外の世帯										
<p>注1. 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は所得割課税額を合算する                  2. 途中入園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する                  上記の単価×前期分保育料の支払い月数 (百円未満を四捨五入)                  3. 実際の支払額が限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする                  4. 20年度より、小学校1～3年生の兄・姉を有する園児については別に定める新条件の適用可</p>													
環境体験事業及び自然学校推進事業交付金	小学校3年生が行う体験型環境学習及び小学校5年生が行う集団宿泊活動に対する補助	事業に要する経費 事業費クラス規模別単位：千円		定額			×	平成31年度兵庫県教育委員会交付金交付要綱	義務教育課	—	教育費 小学校費	臨時特定	
			5 年生										
					0c1	1c1	2c1	3c1	4c1	5c1	6c1		
			3年生	0c1	0	292	479	665	772	889	1,035		
				1c1	76	368	555	741	848	965	1,111		
				2c1	121	413	600	786	893	1,010	1,156		
				3c1	157	449	636	822	929	1,046	1,192		
				4c1	190	482	669	855	962	1,079	1,225		
				5c1	225	517	704	890	997	1,114	1,260		
				6c1	257	549	736	922	1,029	1,146	1,292		

## 6 教育委員会所管

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別分類(款)(項)	經常臨時一般の別の別 特定
ひょうご学力向上推進プロジェクト事業	児童生徒の基礎学力の向上を目指して、「総合的な基礎学力調査」で明らかになった課題の具体的な指導方法の工夫改善の在り方についての実践研究や教員の専門性を高める研修等を行う	事業に要する経費		10/10			×	ひょうご学力向上推進プロジェクト事業実施要綱	義務教育課	—	教育費 教育総務費	臨時特定
「わくわくオーケストラ教室」事業バス利用補助	県立芸術文化センターにおいて実施する「わくわくオーケストラ教室」に参加する中学校が借り上げるバス利用に要する経費を一部補助	限度額 バス1台当たり 100千円		1/3	2/3		×	令和元年度兵庫県教育委員会補助金交付要綱	義務教育課	—	教育費 社会教育費	臨時特定
英語教育強化地域拠点事業	「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」に基づく英語教育の実施に向けた実証的な資料を得るため、「英語教育強化地域拠点」を指定・支援する。	事業に要する経費	1/3	2/3			☆	英語教育強化地域拠点事業委託要項	義務教育課	—	教育費 小学校費 中学校費	臨時特定
ひょうごがんばりタイム～放課後における補充学習等推進事業～	全国学力・学習状況調査結果の分析・検証に基づき、学力向上に向けて、市町が提案する方法により、小中学校において、地域人材を活用した放課後の学力向上方策に取り組む。	事業に要する経費	1/3	2/3			☆	教育支援体制整備事業費補助金（補修等のための指導員等派遣事業）交付要綱 ひょうごがんばりタイム～放課後における補充学習等推進事業～実施要項	義務教育課	—	教育費 小学校費 中学校費	臨時特定
幼児教育支援事業	小学校との円滑な接続に向け、確かな幼児理解につながる視点・方法の明確化・共有化、家庭や小学校との効果的な連携について、実践研究し、幼児期の教育の質の確保・向上を図るとともに、その成果を普及啓発する。	事業に要する経費		10/10			×	幼児教育支援事業実施要綱	義務教育課	—	教育費 幼稚園費 民生費 児童福祉費	臨時特定
キャリア教育充実事業	キャリア発達を促すキャリア教育の視点を盛り込んだ兵庫型「体験教育」の在り方、各教科との関連等の実践方法を検討し、体系的・系統的にキャリア教育を推進	事業に要する経費		定額			×	キャリア教育充実事業実施要綱	義務教育課	—	教育費 小学校費 中学校費	臨時特定

## 6 教育委員会所管

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の 方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に 対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 の別 特定
「ひょうごつまずきポイント指導事例集」等の作成	学力の全体的底上げを図るため、「全国学力・学習状況調査」の分析結果をもとに、児童生徒のつまずきポイントを明らかにし、指導改善に向けた取組を実施。	事業に要する経費		定額			×	ひょうごつまずきポイント指導事例集の作成 実施要項	義務教育課	—	教育費 小学校費 中学校費	臨時特定
市町スクールソーシャルワーカー配置補助事業	社会福祉等の専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーを学校に配置するための事業に要する経費の一部を補助	限度額 1中学校区当たり 328千円	1/9	2/9	6/9		△	令和元年度兵庫県教育委員会補助金交付要綱	義務教育課	—	教育費 中学校費	臨時特定
小学校理科授業改善研究事業	小学校理科について、学力向上のための特色ある取組を展開する研究校を指定し全県的な授業改善を推進	事業に要する経費		定額			×	小学校理科授業改善研究事業実施要項	義務教育課	—	教育費 小学校費	臨時特定
伝統文化の学びの充実事業	ふるさと・ひょうごを愛する心を育むため、小中学校での地域に伝わる伝統文化に関して、教育課程に位置付けた学習を充実	事業に要する経費		定額			×	伝統文化の学びの充実事業実施要項	義務教育課	—	教育費 小学校費 中学校費	臨時特定
学習支援ツール活用モデル事業	Web上の学習支援ツールを小・中学校に導入する市町に対して、事業に要する経費の一部を補助	限度額 1校当たり 75千円		1/2	1/2		×	令和元年度兵庫県教育委員会補助金交付要綱	義務教育課	—	教育費 小学校費 中学校費	臨時特定
道徳教育実践研究事業委託金	道徳教育について実践研究を行う推進地域を指定し、学校・地域の課題に合わせた取組等の実践を行い、普及・啓発を行う	県内10地域	10/10				△	平成31年度兵庫県教育委員会事業実施要項	義務教育課	—	教育費 小学校費 中学校費	臨時特定
地域人材を活用した小学校英語教育支援充実事業	小学校外国語教育の早期化・教科化に伴い、地域人材を活用した授業支援を実施	事業に要する経費	1/3	2/3			☆	教育支援体制整備事業費補助金（補修等のための指導員等派遣事業）交付要綱 地域人材を活用した小学校英語教育支援充実事業実施要項	義務教育課	—	教育費 小学校費	臨時特定
プロから学ぶ創造力育成事業	様々な分野で活躍するクリエイター等を学校に派遣し講話や実演に要する経費の一部を補助	限度額 1校当たり 50千円		1/2	1/2		×	令和元年度兵庫県教育委員会補助金交付要綱	義務教育課	—	教育費 小学校費 中学校費	臨時特定

## 6 教育委員会所管

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の 方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に 対する財政措置	備 考	
			国	県	市 町	受 益 者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 の別 特定
教育支援体制整備事業 補助金 (特別支援教育体制整 備の推進分)	障害のある幼児児童生徒の 支援のため、関係機関との 連携、学校への巡回相談や 専門家チームによる支援、 研修体制の整備・実施等に より、特別支援教育の体制 整備を推進する	限度額の範囲内	1/3		2/3		○	教育支援体制整備事業補助金 (切れ目ない支援体制整備 充実事業) 交付要綱	特別支援教育課	—	教 育 費 教育総務費 特別支援学校費	臨 時 特 定
特別支援学校交流・体 験チャレンジ事業交付 金	特別支援学校小学部児童及 び中学部生徒が1泊2日程度 で行う集団宿泊訓練に対す る補助	実施校1校あたり定額100千円		定額			×	平成31年度兵庫県教育委員会 交付金交付要綱	特別支援教育課	—	教 育 費 特別支援学校費	臨 時 特 定
医療的ケアのための 看護師配置事業費補助	市町教育委員会において医 療的ケアが必要な児童生徒 が在籍する市立特別支援学 校への看護師配置に要する 経費の一部を補助	予算の範囲内	1/3		2/3		○	教育支援体制整備事業補助金 (切れ目ない支援体制整備 充実事業) 交付要綱	特別支援教育課	—	教 育 費 特別支援学校費	臨 時 特 定
中学校夜間学級調査 研究委託金	中学校夜間学級における 学習指導、生徒指導の在り 方などについて調査研究を 行い、その改善充実に資す る	予算の範囲内	10/10				○	令和元年度兵庫県教育委員会 補助金交付要綱	義務教育課	—	教 育 費 中学校費	臨 時 特 定
定時制高等学校教科書 給与事業費補助	定時制高等学校 教科書給与事業	教科書給与費		1/2	1/2		×	令和元年度兵庫県教育委員会 補助金交付要綱	高校教育課	—	教 育 費 教育総務費	経 常 特 定

## 6 教育委員会所管

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別分類(款)(項)	経常臨時一般の別の別
学校・家庭・地域の連携協力事業費補助	地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていく活動（地域学校協働活動）を積極的に推進するため、従来の個別の教育支援活動の充実、総合化・ネットワーク化を図り、連携・協働を目指す体制下、地域学校協働活動を推進する。	補助事業に要する経費	1/3	1/3	1/3		△	令和元年度兵庫県教育委員会補助金交付要綱	社会教育課	—	教育費 教育総務費	臨時特定
埋蔵文化財緊急発掘調査費補助金	埋蔵文化財緊急発掘調査等	補助対象経費	1/2	1/4	1/4		◇	文化財保護法 令和元年度兵庫県教育委員会補助金交付要綱	文化財課	—	教育費 社会教育費	臨時特定
文化財保存整備費補助金	国・県指定文化財の保存修理防災施設整備等事業	補助対象経費 随 伴 県 単	50～85/100	1/20～1/4 1/2～1/3	1/20～1/4 1/2～1/3	1/20～1/4 1/2～1/3	◇ ×	文化財保護法 令和元年度兵庫県教育委員会補助金交付要綱	文化財課	—	教育費 社会教育費	臨時特定
史跡地公有化補助金	史跡地等購入事業	補助対象経費	80/100	1/15	2/15		◇	文化財保護法 令和元年度兵庫県教育委員会補助金交付要綱	文化財課	—	教育費 社会教育費 公 債 費	臨時特定
指定文化財管理費補助金	指定文化財防災設備保守点検等	補助対象経費	1/4	1/4	1/2		□	文化財保護法 令和元年度兵庫県教育委員会補助金交付要綱	文化財課	—	教育費 社会教育費	経常特定
要保護児童生徒援助費補助金	要保護児童生徒の医療費、学校給食費	配分人員による額の範囲内(補助単価) 医療費 12,000円/1人1疾病 学校給食費 完全給食 小 53,000円/人 中 62,000円/人 補食給食 小 41,000円/人 中 46,000円/人 ミルク給食 小 8,000円/人 中 8,000円/人	1/2		1/2		○	学校給食法、学校保健安全法 要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱	体育保健課	—	教育費 保健体育費 各該当項目 (医療費)	経常特定
公立社会体育施設災害復旧事業補助金	「激甚災害」を受けた社会体育施設の災害復旧事業 1.建物 2.建物以外の工作物 3.土地 4.設備	災害復旧事業 査定額	2/3		1/3		○	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律	体育保健課	災 害 復 旧 事 業 債	災害復旧事業 そ の 他	臨時特定

## 6 教育委員会所管

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 の別 特定
兵庫県立兎野高原野 外教育センター指定管 理業務委託金	施設の管理運営事業	事業に要する経費及び予算の 範囲内		10/10			×	地方自治法 公の施設の指定管理者の指定 等に関する条例 公の施設の指定管理者の指定 等に関する条例施行規則	体育保健課	—	教 育 費 保健体育費	経 常 特 定
安全教育総合支 援事業委託金	①市町が実施する学校安全 推進のための取組を支援 ②実践委員会の開催 ③学校安全対策合同会議の 開催	事業に要する経費及び予算の 範囲内	10/10				△		体育保健課	—	教 育 費 社会教育費	臨 時 特 定
中学校部活動指導員配 置事業	専門的な技術指導を受けられ ない生徒の技術向上を図ると ともに、経験のない競技など の指導による教員の心理的負 担を軽減するため、部活動指 導員を配置する経費の一部を 補助する。	国が示すガイドラインを遵守する ことを前提とした上で予算の範囲 内	1/3	1/3	1/3		△	令和元年度兵庫県教育委員会 補助金交付要綱	体育保健課	—	教 育 費 保健体育費	臨 時 特 定
オリンピック・パラリ ンピック・ムーブメン ト展開事業	児童生徒がオリンピック・パ ラリンピック選手等のトップ アスリートの技術や経験、人 間的な魅力に触れることによ り、スポーツに親しむ態度や 規範意識の涵養、ノーマライ ゼーションや国際理解の促進 などを図る。	予算の範囲内	10/10				△	オリンピック・パラリンピッ ク・ムーブメント全国展開事 業委託要項	体育保健課	—	教 育 費 保健体育費	臨 時 特 定
学校施設環境改善交付 金	地域スポーツ施設（社会体 育施設）耐震化事業	交付対象面積×建築単価 対象面積 補強を要する建物面積 @32,800円/㎡ ※ 工事費は1施設あたり2億円を 限度とする。	1/3		2/3		○	スポーツ基本法 学校施設環境改善交付金交付 要綱	体育保健課	学校教育施設等整備事業債	教 育 費 小学校費 中学校費 特別支援学校費 幼稚園費	臨 時 特 定
	中学校武道場建設事業	交付対象面積×建築単価 対象面積 新築 改築 柔道場 250㎡限度 剣道場 300㎡限度 柔剣道場 450㎡限度 相撲場 250㎡限度 なぎなた場 300㎡限度 @131,000円/㎡ 弓道場 文部科学大臣が必要と認める額	1/3		2/3		○	スポーツ基本法 学校施設環境改善交付金 交付要綱	体育保健課	学校教育施設等整備事業債	教 育 費 中学校費 高等学校費	臨 時 特 定
	学校水泳プール耐震補強 事業	文部科学大臣が必要と認める額	1/3		2/3							

6 教育委員会所管

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の 方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に 対する財政措置	備 考											
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別										
学校施設環境改善交付金 (つづき)	学校水泳プール(屋外)建設事業	交付対象面積×建築単価 対象面積 400㎡限度 一 般 @ 179,300円/㎡ 耐震強化 @ 208,600円/㎡ 浄水型 @ 221,000円/㎡	1/3		2/3						教 育 費 小学校費 中学校費 特別支援学校費											
	学校水泳プール上屋建設事業	交付対象面積×建築単価 対象面積 600㎡限度 @78,200円/㎡	1/3		2/3																	
	学校水泳プール(屋内)建設事業	交付対象面積×建築単価 対象面積 400㎡限度 一 般 @ 793,000円/㎡ 耐震強化 @ 822,500円/㎡ 浄水型 @ 837,100円/㎡ 地震防災対策特別措置法4条の規定の適用を受ける浄水型水泳プール	1/3		2/3																	
	地域屋外スポーツセンター、	交付対象面積×建築単価 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>対象面積</th> <th>単 価 @</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 運動場</td> <td>5,000㎡～ 10,000㎡</td> <td>2,800/㎡</td> </tr> <tr> <td>(2) 運動場のクラブハウス</td> <td>330㎡限度</td> <td>81,200/㎡</td> </tr> <tr> <td>(3) 運動場の照明施設 (200Lux以上)</td> <td>5,000㎡～ 10,000㎡</td> <td>5,100/㎡</td> </tr> </tbody> </table>	種別	対象面積	単 価 @	(1) 運動場	5,000㎡～ 10,000㎡	2,800/㎡	(2) 運動場のクラブハウス	330㎡限度	81,200/㎡	(3) 運動場の照明施設 (200Lux以上)	5,000㎡～ 10,000㎡	5,100/㎡	1/3		2/3					教 育 費 保健体育費
種別	対象面積	単 価 @																				
(1) 運動場	5,000㎡～ 10,000㎡	2,800/㎡																				
(2) 運動場のクラブハウス	330㎡限度	81,200/㎡																				
(3) 運動場の照明施設 (200Lux以上)	5,000㎡～ 10,000㎡	5,100/㎡																				
地域武道センター	交付対象面積×建築単価 対象面積 550～2,100㎡ @127,600円/㎡ 弓道場 文部科学大臣が必要と認める額	1/3		2/3																		
地域水泳プール(屋内)建設事業	交付対象面積×建築単価 交付対象 水面積600㎡限度 談話室等 @ 123,000円/㎡ 一 般 @ 793,300円/㎡ 耐震強化 @ 822,500円/㎡ 浄水型 @ 837,100円/㎡ 地震防災対策特別措置法4条の規定の適用を受ける浄水型水泳プール	1/3		2/3																		
地域スポーツセンター建設事業 地域スポーツクラブの活動拠点となる地域スポーツセンター	交付対象面積×建築単価 対象面積 2,000㎡～6,000㎡ @179,100円/㎡	1/3		2/3																		

6 教育委員会所管

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の 方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に 対する財政措置	備 考	
			国	県	市 町	受 益 者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別
学校施設環境改善交付 金 (つづき)	地域水泳プール(屋外)建設 事業	交付対象面積×建築単価 対象面積 屋外地域スイミングセンター 水面積 600㎡限度 談話室等 @ 123,000円/㎡ 一 般 @ 221,000円/㎡ 水面積 400㎡限度 浄 水 型 @ 221,000円/㎡ 地震防災対策特別措置法第4条の 規定の適用を受ける浄水型水泳 プール	1/3		2/3							
			1/2		1/2							
	[小・中学校分]											
	1. 学校給食施設の新増築 (1) 単独校調理場施設	施設基準面積×建築単価 設備基準金額 施設建築単価 R 237,900円/㎡ S 211,100円/㎡ W 237,900円/㎡	1/2		1/2							
	(2) 共同調理場施設	施設基準面積×建築単価 設備基準金額 施設建築単価 R 299,500円/㎡ S 265,900円/㎡ W 299,500円/㎡	1/2		1/2							
	2. 炊飯給食施設の新増築 (1) 単独校調理場	施設基準面積×建築単価 設備基準金額	1/2		1/2							
	(2) 共同調理場	施設基準面積×建築単価 設備基準金額	1/2		1/2							
	3. 学校給食施設の改築 (1) 単独校調理場	施設基準面積×建築単価 設備基準金額 施設建築単価 R 237,900円/㎡ S 211,100円/㎡ W 237,900円/㎡	1/3		2/3							
(2) 共同調理場	施設基準面積×建築単価 設備基準金額 施設建築単価 R 299,500円/㎡ S 265,900円/㎡ W 299,500円/㎡	1/3		2/3								

6 教育委員会所管

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 の別 特定
学校施設環境改善交付金(つづき)	へき地学校分	へき地の学校に係る補助率 新增築事業の補助率(補助率1/2のもの) 改築事業の補助率(補助率1/3のもの)	2/3 ∫ 5.5/10 5.5/10 ∫ 5/10		1/3 ∫ 4.5/10 4.5/10 ∫ 5/10							
	1. 危険建物の改築 (小、中、義務教育、中等教育学校(前期課程)) (特別支援学校の小・中学部)	(一般) (離島・山村(財政力0.4未満)・過疎)	1/3 5.5/10		2/3 4.5/10		○ 義務教育諸学校等の施設費の 国庫負担等に関する法律 離島振興法 過疎地域自立促進特別措置法 山村振興法 へき地教育振興法 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 地震防災対策特別措置法 地震財政特別措置法 学校施設環境改善交付金交付要綱	学 事 課	学校教育施設等整備事業債	教 育 費 小学校費 中学校費 特殊学校費 幼稚園費	臨 時 特 定	
	2. 不適格建物の改築 (小、中、義務教育、中等教育学校(前期課程)) (特別支援学校の小・中学部)	(一般) (離島・山村(財政力0.4未満)・過疎)	1/3 5.5/10		2/3 4.5/10							
	3. 津波移転改築 (幼、小、中、義務教育、中等教育(前期課程)、特別支援学校)	(津波避難対策緊急事業計画に記載された事業に限る)	1/2		1/2							
	4. 地震改築事業 (幼、小、中、義務教育、中等教育(前期課程)、特別支援学校)	(一般)	1/3 1/2		2/3 1/2							
	5. 不適格改築事業 (幼、小、中、義務教育、中等教育(前期課程)、特別支援学校(幼・小・中学部))	(一般)	1/3 1/2		2/3 1/2							
	6. 耐震補強事業 (幼、小、中、義務教育、中等教育(前期課程)、特別支援学校)	耐震補強	1/3		2/3							
	(小、中、義務教育、中等教育学校(前期課程)の非木造校舎・屋体)	(地震防災緊急事業五箇年計画に基づくもの)	1/2		1/2							
	(幼、小、中、義務教育、中等教育(前期課程)、特別支援学校)	うち I s 値0.3未満等のもの)	2/3		1/3							
	7. 長寿命化改良事業 (幼、小、中、義務教育、中等教育(前期課程)、特別支援学校)	構造体の劣化対策を要する建築後40年を経過したもの	1/3		2/3							



## 6 教育委員会所管

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の 方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に 対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 の別 特定
地域に学ぶ人権学習推進事業費補助金	市町が実施する人権課題解決についての学習活動に要する経費	一講座あたり 80千円を限度		1/3	2/3		×	令和元年度兵庫県教育委員会補助金交付要綱	人権教育課	—	教育費 社会教育費	臨時特定
外国人児童生徒等に対する教育支援事業 (公立学校における帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)	日本語指導が必要な外国人児童生徒に対する支援に要する経費	予算の範囲内	1/3	1/3	1/3		△	令和元年度兵庫県教育委員会補助金交付要綱 教育支援体制整備事業費補助金交付要綱	人権教育課	—	教育費 教育総務費	臨時特定
日本語指導支援推進校事業	日本語指導が必要な外国人児童生徒に対し、日本語指導支援員を配置し、日本語指導の実施に要する経費の一部を補助	予算の範囲内		1/2	1/2		×	令和元年度兵庫県教育委員会補助金交付要綱	人権教育課	—	教育費 教育総務費	臨時特定
補習等のための指導員等派遣事業	スクール・サポート・スタッフ配置事業	事業に要する経費	1/3	2/3			☆	教育支援体制整備事業費補助金(補修等のための指導員等派遣事業)交付要綱	教職員課	—	教育費 教育総務費	臨時特定